資料３－１

第５章　高齢者施策の展開

１　地域包括ケアシステムの推進体制の充実

大阪市では、これまで、複合化・複雑化した課題を抱える高齢者に対する支援・対応が重要となるため、2040(令和22)年を見据えて、地域包括ケアシステムを推進しており、「地域包括ケアシステム」のさらなる深化・推進に向け、「在宅医療・介護連携推進事業」「生活支援体制整備事業」「認知症総合支援事業」「地域ケア会議推進事業」に取り組んでいます。

今後も、高齢化の進展により高齢者のいる世帯、特に単身高齢者世帯が増加する中、専門的なケアや夜間を含めた24時間のケアを必要とする高齢者が在宅生活を継続していくために、医療と介護等の連携体制について、必要なサービスが切れ目なく一体的に提供される仕組みの充実を図る必要があります。そのためには、介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤の整備が重要となります。

また、介護が必要になっても、認知症になっても、頼れる身寄りがいなくても、可能な限り地域の中で暮らし続けることができるような地域づくりを進めるためには、「支援を必要としている人に気づく」「ニーズに応じた適切な機関につなぐ」「必要なサービスが届けられる」といった支援体制の充実が必要です。

そのため、専門職が協働して地域におけるネットワークを構築し、地域が抱える課題の解決に向けて継続的に支援していく機関として設置された地域包括支援センターの充実を図っていきます。

2020(令和２)年国勢調査によると、大阪市における65歳以上の高齢者のいる一般世帯47万3,892世帯のうち、単独世帯の占める割合は45.0%となっており、2010(平成22)年の国勢調査と比較すると、3.9ポイント上昇しています。

（P９ 「世帯の家族類型別65歳以上親族のいる一般世帯数の推移」参照）

今後、長寿化に伴い、ひとり暮らし高齢者や頼れる身寄りがいない高齢者、認知症高齢者など、地域での支援を必要とする高齢者の増加が想定されます。こうした高齢者が地域で安心して暮らし続けるためには、家族の介護力だけでは支えきれない場合や、家族・親族からの支援を受けることが難しい場合もあることから、医療、介護といった専門的なサービスの充実とともに、地域住民と協働した地域づくりや通いの場の充実などに取り組んでいきます。

ユニボイス
貼り付け位置

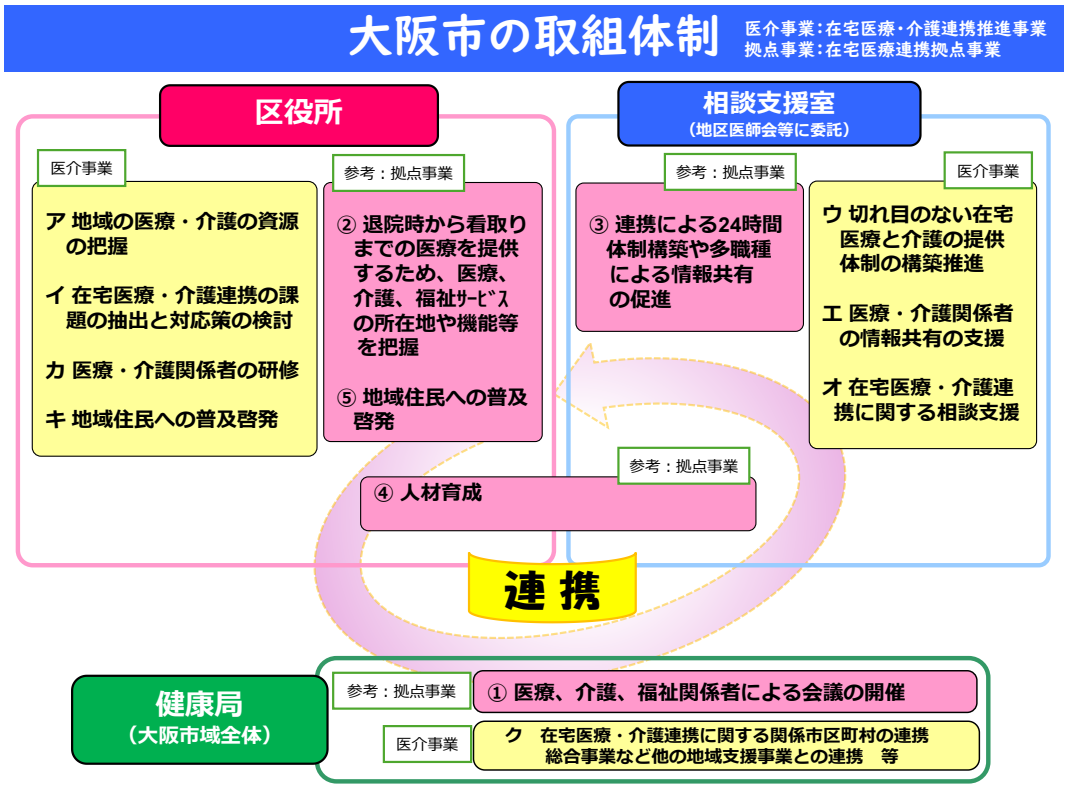
（１）在宅医療・介護連携の推進

現状と課題

大阪市においては、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の多職種が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療と介護を一体的に提供するために必要な支援を行うことが求められています。

そのため、下図の取組体制に示すよう８つの事業項目（ア）～（ク）について、地域の実情に応じた取組が可能となるよう、各区を単位として、区役所、在宅医療・介護連携相談支援室、健康局が連携しつつ、医療・介護関係者等とともに、事業を進めています。

在宅医療・介護連携推進事業の取組体制



高齢者実態調査（本人調査）によると、介護が必要となった場合の希望する暮らし方として、57.5%の方が自宅で過ごしたいと答えています。また、人生の最終段階に過ごしたい場所として、39.1%が自宅で最期を迎えたいと答えています。

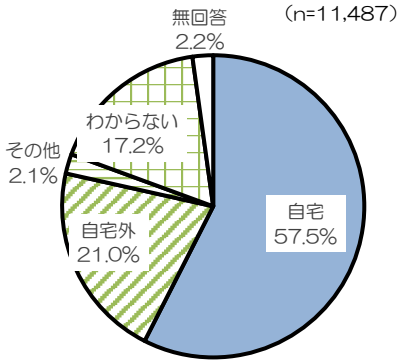
一方、人口動態統計によると、大阪市では自宅で死亡した人は22.0%（令和６年）であり、本人の意向とは異なる状況で最期を迎えている方が多くいます。

ユニボイス
貼り付け位置

また、高齢者実態調査（本人調査）における人生会議（ＡＣＰ）（※）に関する認知度では、「名前も内容も知っている」「名前は知っているが、内容は知らない」の割合が合計で10.6%となっており、少しずつ認知は広がりつつあります。一方、「名前も内容も知らない」の割合が85.9%となっており、さらなる認知度の向上が課題です。

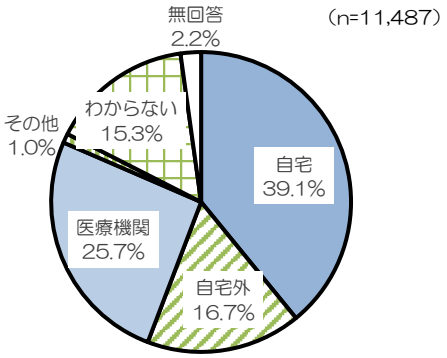
※人生会議（ＡＣＰ）…もしもの時のために、自らが望む医療や介護について自分自身で前もって考え、周囲の信頼する人達と前もって話し合い、共有すること。

介護が必要となった場合の暮らし方



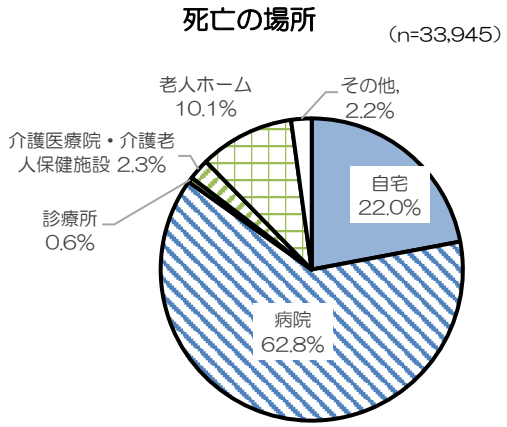
（「高齢者実態調査報告書（本人調査）」2026(令和8）年3月　大阪市）

人生の最終段階に過ごしたい場所



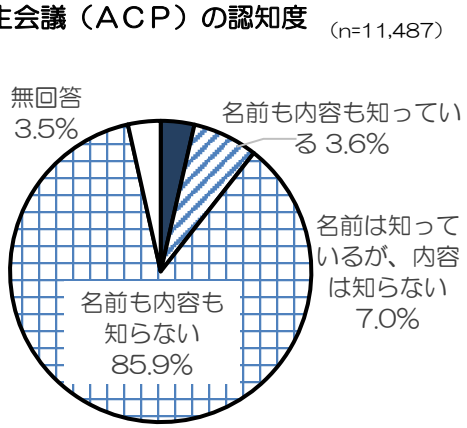
（「高齢者実態調査報告書（本人調査）」2026(令和8）年3月　大阪市）

死亡の場所



（「人口動態調査」2024(令和6）年　厚生労働省）

人生会議（ＡＣＰ）の認知度



（「高齢者実態調査報告書（本人調査）」2026(令和8）年3月　大阪市）

高齢者のライフサイクルを意識しつつ、在宅医療を支える４つの医療機能（日常の療養支援、入退院支援、急病時の対応、看取り）の確保に向け、「在宅医療に必要な連携を担う拠点」及び「積極的役割を担う医療機関」が中心となり、在宅医療・介護連携推進事業と連携しながら、取組を進める必要があります。また、高齢者で必要となるリハビリテーション、栄養、口腔に関する取組も強化する必要があり、今後、総合事業などの他の地域支援事業との連携を図っていくことが求められています。

ユニボイス
貼り付け位置

さらに、平時における在宅医療・介護連携の推進を図るとともに、感染症等の非常時においても医療・介護の連携が一層求められるため、医療・介護関係者等の連携体制や対応の検討を図っていく必要があります。

施策の方向

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域における医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供することが重要です。

そのため、地域の実情に応じた取組内容の充実を図りつつ、ＰＤＣＡサイクルに沿った取組を実施することで事業を推進していく必要があります。

切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築をめざすため、関係機関等との連携や多職種協働により以下の事項に取り組んでいきます。

具体的取組

現状分析・課題抽出・施策立案

[現状分析]

●地域の医療・介護連携における課題の抽出に向けて、医療・介護資源の実情を把握していきます。

●各区の実情を把握し、現状を分析した上で、情報をマップやリスト等に整理し、地域の医療・介護関係者と情報の共有・活用を図ります。

●医療・介護関係の情報は区の広報紙やホームページ等を活用して、住民に情報提供していきます。

[課題抽出・施策立案]

●地域の関係団体等が参画する各区の「在宅医療・介護連携推進会議」等において、現状分析により抽出された課題をもとに対応策を検討します。

●「大阪市在宅医療推進会議」において、区域を越える連携の課題や区の取組を円滑に進めることができるよう、広域における課題と対応策に対する有識者からの意見を反映し、取組を進めていきます。

ユニボイス
貼り付け位置

対応策の実施

［医療・介護関係者に関する相談支援］

●「在宅医療・介護連携相談支援室」に在宅医療・介護連携支援コーディネーターを配置し、医療・介護関係者等からの在宅医療・介護連携に関する相談を受けるとともに、連絡調整・情報提供等の支援を行います。

●多職種間の円滑な相互理解や情報共有が行えるよう、関係者間の橋渡し役となって「顔の見える関係」を構築することにより、切れ目のない在宅医療・介護の提供体制の構築を図っていきます。

［医療・介護関係者の研修］

●在宅医療と介護連携が促進できるよう、関係者が相互に信頼できる「顔の見える関係」づくりを進めるため、多職種の連携を図るための研修会を開催します。

●市民の「人生会議（ACP）」の理解を促進するため、医療・介護関係者の研修会を開催します。

［地域住民への普及啓発］

●地域住民が自ら希望する医療や介護を受けるなど、在宅での療養が必要となったときに、適切にサービスを選択できるよう普及・啓発を進めていきます。

●地域住民が看取り等について理解し、医療・介護関係者と本人・家族等が人生の最終段階における意思を共有していくことが重要なため、「人生会議（ＡＣＰ）」の理解促進と更なる普及啓発について取り組んでいきます。

●区の広報紙・ホームページ等の活用や地域の実情に合わせた区民講演会等様々な取組を継続して行うことで、効果的に広く普及・啓発していきます。

［医療・介護関係者の情報共有の支援］

●患者・利用者等の状態の変化等に応じて、医療・介護関係者間で速やかな情報共有が行われるよう多職種で情報共有ツールの作成・活用について検討していきます。

●既存の情報共有ツールについては、活用状況を把握したうえで、医療・介護関係者等の意見を十分に踏まえ、実情に応じ改善を図ります。

［医療・介護関係者のその他の支援］

●在宅医療と介護が切れ目なく提供できるよう、入退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取り、認知症への対応、感染症等の非常時の「各場面」における多職種による連携体制の構築を進めていきます。

●医療・介護関係者による多職種連携を進めていくうえで、身近な地域における日常的な医療の提供や健康に関する相談等を行う「かかりつけ医」を増やすことが重要であるため、医療機関に対して在宅医療への協力を啓発していきます。

対応策の評価・改善

●各区においては、今後も地域の実情を踏まえ、柔軟な取組を推進していくとともに、健康局においては、総合事業など他の地域支援事業との連携を図りながら、リハビリテーション、栄養、口腔に関する対応強化など、より一層一体的かつ効率的に取組を推進していきます。

●今後、ＰＤＣＡサイクルに沿って地域の実情に応じた柔軟な取組を進めることで、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制を構築することにより、さらなる取組の充実を図っていきます。

《 実 績 》

	2023（令和5）年度	2024（令和6）年度	2025（令和7）年度
課題への対応策が具体化され・実施、評価・改善を行っている区	２２区	１９区	２１区

ユニボイス
貼り付け位置

（２）地域包括支援センターの機能強化

現状と課題

地域包括支援センターは、地域住民の心身の健康の保持と生活の安定のために、総合相談支援、虐待の早期発見・防止などの権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援、地域ケア会議の開催、介護予防ケアマネジメントなどの必要な援助を行い、保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とし、地域包括ケアシステムの推進の中核的役割を担う機関です。

大阪市では、よりきめ細かなニーズ把握とそれに対応する高齢者支援のネットワークを構築できるよう、高齢者人口概ね１万人に対し１か所の地域包括支援センターを設置することとしており、68か所の地域包括支援センターと、63か所の身近な総合相談窓口（ブランチ）が地域にお住まいの高齢者やその家族からの介護、福祉、保健に関する相談に応じます。（令和９年４月時点）

地域包括支援センターが公正・中立性を確保し、事業運営状況等の報告や今後の事業のあり方について協議を行うため、有識者や関係機関・団体が参加する「大阪市地域包括支援センター運営協議会」を設置しており、地域包括支援センターの設置者を選定する選定部会と事業内容を評価するための評価部会を設置しています。

2006(平成 18)年からは、事業評価を導入し、国の評価指標も踏まえながら、自己評価や客観的な評価基準による評価のしくみを、評価部会において構築してきました。

これに基づいて地域包括支援センター及び総合相談窓口（ブランチ）の運営体制・業務内容等の評価を実施しており、市内全域において包括的かつ継続的な支援体制が公平かつ中立に提供されることを担保し、専門機関として質の向上を図るための取組を進めています。さらに、区保健福祉センターにおいては、関係機関・団体が参加する「区地域包括支援センター運営協議会」を開催し、事業内容の評価や関係機関の連携調整などを行っています。こうした評価の実施や、事業方針の提示を行うことで、年々改善が行われるなど、地域包括支援センターの質の向上につながっています。

地域包括支援センターへの相談実績は、年々増加しており、また、長寿化の進展や地域住民の支援ニーズの複雑化・多様化等を背景として、地域包括支援センターの業務負担も増加しています。

今後、2040 年に向けては、介護と医療の複合ニーズを抱える高齢者、認知症高齢者、ひとり暮らし高齢者等の増加が見込まれることから、地域における相談体制を確保・充実させるためには、地域包括支援センターの業務負担軽減に努めながら、関係機関との適切な連携・役割分担を図ることが重要です。

ユニボイス
貼り付け位置

施策の方向

「在宅医療・介護連携推進事業」、「生活支援体制整備事業」、「認知症総合支援事業」、「地域ケア会議推進事業」の包括的支援事業を深化・推進し、さらに地域包括ケアシステムの深化・推進を図っていくためには、地域包括支援センターが中核的な役割を担い、関係機関と連携していくことが重要です。

また、高齢者だけでなく、経済的困窮者、障がい者、ひとり親家庭、これらが複合したケースや、ヤングケアラーをはじめとしたケアラー支援を推進するため、保健・福祉・医療分野の関係機関のみならず、生活困窮分野、障がい分野や児童福祉・教育分野など、他分野と連携していくことが重要です。

加えて、複雑化・複合化した課題を抱える高齢者とその家族への支援や、家族介護者の働き方の希望等に配慮した支援にあたっては、地域包括支援センターに寄せられる相談や地域ケア会議等から見えてきた課題も踏まえ、地域ニーズに応じた支援の充実を図っていくことが重要です。

地域包括支援センターが、これらの役割を適切に担うことができるように、次のとおり地域包括支援センターの業務負担軽減に努めるとともに体制の充実に取り組みます。

○地域として必要な相談支援が提供されるよう、地域包括支援センターが地域全体の支援に重点を置いたネットワークづくりや社会資源の把握を行うとともに、居宅介護支援事業所等と連携・役割分担を図りながら、地域の様々な社会資源をケアプランに位置付けるなど、包括的・継続的ケアマネジメント業務を通じて居宅介護支援事業所における個別的な支援を推進していきます。

○長寿化の進展等に伴って増加するニーズに適切に対応できるよう、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員の三職種のほか、その他の専門職など、地域包括支援センターによる支援の質を担保したうえで、柔軟な職員配置を行い、適切な人員体制の確保を図ります。

○委託者である大阪市が具体的な運営方針・目標・業務内容の設定を行い、地域包括支援センター間及び行政との業務の役割分担の明確化と連携強化を図ります。また、頼れる身寄りがいない高齢者への支援をはじめ、地域ケア会議等を活用しながら、地域で顕在化している課題の解決に向け、切れ目のない支援が提供される地域づくりを推進していきます。

○地域包括支援センターは、災害等の発生時において支援が必要な高齢者の把握や関係機関との連絡調整など、各地域において重要な役割を有することから、平時からの業務整理、地域における関係構築等を図ります。

ユニボイス
貼り付け位置

○地域包括支援センターの事業の評価にあたっては、包括的支援事業の実施に係る方針に沿った具体的な取組の内容を評価項目とし、経年的に評価することで事業実施の成果を把握するとともに、評価項目については必要に応じて見直し、適切に評価を実施していきます。

さらに、地域包括支援センターの事業に係る評価の結果から明らかになった課題や地域包括支援センターに求められている役割、ニーズに応じた研修を開催し、職員の質の向上に努めます。

地域包括支援センターの機能や役割を理解してもらえるよう、地域への周知・広報並びに事業の内容及び運営状況に関する情報の公表に努めるとともに、日ごろの地域での活動を通じて周知を図り、認知度の向上に努めます。

ユニボイス
貼り付け位置

具体的取組

高齢者の総合相談支援

●地域包括支援センターでは、高齢者の個々の状態に応じた介護予防ケアマネジメントに基づく効果的な介護予防サービス等を提供することとあわせて、地域で安心して暮らせるよう総合相談支援・権利擁護業務、地域の多職種協働・多職種連携による包括的・継続的ケアマネジメント支援や地域住民・専門機関等の地域ネットワークの形成を行うとともに、引き続き、障がい者基幹相談支援センター等、様々な相談支援機関と連携し、切れ目なく円滑に介護サービス等が受けられるように支援を行います。

●大阪市では地域にお住まいの高齢者やその家族からの介護、福祉、保健に関する相談に応じるため、地域包括支援センター及び総合相談窓口（ブランチ）を設置し、地域包括支援センターと総合相談窓口（ブランチ）が連携して総合相談支援・権利擁護業務を行います。

＜実績＞

○地域包括支援センター

	2023（令和5）年度	2024（令和6）年度	2025（令和7）年度
設置数	66か所	66か所	66か所
延べ相談件数	延505,721件	延523,508件	延535,512件

○総合相談窓口（ブランチ）

	2023（令和5）年度	2024（令和6）年度	2025（令和7）年度
設置数	66か所	65か所	65か所
延べ相談件数	延78,432件	延80,211件	延83,711件

地域包括支援センターの機能の強化

●地域包括支援センターの運営体制・業務内容等の評価を実施し、市内全域において包括的かつ継続的な支援体制が公平かつ中立に提供されることを担保し、専門機関として質の向上を図るための取組を進めます。

●大阪市独自の研修として職員等を対象に、基礎研修・発展研修・管理者研修という研修体系により、各階層に求められる役割と専門的知識を明確にした効果的な研修を実施します。

＜実績＞

	2023（令和5）年度	2024（令和6）年度	2025（令和7）年度
基礎研修	4回	4回	4回
発展研修	4回	4回	4回
管理者研修	2回	2回	2回
全体研修	3回	3回	4回

ユニボイス
貼り付け位置

地域ケア会議の推進

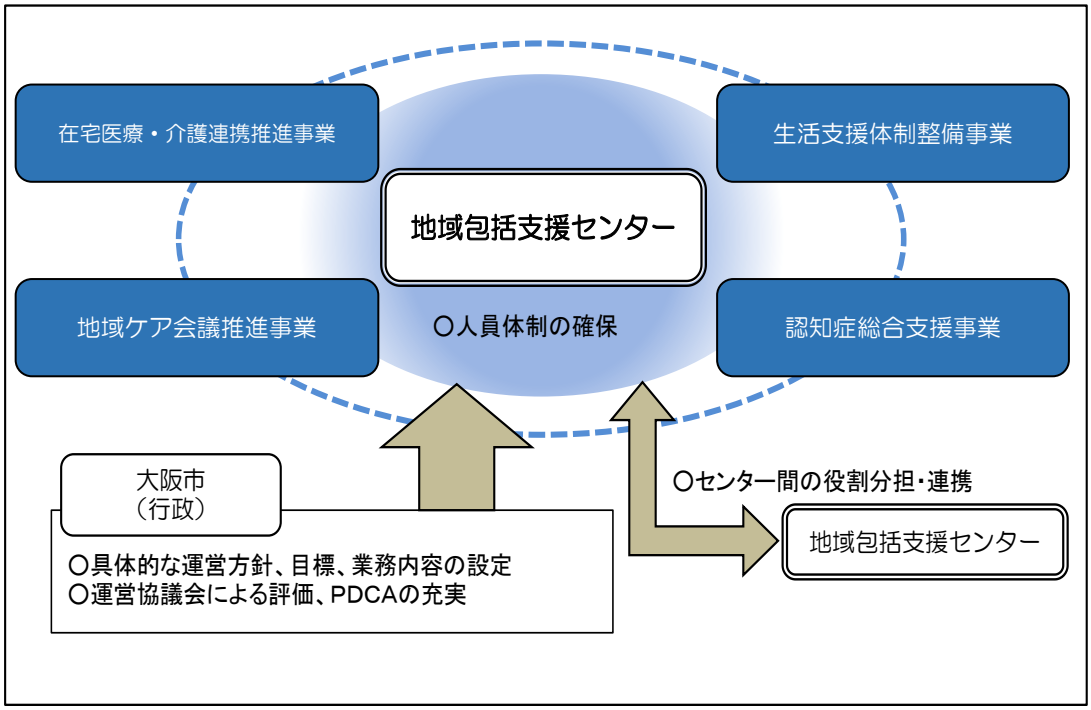
●個別ケース検討のための地域ケア会議、高齢者等の自立支援等に資するケアマネジメントを支援するための地域ケア会議、ケース検討から見えてきた課題のまとめのための地域ケア会議等を実施します。
●見えてきた課題については、地域包括支援センターから運営協議会（区地域ケア推進会議）に報告することを委託方針とし、地域ネットワークの構築を推進するとともに、課題を取りまとめることで地域の課題把握を行い、包括圏域で取り組む課題に関して、今後の取組につなげます。また、市域で取り組むべき課題に関しては、市地域ケア推進会議へ報告し、政策形成へつなげることとします。

＜実績＞

〇地域ケア会議

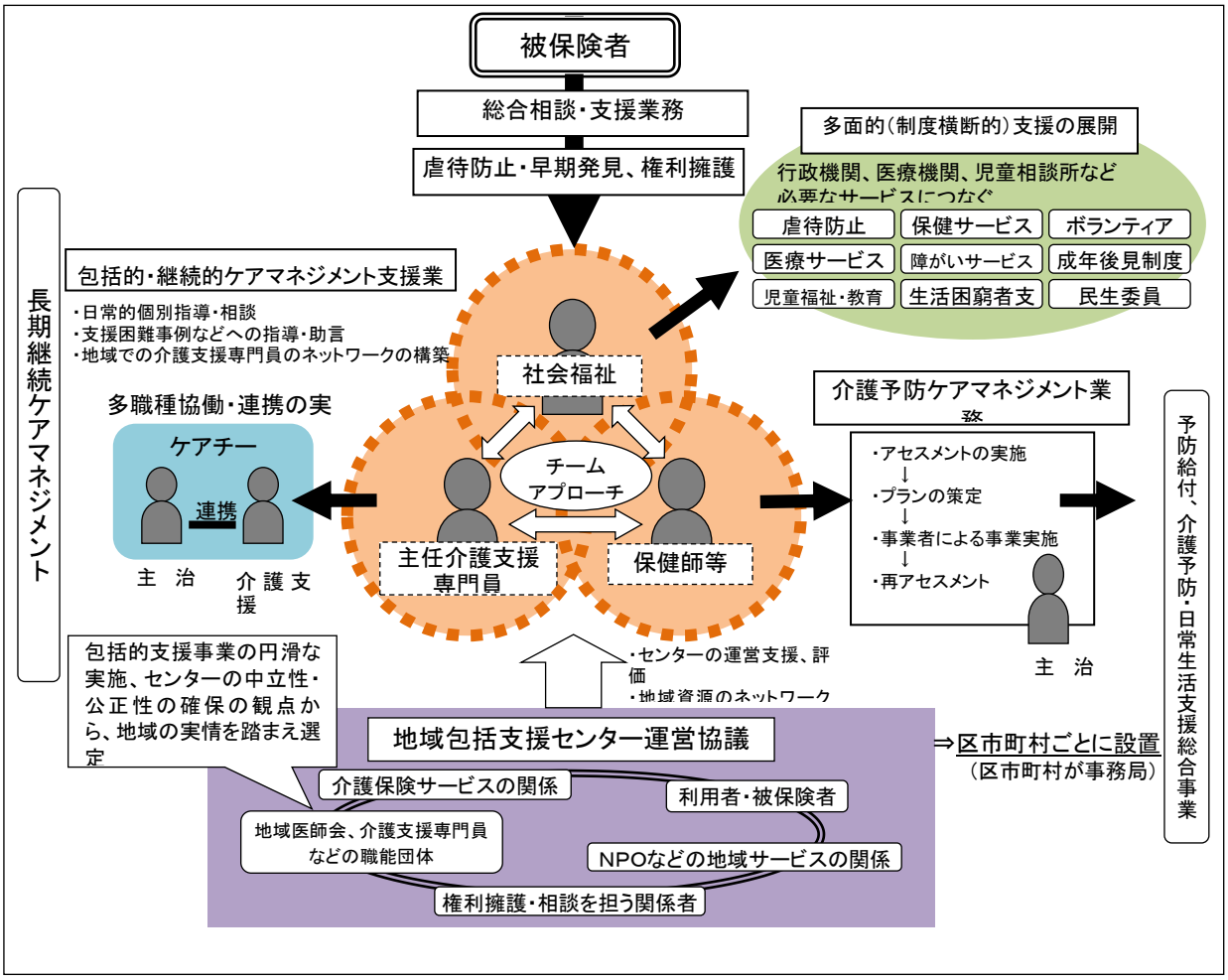
	2023（令和5）年度	2024（令和6）年度	2025（令和7）年度
開催回数	1,711回	1,722回	1,638回

包括的支援事業の深化・推進（イメージ図）



ユニボイス
貼り付け位置

地域包括支援センターの役割



ユニボイス
貼り付け位置

（３）地域における見守り施策の推進（孤立化防止を含めた取組）

現状と課題

大阪市では、自ら助けを求めることができず、地域社会から孤立しがちな人を支える仕組みとして、2015(平成27)年度から「見守り相談室」を設置し、地域において支援を必要としている人を発見し、適切な支援や地域資源等につなげるネットワークの強化に取り組む福祉専門職のワーカー（福祉に関する相談業務経験や資格等を有しコミュニティソーシャルワークを実施するもの。以下「CSW」という。）を配置する「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」を実施しています。

本事業では、行政と地域が保有する要援護者情報を集約した名簿を地域の日常的な見守りに活用するなどネットワークの強化を図るとともに、災害時の避難支援につながるよう地域と行政が一体となって取り組んでいます。また、支援が必要な状態にあるにもかかわらず自ら相談できない、あるいは地域とのつながりが薄く社会的な孤立に陥ってしまうおそれのある世帯等に対しては、見守り相談室の CSW がねばり強くコミュニケーションをとり、関係を構築する働きかけ（アウトリーチ）を行い、福祉サービス等の利用や地域の見守り活動につないでいます。加えて、水道・ガス・電気・新聞といったライフライン事業者等と協定を結び、使用量の変化や新聞がたまっているなどの異変を感じた場合に通報を受け安否確認を行うなどの連携も進めています。

地域における見守り活動は、個別の自宅訪問やつどいの場等を活用した見守りなど、さまざまな手法で行われていますが、見守り活動の継続や拡大に向けては、新たな人材の発掘も重要です。活動の担い手として参加することが負担とならないよう、相互に支え合うしくみづくりなどを通して、地域の活動に参加しやすい工夫を行っていく必要があります。

また、地域における見守り活動が進むにつれ、表面化していなかった要援護者の掘り起しも進んできており、専門的な支援を必要とするケースも増えています。近年では複合的な課題や適切な支援機関がみつからない困難事案も増えてきており、専門的なノウハウを持って取り組む必要があるほか、支援機関同士のネットワーク強化を図りながら支援を行っていく必要があります。

認知症高齢者等の中には、繰り返し行方不明となり保護されるケースや、長期にわたり身元不明となるケースなどもあり、行方不明の未然防止・再発防止や早期に身元を判明するための取組を推進することが重要です。

ユニボイス
貼り付け位置

施策の方向

地域団体をはじめ多様な人々が、見守り活動の重要性について理解を深めることができる機会を設けるとともに、区が地域の実情に応じて配置している地域福祉活動の推進役である地域福祉コーディネーターなどとの連携を密にするなど、地域における見守りネットワークのさらなる強化に向けた取組を行います。また、社会的孤立に陥るおそれのある世帯や、複合的な課題を抱えるケース等への専門的対応に関しても、地域包括支援センターをはじめ各種相談支援機関と連携図り、横断的な支援を行うことによって、切れ目のない適切な支援につなげるよう取り組みます。

さらに、認知症高齢者等への対応については、行方不明事案の未然防止・再発防止や早期に身元を特定するため警察等と連携し、引き続き取り組みます。

具体的取組

地域における見守り活動の活発化に向けた支援

●地域における見守り活動に関する発表の場を設けるなど、地域住民への周知・啓発に取り組み、新たな地域の担い手を育成し、見守り体制の強化に努めます。

孤立世帯等への専門的対応

●「見守り相談室」が地域と連携し、自ら相談できない人を発見するとともに、各種相談支援機関等と連携し、適切な支援につなげる取組を進めます。
●制度の狭間や複合的な課題を抱える事例に対しては、2019(令和元)年度より全区で実施している「総合的な支援調整の場（つながる場）」の機能を活用して対応を進めます。
●多岐にわたる支援困難事例に対して適切かつ円滑な対応を行うことが出来るよう、福祉専門職のワーカーが事例の検証やノウハウの共有を行う研修等を実施することにより、さらなるスキルアップに努めます。

認知症高齢者等見守りネットワーク事業

（P77参照）

ユニボイス
貼り付け位置

（４）複合的な課題を抱えた人や世帯への支援体制の充実

現状と課題

高齢者を取り巻く福祉課題は複雑化・多様化・深刻化し、本人に対する支援の相談だけでなく、いわゆる 8050 問題やヤングケアラーをはじめとしたケアラーを取り巻く課題（老老介護、ダブルケアなど）、失業や障がいなど、家族が問題を抱えている場合も多く、居住の問題、経済的な問題などを一体的に支援することが求められています。そのため、高齢者の支援機関だけでなく、各施策分野の関係機関がそれぞれの強みを活かし、連携することにより、相談支援機能の充実に取り組む必要があります。

2015(平成27)年に施行された「生活困窮者自立支援法」に基づく生活困窮者自立支援制度では、経済的な問題のある人のみならず、複合的課題を抱える人、制度の狭間に置かれている人等、様々な人が抱える生活上の困りごとを解決するため、必要に応じて各種関係機関と連携し、相談支援、就労支援、家計改善等の様々な支援を実施しています。よりきめ細かなサービスを提供するため、大阪市では各行政区に自立相談支援機関を設置し対応しています。

2018(平成30)年には、改正法が施行され、社会的孤立や自尊感情の低下等により、自らＳＯＳを出すことが難しい生活困窮者が、早期に支援につながるよう、自治体の各部局（福祉、就労、教育、税務、住宅等）において、生活困窮者を把握した場合には自立相談支援事業等の利用勧奨を行うことが努力義務化されるとともに、生活困窮者に対する支援に関する情報の交換や支援体制に関する検討を行うため、関係機関等から構成される会議（支援会議）を設置することができるようになりました。

既存の仕組みでは解決できない複合的な課題等を抱えた人や世帯に対しては、2019(令和元)年度から全区で実施する「総合的な相談支援体制の充実事業」において、区保健福祉センターが「調整役」となり、各相談支援機関や地域の関係者等が一堂に会して支援方針や役割分担を共有する「総合的な支援調整の場（つながる場）」（以下「つながる場」という。）を開催するほか、関係機関等の連携促進に向けた研修会等を実施するなど、複合的な課題等を抱えた人や世帯が、どの区におられても適切な支援につながることができる相談支援体制の充実を図っています。

ユニボイス
貼り付け位置

施策の方向

複合的な課題に的確に対応するためには、高齢者の支援機関だけでなく、様々な施策分野の関係機関が連携し、課題を解決する仕組みづくりに取り組む必要があります。

また、2018（平成30）年４月施行の改正社会福祉法において、地域共生社会の実現にむけ、複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するよう努めることが規定されています。

引き続き、複合的なニーズに対応する様々な支援をコーディネートする仕組みの充実や関係者のスキルアップに取り組むなど、市全域で複合的な課題を抱えた人や世帯が適切な支援につながるよう、相談支援機関・地域・行政が一体となった総合的な相談支援体制の一層の充実を図ります。

具体的取組

総合的な相談支援体制の充実事業

●既存の仕組みでは解決できない複合的な課題等を抱えた人や世帯に対し、区保健福祉センターが調整役となり、関係者が一堂に会して支援方針を話し合う「総合的な支援調整の場（つながる場）」を開催するなど、「相談支援機関・地域・行政が一体となった総合的な相談支援体制」の充実に向けた取組を行います。

生活困窮者自立支援事業

●各区役所内に自立相談支援機関を設置し、相談支援員が多様で複合的な課題を抱える方に対し、他法・他施策の窓口や地域のネットワーク、関係機関等と連携し、相談者の自立に向けた支援を行います。

地域包括支援センター（再掲）

（P49参照）

総合相談窓口（ブランチ）（再掲）

（P49参照）

ユニボイス
貼り付け位置

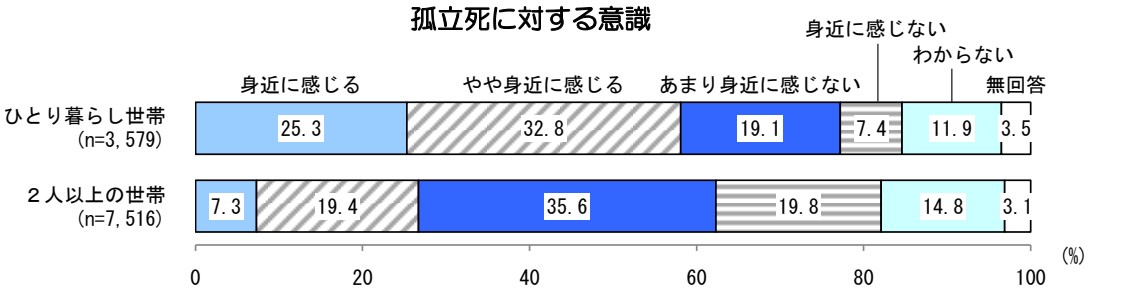
（５）ひとり暮らし高齢者への支援

現状と課題

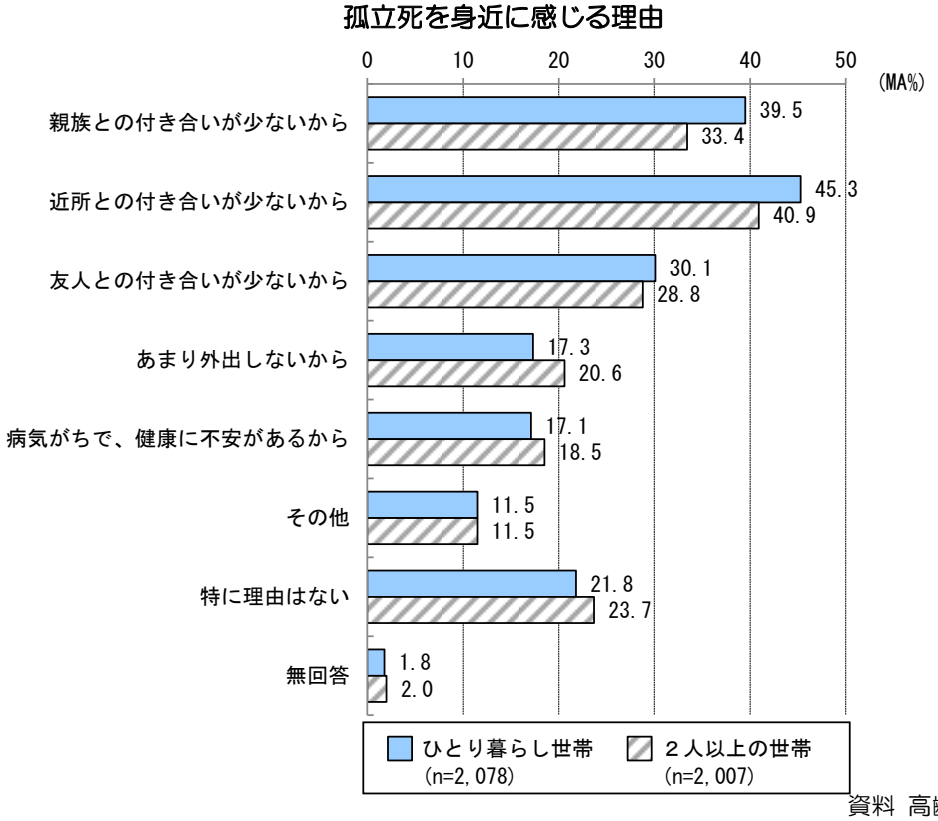
2020(令和２)年の国勢調査によると、大阪市におけるひとり暮らし高齢者世帯数は213,260世帯であり、高齢者のいる一般世帯数(473,892世帯)に占める割合は約45.0%となっています。(Ｐ９「世帯の家族類型別65歳以上親族のいる一般世帯数の推移」参照)

高齢者実態調査（本人調査）によると、ひとり暮らし高齢者世帯の回答では、他の世帯と比べて、孤立死について「身近に感じる」「やや身近に感じる」を合わせた割合は、58.1%となっており同居者のいる世帯の 26.7%に対して大きな差がみられます。

また、「孤立死を身近に感じる理由」では、「近所との付き合いが少ないから」45.3%、「親族との付き合いが少ないから」39.5%と、地域、親族との付き合いが薄くなり、何かあったときに頼ることができない状況が伺えます。



資料　高齢者実態調査



資料　高齢者実態調査

ユニボイス
貼り付け位置

一方で、2023(令和５)年３月末の大阪市の要介護（要支援）認定率は 28.6%であり、全国（20.2%）を上回っています。また、大阪市の単身世帯とその他世帯の要介護（要支援）認定率を比較したところ、単身世帯の要介護（要支援）認定率（39.7%）がその他世帯の要介護（要支援）認定率（19.1%）を大きく上回っていることから、単身世帯率が高いほど要介護（要支援）認定率も高くなる傾向がみられます。（Ｐ19「要介護（要支援）認定者数の状況」、Ｐ23「第１号被保険者の状況」参照）

今後もひとり暮らし高齢者の増加が見込まれる中、頼れる身寄りがいない高齢者の増加も見込まれており、ひとり暮らし高齢者が地域で安心して在宅生活を継続していくためには、行政による介護保険サービスの充実のみならず、医療・介護の関係機関の連携や住民をはじめ地域に関わるすべての人が互いに支え合い、助け合う地域づくりが重要となってきます。

また、令和８年に社会福祉法等の一部改正が行われ、頼れる身寄りがいない高齢者の生活課題に関する相談支援体制については、地域包括支援センターや生活困窮者自立相談支援機関等の既存の支援体制において、相談支援を行うことが明確化され、支援機能の強化が図られました。

ユニボイス
貼り付け位置

施策の方向

高齢化の進展等に伴い、今後もひとり暮らし高齢者の増加が見込まれます。

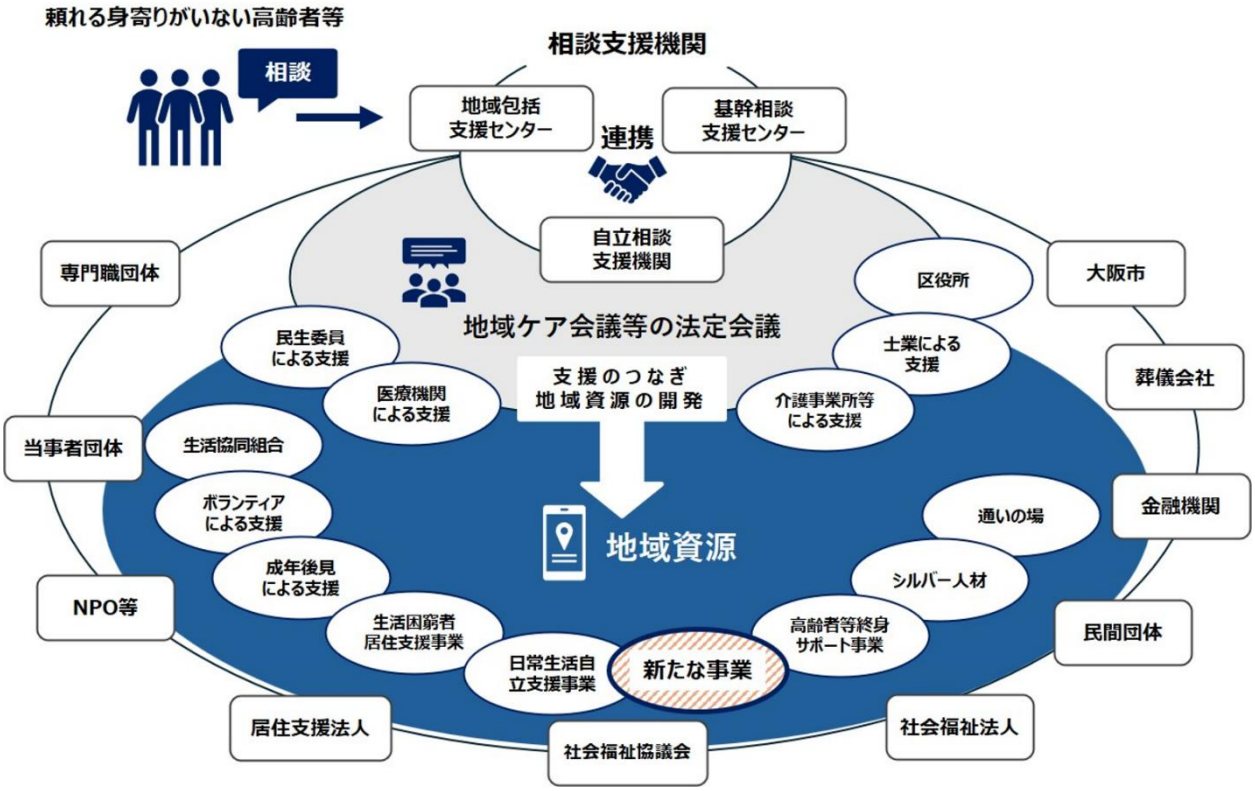
ひとり暮らし高齢者が地域で安心して暮らすためには、日頃からきめ細かな見守りを行い、地域住民の声かけ等の見守り活動や在宅福祉サービスの充実などに取り組むとともに、外出や交流による社会参加などを通じて自身の生きがいづくりや介護予防に取り組むといった機会づくりが重要です。また、生活困窮状態に陥っていても自ら SOS を出すことが難しい高齢者を発見し、早期に支援につなげる仕組みづくりが必要です。

大阪市では、ひとり暮らし高齢者に対する取組に加え、ひとり暮らし高齢者を含むすべての高齢者を対象とした地域における見守りなどの多くの取組を行っています。

また、令和８年の社会福祉法の一部改正を踏まえ、身寄りがいないことなどにより日常生活又は社会生活を営むうえで支障がある方に対し、日常生活支援、入院等の手続支援、死後事務等の支援が適切に届くよう、相談支援体制の整備とあわせて取組を進めていく必要があります。

今後もひとり暮らし高齢者を支え、地域で安心して暮らすことができるように、様々な関係部局、関係機関が連携し、次の取組を充実していきます。

頼れる身寄りがいない高齢者等への支援体制（イメージ）



出典：厚生労働省資料をもとに大阪市福祉局作成

ユニボイス
貼り付け位置

具体的取組

ひとり暮らし高齢者を支えるための主な取組（再掲）	掲載箇所
相談体制	
・生活困窮者自立支援事業 ➢ 各区役所内に自立相談支援機関を設置し、相談支援員が多様で複合的な課題を抱える方に対し、他法・他施策の窓口や地域のネットワーク、関係機関等と連携し、相談者の自立に向けた支援を行う。	P55
・地域包括支援センター及び総合相談窓口（ブランチ） ➢ 地域にお住まいの高齢者やその家族からの介護、福祉、保健に関する相談に応じるため、地域包括支援センター及び総合相談窓口（ブランチ）を設置し、地域包括支援センターと総合相談窓口（ブランチ）が連携して総合相談支援・権利擁護業務を行う。	P49
地域における見守り	
・地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業 ➢ 地域における見守りネットワークを強化するために、各区に福祉専門職のワーカー等を配置した「見守り相談室」を設置している。 ➢ 行政と地域が保有する要援護者名簿を整理し、災害時の避難支援等にもつながるよう、名簿を活用した地域での見守り活動を支援するとともに、孤立世帯等への専門的対応を行い、また、認知症高齢者等の行方不明時の早期発見等につなげるための取組も行う。	P52

ユニボイス
貼り付け位置

権利擁護施策

・成年後見制度
- 認知症などにより判断能力が十分ではない高齢者等に対して、法的に権限を与えられた成年後見人等が、本人の意思決定を支援し、福祉サービス利用契約や適切な財産管理を行うことで、その方の生活を援助する。

P63

・あんしんさぽーと事業（日常生活自立支援事業）
- 認知症などにより判断能力が十分ではない高齢者等に対して、福祉サービスの利用援助や金銭管理・財産保管サービスなどを行う。

P65

認知症の人への支援

・認知症初期集中支援推進事業
- 医療・介護・福祉の専門職で構成する認知症初期集中支援チームが、ご本人やご家族等からの相談を受け、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、必要な医療や介護サービス等につなぐための支援や家族支援等の初期の支援を包括的、集中的に行い、自立生活のサポートを行う。

P72

・認知症高齢者等見守りネットワーク事業
- 警察捜索を補完するものとして、「見守りシール」等の配付により、身元不明対策を強化する。
- 地域の多様な協力者の協力を得て、認知症高齢者等が行方不明となった場合に、氏名や身体的特徴等の情報を協力者にメールで一斉送信する。
- 認知症高齢者等を介護する家族等に位置情報専用端末を利用した発信機器等を貸与し、位置情報の提供を行うことで介護する家族等の負担を軽減する。

P77

介護予防の取組

・百歳体操等の住民主体の通いの場の充実
- 高齢者が徒歩で参加できる身近なところで介護予防に取り組めるよう、百歳体操等の住民主体の体操・運動等の通いの場を充実させる。
- 「かみかみ百歳体操」の実施を支援することにより、口腔機能向上の取組を充実させる。

P85

・介護予防ポイント事業
- 高齢者の外出の機会や社会参加の促進を図り、生きがいづくりや介護予防に取り組む機会づくりとして、介護保険施設・保育所等の登録施設で介護支援活動や保育支援活動、支援を必要とする方のご自宅等で生活支援活動を行った場合に活動実績に応じて換金可能なポイントを交付する。

P85

ユニボイス
貼り付け位置

在宅生活の支援

・生活支援型食事サービス ➢ 在宅高齢者等の自立した日常生活を確保するため、食事の確保が困難な高齢者等に対し、配食を通じて利用者の安否確認を行う。	P132
・日常生活用具の給付 ➢ 在宅のひとり暮らし高齢者等に対し、防火等の観点から自動消火器や電磁調理器の給付を行う。	P132
・ごみの持ち出しサービス（ふれあい収集） ➢ ごみを一定の場所まで持ち出すことが困難な高齢者のため、収集している世帯の家庭までごみの収集に伺う。	P132
・緊急通報システム ➢ ひとり暮らし高齢者等の世帯の在宅生活を支援するため、急病や家庭内での事故等の緊急時に適切な対応などを行う。	P132

住まいの支援

・市営住宅における高齢者住宅の入居者募集 ➢ 市営住宅における高齢者向け住宅の入居者募集を行う。	P141

ユニボイス
貼り付け位置

（６）権利擁護施策の推進

現状と課題

高齢者対する虐待は、高齢者の心身に深い傷を負わせる重大な権利侵害です。大阪市では、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「高齢者虐待防止法」という。）」を踏まえ、保健福祉センター及び地域包括支援センター（総合相談窓口（ブランチ）を含む。以下同じ。）を養護者（介護している家族等）による高齢者虐待の通報等窓口と位置づけ、専門職を配置して高齢者虐待への迅速かつ適切な対応と養護者への支援に努めています。

養介護施設従事者等による高齢者虐待の通報等については、施設等の指定・指導を行う福祉局において保健福祉センター、地域包括支援センターの協力を得ながら、対応を行っています。

大阪市における養護者による高齢者虐待の通報件数は概ね横ばいである一方、養介護施設従事者等による高齢者虐待は増加傾向にあります。

令和７年度数字の確定は令和７年12月後半予定です

大阪市における高齢者虐待の通報等件数の推移

高齢者虐待の相談・通報・届出件数			2023 令和5年度	2024 令和6年度	2025 令和7年度
養護者によるもの			1,178 件	1,272 件	1,233 件
	通報窓口	区保健福祉センター	784 件	826 件	集計中
		地域包括支援センター （総合相談窓口（ブランチ）を含む）	394 件	446 件	集計中
	虐待と判断した件数		358 件	361 件	367 件
養介護施設従事者等によるもの			100 件	136 件	172 件
	虐待と判断した件数		37 件	72 件	65 件

（大阪市福祉局調べ（令和７年度は速報値））

※「虐待と判断した件数」には、前年度に受理し当該年度に虐待と判断したものを含みます。

ユニボイス
貼り付け位置

高齢者虐待への対応では、高齢者本人の支援・保護に加え、養護者に対しても、介護負担の軽減や家庭内の課題解消に向けて、介護保険サービスの導入、見守り支援、相談支援機関との連携など、適切な支援を行うことが重要です。また、養護者に該当しない同居者等（養護・被養護の関係にない高齢の親と同居する中高年の子など）による虐待行為についても、高齢者虐待防止法の取扱いに準じた対応を行い、早期把握と必要な支援につなげることが求められます。

高齢者虐待を身近な地域課題としてとらえ、保健福祉センターと地域包括支援センターが中心となって、予防から解決まで切れ目のない継続的な対応を行うことが必要となっています。

一方、養介護施設従事者等による虐待については、背景として、教育知識や介護技術等に関する課題、職員のストレスや感情コントロールの問題などが指摘されています。また、身体拘束については、養介護施設従事者等が虐待に該当するという認識を持たないケースもみられることから、養介護施設従事者等に対する啓発や研修等に引き続き取り組む必要があります。

さらに近年は、高齢者の住まいの多様化に伴い、養介護施設従事者等による虐待としての枠組みでは対応しにくい高齢者向け住宅等が増加しており、入居者への不適切な対応が生じても是正や支援につながりにくい状況がみられます。こうしたケースについても、養護者による虐待対応として早期把握と継続支援を行うとともに、養介護施設従事者等による虐待対応の知見も活用できるよう、関係機関の連携を図る必要があります。

また、虐待防止の取組では、安全確保や生活支援に加え、住まいの確保、各種手続・契約、金銭管理等を含む生活再建の支援が求められます。大阪市においては、虐待を受けた要介護（要支援）認定者のうち８割近くの方に日常生活に支障が生じ、見守りや支援が必要となる程度の認知症症状がみられます。認知症等により判断能力が低下している場合には、本人の意思を丁寧に確認しつつ、必要に応じて成年後見制度の活用を含む権利擁護支援につなげることが重要です。

成年後見制度については、国において、2016(平成28)年５月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、個人としての尊厳を重んじ、意思決定支援や意思の尊重、身上保護が適切に行われることを重視するなどの基本理念が掲げられ、2022（令和４）年３月に策定された「第二期成年後見制度利用促進基本計画」では、引き続き「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」を推進していくこととされました。

大阪市では、国の基本計画における市町村計画を「大阪市地域福祉基本計画」と一体的に策定するとともに、2018(平成30)年度に「大阪市の権利擁護支援の地域連携ネットワークにおける協議会（以下、「協議会」という。）」を設置するなど、幅広い連携体制の構築を進めています。

ユニボイス
貼り付け位置

また、保健福祉センターや地域包括支援センター等の相談支援機関では、相談支援を通じて権利擁護支援を必要とする人を発見し、本人を中心とする、家族や関係者による「チーム」を形成し、日常的な見守りを通じて本人の意思や状況を継続的に把握したうえで適切な対応を行うとともに、必要に応じて成年後見制度の利用支援等を実施しています。

成年後見制度については、高齢化の進展や単身高齢者世帯の増加等の社会情勢の変化を踏まえ、より利用しやすい制度とする観点から、法定後見について必要性を開始の要件とし、開始時の必要性がなくなれば終了できる等、制度の見直しが進められています。こうした国の制度改正の動向を注視しつつ、更なる権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を進めていく必要があります。

ユニボイス
貼り付け位置

施策の方向

ア　高齢者虐待防止の取組の充実

高齢者虐待防止法に基づき、高齢者虐待防止に関する周知・啓発に努めるとともに、地域の多様な関係者・機関等によるネットワークを構築し、連携して高齢者虐待の防止及び早期対応等を進めます。また、高齢者虐待の発生要因のひとつである養護者の介護疲れや、養護者自身の障がい・疾病に着目し、地域包括支援センター、障がい者基幹相談支援センター、精神保健福祉相談員等の関係機関との連携を強化することにより、負担の軽減や課題解決に向けた取組を行います。

虐待の発生予防、早期発見には、地域住民をはじめ、保健・医療・福祉サービスの従事者、行政関係者等が高齢者虐待についての知識・理解を深めることが重要です。このため、虐待は重大な権利侵害であることや、通報窓口等の周知徹底を目的とした普及啓発を行うとともに、認知症やその介護方法についての正しい知識・理解の普及、啓発に努めます。虐待事案には、経済的困窮、養護者の疾病や障がいなど様々な問題が背景にあるほか、虐待を受けた高齢者には女性が多いことや、年齢が高いほど虐待が多くなることなどの特徴がみられることから、これらを踏まえた適切な対応を行うとともに、生活保護や生活困窮担当、保健医療関係部門等との連携強化に取り組みます。

虐待事案に適切かつ迅速に対応するためには、地域住民、警察、福祉・教育等の関係機関、専門職等の関係団体、行政機関の連携が重要であることから、大阪市では、関係機関の参画を得て、「高齢者虐待防止連絡会議」を開催し、虐待に関する情報等の共有を図ります。あわせて、各区においては、保健福祉センターが地域包括支援センター等の関係機関と連携し、高齢者虐待防止のネットワーク（連携体制）を活用しながら、身近な地域での発生予防、早期対応、見守り等の取組を進めます。

養介護施設従事者等に対しては、集団指導や運営指導、監査等の機会を通して、虐待防止、通報義務、職員のストレス対策に関する啓発を行うとともに、集団指導時に人権擁護に関する研修会を併せて実施するなど、高齢者虐待防止に関する研修等の取組を進めます。

また、施設等における身体拘束は、高齢者の尊厳を傷つけるだけでなく、身体的機能の低下を招くおそれがあることから、高齢者虐待として位置付け、引き続き、養介護施設従事者の資質向上及び意識改革等を通じて、虐待防止に向けた取組を進めます。

ユニボイス
貼り付け位置

イ　成年後見制度の利用促進及び日常生活自立支援事業の推進

成年後見制度の利用促進に向けて、大阪市成年後見支援センターを中核機関として位置付けたうえで、専門職団体・関係機関が連携協力する「協議会」の設置・運営、地域連携ネットワークの構築に引き続き取り組みます。

また、判断能力が十分ではない方が、身近な地域でその人らしい暮らしを安心して続けられるよう、引き続き、保健福祉センターや地域包括支援センター等において、本人を中心とした家族、福祉・医療、地域等の関係者によるチームを適切に形成します。あわせて、関係者間での情報共有及び支援方針の検討を踏まえ、地域における各種事業の利用調整等を行い、チームによる適切な支援が実施されるよう取り組みます。さらに、「協議会」は、困難事例への助言等を通じて、チームを支援します。

大阪市成年後見支援センターでは、専門職団体等の関係機関と連携し、制度利用に関する広報・啓発、相談支援機関の後方支援、親族後見人の活動支援等を通じて、権利擁護支援の取組を推進します。あわせて、今後、権利擁護支援を必要とする方の増加に対応するため、市民として地域で後見活動を行う「市民後見人」の養成・支援を強化します。

あんしんさぽーと事業（日常生活自立支援事業）は、認知症等により判断能力が十分ではない方が身近な地域で安心して生活できるよう、本人との契約に基づき、各区の社会福祉協議会において福祉サービスの利用支援や日常的な金銭管理支援を行う事業です。契約期間中に判断能力の低下が進み、成年後見制度の利用が必要となった場合には、円滑に制度へ移行できるよう支援するとともに、今後新たにあんしんさぽーと事業の利用を必要とする方が待機することなく、順次利用・契約できるよう、引き続き取り組みます。

ユニボイス
貼り付け位置

具体的取組

ア　高齢者虐待防止の取組の充実

高齢者虐待に関する相談・支援

●養護者による高齢者虐待については、保健福祉センターと地域包括支援センターを相談・通報窓口とし、通報受理後、速やかに、安全を確認し、その他当該通報の事実の確認のための措置を講じます。
●養介護施設従事者等による高齢者虐待については、通報を受けた福祉局が、老人福祉法又は介護保険法の規定による調査及び指導を適切に行い、介護事業の適正運営を確保することにより、高齢者の保護を図ります。

＜実績＞

(養護者によるもの)

	2023(令和5)年度	2024(令和6)年度	2025(令和7)年度
相談・通報対応件数	1,178件	1,272件	1,233件
虐待と判断した件数	358件	361件	367件

(養介護施設従事者等によるもの)

	2023(令和5)年度	2024(令和6)年度	2025(令和7)年度
相談・通報対応件数	94件	136件	172件
虐待と判断した件数	42件	72件	65件

※「虐待と判断した件数」には、前年度に受理し当該年度に虐待と判断したものを含みます。

高齢者虐待防止連絡会議

●市及び各区において関係機関、関係団体が参画する「高齢者虐待防止連絡会議」を開催し、情報の共有化や関係機関相互の連携の強化を図ります。

＜実績＞

		2023(令和5)年度	2024(令和6)年度	2025(令和7)年度
開催回数	大阪市	1回	1回	1回
	区	24回	24回	24回

高齢者虐待に伴う緊急一時保護

●養護者の虐待により生命または身体に重大な危険が生じており、緊急に分離が必要な高齢者を、特別養護老人ホーム等で一時的に保護し、高齢者の身体面の安全と精神面の安定を確保します。

＜実績＞

	2023(令和5)年度	2024(令和6)年度	2025(令和7)年度
件数	21件	16件	28件

ユニボイス
貼り付け位置

イ　成年後見制度の利用促進及び日常生活自立支援事業の推進

成年後見制度にかかる市長審判請求

●身寄りがいないなど親族等による申立てができない高齢者等のために、市長が家庭裁判所に対して後見等開始のための審判請求を行います。また、後見等報酬の費用負担が困難な方に対して助成を行います。

＜実績＞

	2023（令和5）年度	2024（令和6）年度	2025（令和7）年度
市長申立件数	251件	197件	217件
うち高齢者	218件	163件	194件
後見等報酬助成件数	770件	872件	992件
うち高齢者	525件	588件	669件

成年後見支援センター

●関係機関との連携により、成年後見制度の広報や制度に関する専門的な相談に対応するとともに、市民後見人の養成及び活動支援を行います。また、地域連携ネットワークにおける中核機関としての機能を担います。

＜実績＞

	2023（令和5）年度	2024（令和6）年度	2025（令和7）年度
相談件数	1,307件	1,083件	918件
市民後見人バンク登録者	298人	300人	331人
市民後見人受任件数	335件	352件	384件

あんしんさぽーと事業（日常生活自立支援事業）

●認知症などにより判断能力が十分ではない高齢者等に対して、福祉サービスの利用援助や金銭管理・財産保管サービスなどを行います。

＜実績＞

	2023（令和5）年度	2024（令和6）年度	2025（令和7）年度
相談件数	136,316件	132,720件	125,740件
年度末利用件数	2,450件	2,444件	2,455件
うち高齢者	1,179件	1,147件	1,126件

ウ　老人福祉法に基づくやむを得ない事由による措置

老人福祉法に基づくやむを得ない事由による措置

●親族等からの高齢者虐待を受け、高齢者虐待から保護される必要があると認められる場合又は認知症などにより意思能力が乏しく、かつ、家族など本人を代理する人がいないような場合等のやむを得ない事由により、介護保険サービスを利用することが著しく困難な高齢者に対し、その事由が解消し、介護保険法に基づくサービスが受けられるようになるまでの間、必要に応じて老人福祉法に基づき行政権限による高齢者施設への入所等措置を実施します。

＜実績＞

2023（令和5）年度	2024（令和6）年度	2025（令和7）年度
65人	19人	16人

ユニボイス
貼り付け位置

２　認知症施策の推進

認知症施策の推進は、認知症施策推進計画として、「第６章　認知症施策の推進」に記載しています。

ユニボイス
貼り付け位置

３　介護予防・健康づくりの充実・推進

高齢期をすこやかに過ごすためには、高齢者ができる限り健康を保持し、介護が必要な状態とならないよう生活習慣病予防と介護予防を総合的に推進していく取組が重要であり、可能な限り地域で自分らしい暮らしを続けることができる取組を推進していきます。

（１）介護予防・重度化防止の推進

現状と課題

要介護(要支援)状態の方も含めてすべての高齢者を対象とした一般介護予防事業と、要支援状態の高齢者に対する介護予防・生活支援サービス事業や介護予防給付を総合的かつ効果的に実施しています。

加齢とともに心身の活力が低下し、生活機能が衰え虚弱になる状態や要介護（要支援）状態となることを防ぐため、大阪市では、区保健福祉センターの保健師や栄養士等が地域の健康課題に応じ介護予防を中心とする健康教育等を実施しています。その活動は、行政が開催するものだけでなく、健康づくりに関心のある市民や地域の関係機関の参画を得て開催するものが増えており、これらの活動の主体となるグループづくりや地域で活動するリーダーの育成に積極的に取り組んでいます。その結果、地域住民の介護予防に対する意識や機運も高まり、各区において百歳体操やラジオ体操などの自主的な活動も活発に行われています。

また、外出機会の増加や社会参加の促進を図ることにより、生きがいづくりや介護予防につなげるために福祉施設・事業所での介護支援活動、保育所・認定こども園での保育支援活動や在宅活動に応じたポイントを得られ、蓄積したポイントが換金できる「介護予防ポイント事業」を進めてきており、高齢者が地域福祉活動に参加するきっかけづくりにもつながっています。

閉じこもりなどの社会からの孤立は、うつや認知症の発症の重大な危険因子の一つであるといわれており、介護予防の観点からも、地域での社会参加の機会を増やすことが重要です。そのため、高齢者が徒歩で参加できる身近なところで介護予防に取り組めるよう、介護予防に効果がある通いの場を充実させることが必要です。

ユニボイス
貼り付け位置

介護・介助が必要になった原因について、高齢者実態調査（介護サービス利用者調査）によると「骨折・転倒」と回答した方の割合が高くなっています。噛む力や飲み込む力が弱くなり、栄養状態が悪くなると、筋肉量が減少し身体のバランスを取る能力が低下することにより転倒の危険性が高まります。

そのため、介護予防の推進にあたっては、運動器の機能向上の取組だけでなく、口腔機能の向上や栄養状態の改善の取組も併せて進めることが重要です。

そこで、大阪市では、多くの高齢者に介護予防活動に取り組んでいただけるよう、令和７年度から令和９年度までの３年間、重点的な取組を推進することとし、「すこやかに　かいご予防で　いい人生」の頭文字を取って名づけた「すかいプロジェクト」として、介護予防の更なる推進事業を展開しています。

また、介護保険サービスの対象となる「生活機能」の低下した高齢者に対しては、生活期のリハビリテーションとして、単に運動機能や栄養状態といった身体機能の改善だけをめざすのではなく、「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素にバランスよく働きかけることにより、日常生活の活動を高め、家庭や地域・社会への参加を通じて生きがいや自己実現につなげ、ＱＯＬの向上をめざすことが重要となります。

第９期計画策定にあたり、大阪市における介護保険で実施する生活期リハビリテーションサービス提供体制の現状分析及び課題把握を行いました。

リハビリテーションサービスを提供する事業所数は他の政令市と比べて特に少ない状況ではないものの、通所リハビリテーションについては、20 政令市中 16 番目とサービス利用率の低さが顕著にみられました。

その要因としては、利用者やその家族のリハビリテーションに対する意識、ケアマネジャーの自立支援型ケアマネジメントの意識、リハビリテーションサービスの長期利用による利用者の固定化などが影響している可能性があることから、第９期計画期間中には、ケアマネジャーに対するチラシの作成・配布や、リハビリテーションの重要性に関する理解促進を目的とした研修会の実施など、普及啓発に取り組んできました。

令和７年度の生活期リハビリテーションサービスの提供体制について見える化システムを用いて確認したところ、利用率はやや増加し、20 政令市中 15 番目となりました。

また、「経口維持加算」の算定者数（認定者１万人あたり）についても 20 政令市中 17 番目から 16 番目に改善しました。

引き続き、これらの状況を踏まえ、効果的なリハビリテーションサービスの提供体制を整えていく必要があります。

ユニボイス
貼り付け位置

通所リハビリテーション利用率と経口維持加算算定者数

	全国	大阪府	大阪市	札幌市	仙台市	さいたま市	千葉市	横浜市	川崎市	相模原市	新潟市	静岡市	浜松市	名古屋市	京都市	堺市	神戸市	岡山市	広島市	北九州市	福岡市	熊本市
R6年度通所リハビリ利用率	8.39	6.96	6.36	5.87	8.32	6.18	6.79	4.90	4.10	3.25	7.78	9.79	11.13	8.26	6.57	6.85	7.03	10.83	10.41	8.42	10.57	13.81
R7年度通所リハビリ利用率	8.33	7.04	6.42	5.94	8.25	6.04	6.5	4.69	4.01	3.12	7.82	9.55	10.97	8.09	6.57	6.69	7.02	10.76	10.48	8.52	10.62	14.05
R6年度経口維持加算算定者数	55.34	31.45	26.54	39	65.22	64.37	22.2	88.5	64.45	67.41	100.18	41.48	57.88	63.87	49.45	43.92	59.2	36.43	22.85	27.59	30.01	79.4
R5年度経口維持加算算定者数	56.75	34.78	29.74	38.74	66.98	64.92	29.53	87.5	66.57	69.76	98	53.53	62.23	65.44	49.56	46.88	57.99	32.95	19.74	28.98	29.61	75.15

資料：令和７年度の生活期リハビリテーションサービスの提供体制について見える化システム

施策の方向

介護予防の推進にあたっては、心身機能の改善を目的とした機能回復訓練等の高齢者本人へのアプローチだけでなく、生活環境の調整や、地域の中で生きがい・役割を持って生活できるような居場所づくりなど、高齢者本人を取り巻く環境調整も含めたバランスの取れたアプローチが重要となります。

一般介護予防事業の取組を進めるにあたっては、高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、社会参加や生きがいづくり等につながる住民主体の通いの場を充実させ、人と人のつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりをめざします。

また、高齢者が自らの健康状態を認識し、知識や経験に合わせた主体的な介護予防活動が継続できるよう、保健師・栄養士等が地域に出向いて健康講座や情報発信等の普及啓発を行ったり、新たな健康づくりの自主活動グループやそのリーダーとなる人材の育成を図るとともに、既存の自主活動グループの活性化に向けた支援も引き続き行います。

介護予防の普及啓発については、紙媒体に加えて SNS も活用するなど、あらゆる年齢層や関係職種に届くよう発信します。

加えて、令和７年度からは、「これまで介護予防にあまり関心がなかった人」等を対象に、「すかいプロジェクト」を実施するなど、介護予防の更なる推進を図っています。

また、フレイル状態にならないよう社会参加や交流の機会を確保し、百歳体操など介護予防に効果がある住民主体の体操・運動等の通いの場や「介護予防ポイント事業」をはじめとした介護予防活動に取り組めるよう支援を充実していきます。

要介護(要支援)者に対する生活期におけるリハビリテーションサービスの提供については、高齢者が個々の状態に応じて、生活している地域において、必要なリハビリテーションを利用しながら健康的に暮らすことができるように、効果的なリハビリテーションに関するサービス提供体制の構築に努めます。

ユニボイス
貼り付け位置

具体的取組

介護予防・重度化防止の推進

●「これまで介護予防にあまり関心がなかった人」や「特段の理由なく介護予防活動に取り組んでいない人」等への働きかけを検討し、簡易性、関心度、インパクト、タイミング等に着目した重点的な取組を、「知る」「始めてみる」「楽しむ」「広げる」の４つの柱で推進しています。

・「知る」：介護予防理解促進事業、骨折予防対策事業、健康状態不明者対策事業
・「始めてみる」「楽しむ」：アプリを活用した運動・外出促進事業、難聴高齢者補聴器購入費助成事業、調理トレーニング教室運営事業、貯筋トレーニング教室運営事業、フレイルリスク改善トレーニング事業、介護予防ポイント事業（拡充）、就労的活動支援事業、民間企業が有する資源等の調査事業、高齢者の就業促進事業
・「広げる」：介護予防に取り組む介護事業者支援事業、将来の世代に向けた介護予防施策の構築支援事業

百歳体操等の住民主体の体操・運動等の通いの場の充実

●「いきいき百歳体操」等の体操・運動などを実施する通いの場に対し、必要物品の貸し出し等やリハビリテーション専門職等の派遣による助言・指導等を実施します。

《 実 績 》

	2023（令和5）年度	2024（令和6）年度	2025（令和7）年度
参加者数	16,324 人	15,380 人	15,451 人

介護予防ポイント事業

●社会参加や地域貢献活動を通じた介護予防を支援するため、65 歳以上の高齢者が受入施設等（介護保険施設や保育所等）で介護支援活動や保育支援活動を行った場合や、在宅の要支援者等に対する生活支援等の活動提供を行った場合に、活動実績に応じてポイントを交付し、貯まったポイントを換金できる事業を実施しています。

●受入施設等の増加や、受入施設等と活動登録者のマッチングを図ることで、新規活動者数を増加させるとともに活動登録者のやりがいを高め、高齢者の外出機会及び社会参加の促進を図ります。

《 実 績 》

	2023（令和5）年度	2024（令和6）年度	2025（令和7）年度
活動者数	376 人	464 人	508 人

ユニボイス
貼り付け位置

介護予防把握事業

●65 歳以上の要介護（要支援）認定を受けていない方に基本チェックリスト等を実施します。フレイルリスクが高い閉じこもりがちな高齢者の方等に要介護（要支援）状態への移行をできる限り予防するために保健師による家庭訪問等を実施します。

《 実 績 》

		2023（令和5）年度	2024（令和6）年度	2025（令和7）年度
基本チェックリスト	実施件数	1,181 件	991 件	967 件
ハイリスク高齢者家庭訪問	訪問人数	1,721 人	1,799 人	1,637 人

介護予防普及啓発事業

●地域の特色を反映した啓発パンフレット等を作成・配付するとともに、健康講座や健康相談等を開催し、市民の主体的な介護予防への取組を支援します。

《 実 績 》

		2023（令和5）年度	2024（令和6）年度	2025（令和7）年度
健康講座・相談	開催回数	2,620 回	2,639 回	2,931 回
健康講座	受講延人数	39,786 人	42,379 人	46,821 人
健康相談	相談延人数	延 1,265 人	延 1,541 人	延 1,223 人

ユニボイス
貼り付け位置

介護予防教室（なにわ元気塾）事業

●介護予防に関する正しい知識の普及と創作活動やレクリエーション等を通じた地域での交流の機会を確保するため、閉じこもりがちや生活機能の低下が認められる高齢者を含め、すべての高齢者が身近な地域で定期的（月１回）に参加できる介護予防に資する通いの場を開催します。

《 実 績 》

	2023（令和5）年度	2024（令和6）年度	2025（令和7）年度
参加延人数	延 42,593 人	延 43,150 人	延 44,141 人

健康づくりひろげる講座

●介護予防に関する知識や技術を身につけ、自ら介護予防を実践し、地域の介護予防活動の担い手として活動に関わる方を養成します。

《 実 績 》

	2023（令和5）年度	2024（令和6）年度	2025（令和7）年度
参加延人数	延 2,386 人	延 2,454 人	延 2,315 人

生活期におけるリハビリテーションサービス提供体制の充実

●市民のリハビリテーションに対する意識向上を図るための周知・啓発や、ケアマネジャーの自立支援型ケアマネジメントの意識を向上するための自立支援型ケアマネジメント検討会議の開催など、リハビリテーションサービスの利用促進に向けた効果的な取組を実施します。

●食べることの楽しさや口から栄養摂取することの大切さ、嚥下機能の向上に係る嚥下訓練の重要性などを再認識するための取組を実施します。

《 実 績 》

	2023（令和5）年度	2024（令和6）年度	2025（令和7）年度
通所リハビリテーション利用率の向上	6.35%	6.35%（令和７年２月提供分まで）	6.42%（令和８年１月提供分まで）

ユニボイス
貼り付け位置

（２）保健事業と介護予防の一体的な実施

現状と課題

我が国の医療保険制度においては、75歳に到達すると、それまで加入していた国民健康保険制度等から、後期高齢者医療制度の被保険者に移行します。この結果、保健事業の実施主体についても市町村等から後期高齢者医療広域連合に移り、74歳までの国保保健事業と75歳以降の高齢者保健事業が適切に継続されてこなかったといった課題がありました。

また、高齢者については、複数の疾患の罹患に加え、要介護状態に至る前段階であっても身体的な脆弱性のみならず、精神的、心理的または社会的な脆弱性といった多様な課題と不安を抱えやすい傾向にあります。そのため、高齢者保健事業と介護予防の実施に当たっては、高齢者の精神的、心理的または社会的な特性を踏まえ、効果的かつ効率的で、高齢者一人ひとりの状況に応じたきめ細かな対応を行うことが必要となります。高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を一体的に実施できるよう、「高齢者保健事業と介護予防の一体的な実施」が令和２年４月に制度化され、大阪市は令和３年４月から取組を開始しました。

施策の方向

一体的実施では、医療保険による保健事業と、介護保険による介護予防事業によりフレイルのおそれのある高齢者を包括的に支援していきます。関係部局と横断的な連携のもと、重症化予防等の高齢者に対する個別的支援（ハイリスクアプローチ）と、通いの場等への積極的な関与（ポピュレーションアプローチ ）を両輪として実施していくことで、高齢者の健康の保持増進とＱＯＬの向上を図ります。

また、健康状態に課題がある高齢者（生活習慣病の重症化、服薬）や、心身機能が低下した高齢者（栄養、口腔、身体的フレイル）を対象として、個別的支援と通いの場等への積極的な関与等の双方の取組を行います。健診も医療も受診しておらず要介護認定等も受けていない健康状態不明者や、治療の中断などのため保険者において健康状態を把握できていない高齢者についても、状態を把握し、必要に応じて適切な医療・介護サービス等につなげていく等、切れ目のないきめ細やかな支援の実現をめざします。

ユニボイス
貼り付け位置

具体的取組

医療や介護等のデータを分析し、健康課題を共有したうえで既存事業を一体的実施に位置付けるとともに、新たな取組も含め日常生活圏域毎の健康課題に沿った効果的な事業が展開できるよう企画・調整を行い、次の事業を実施します。

高齢者に対する個別的支援（ハイリスクアプローチ）

ＫＤＢシステム等を活用し、医療・介護・健診等のデータをもとに、地域の健康課題や対象者の把握を行い、医療専門職がフレイルや循環器病を含む生活習慣病の重症化予防等を行うための訪問による個別支援等を行います。
通院による歯科健診の受診が困難な方に対して実施している後期高齢者医療訪問歯科健診および介護予防事業等を一体的な実施に位置付け実施していきます。

《 実 績 》

	2023(令和5)年度	2024(令和6)年度	2025(令和7)年度
後期高齢者医療訪問歯科健診受診者数	55 人	95 人	96 人

※介護予防事業のうち、「介護予防把握事業」については P85 を参照。

通いの場等への積極的な関与等（ポピュレーションアプローチ）

通いの場等において、ＫＤＢシステム等により把握した地域の健康課題をもとに、医療専門職が健康教育や健康講座・健康相談等を実施するなど、通いの場等に積極的に関与します。
※介護予防にかかる事業の「百歳体操」等の住民主体の体操・運動等の通いの場の充実・「介護予防把握事業（基本チェックリスト）」・「介護予防普及啓発事業」・「介護予防教室（なにわ元気塾）事業」・「健康づくりひろげる講座」については P79・P80、健康増進にかかる事業の「食生活指導」については P86 を参照。

（3）健康づくりの推進

現状と課題

高齢期における健康は、日々の食生活や運動、休養等の生活習慣に大きく影響されるため、個々人に応じた適正な生活習慣を若い時期から身につけることが大切です。

なかでも大阪市ではがん等の生活習慣病による死亡率が高い状況にあることから、食生活や運動などの生活習慣の見直しや各種がん検診等の定期的な受診など、生活習慣病の予防及び早期発見・早期治療を強化していく必要があります。

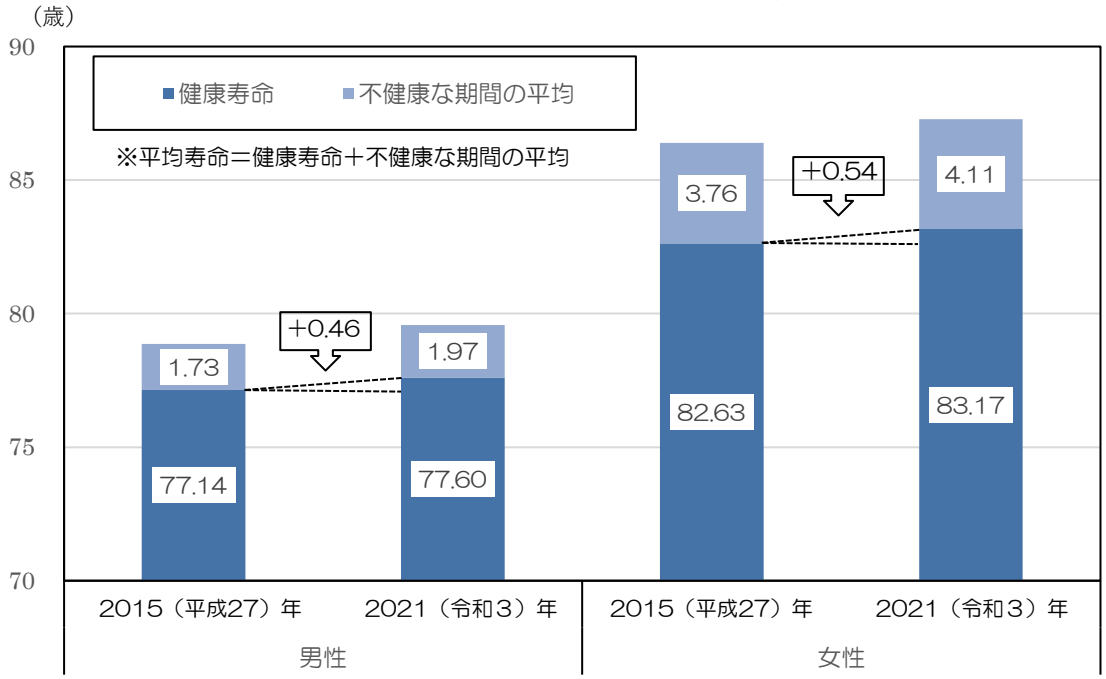
壮年期から高齢期に係る一体的な取組の実施を通して、「活動的な85歳」をめざした介護予防、健康づくりを推進する必要があります。

ユニボイス
貼り付け位置

大阪市では、「全ての市民がすこやかで心豊かに生活できる活力あるまち・健康都市大阪」の実現に向け、大阪市健康増進計画「すこやか大阪２１（第２次後期）」を策定し取組を進めてきました。健康寿命（健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間）のさらなる延伸をめざし、計画に基づく取組のもと、2015(平成27)年と2021(令和3)年の健康寿命の比較で男性0.46年、女性0.54年の延伸が図られてきたところです。

しかしながら大阪市の平均寿命と健康寿命の差は、2021(令和3)年で男性1.97年、女性4.11年となっており、この期間を短縮し健康で自立して暮らすことができる期間を延ばしていくことが求められています。

健康寿命（平成27年と令和３年の比較）（大阪市）

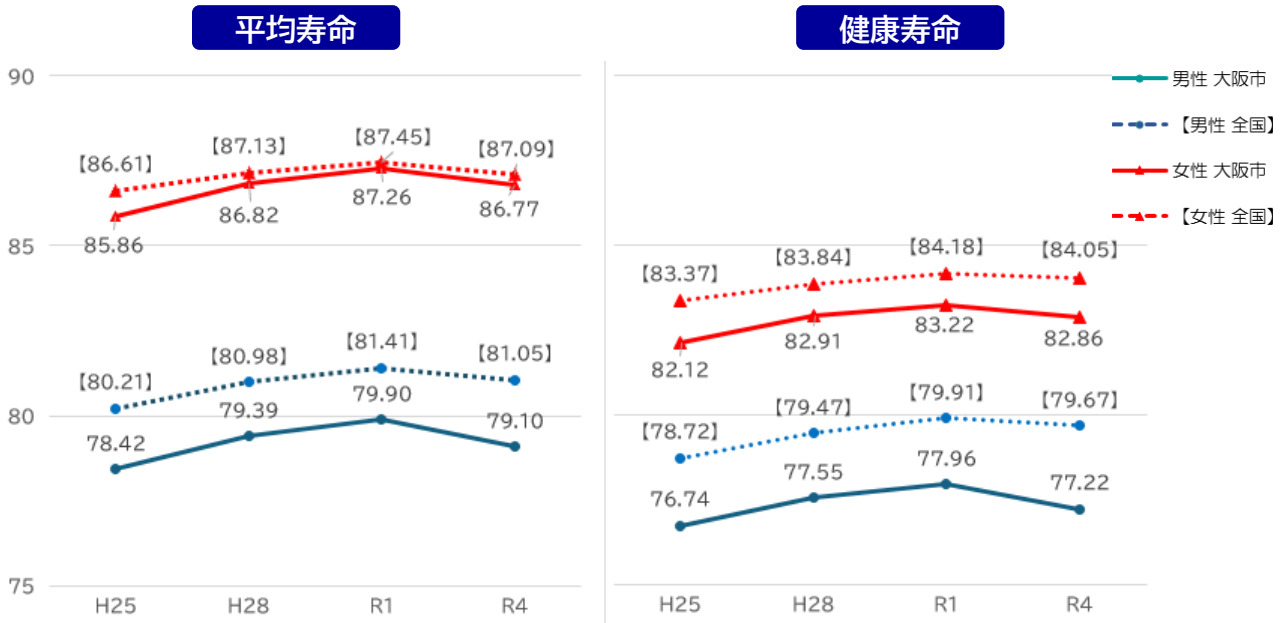


資料：厚生労働科学　健康寿命研究による「健康寿命算定プログラム」で算定

また、2019(令和元)年健康寿命の全国との比較では、男性（全国）79.91年、男性（大阪市）77.96年、女性（全国）84.18年、女性（大阪市）83.22年となっており、男性1.95年、女性0.96年、大阪市の健康寿命が短いことから、大阪市民の健康寿命の延伸に影響を与える要因の分析を行いました。

ユニボイス
貼り付け位置

平均寿命・健康寿命の年次推移（年）（大阪市・全国）



資料 ＜大阪市＞厚生労働科学　健康寿命研究による「健康寿命算定プログラム」で算定
＜全国＞厚生労働科学研究費補助金（循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業）分担研究報告書 健康寿命の算定・評価と延伸可能性の予測に関する研究

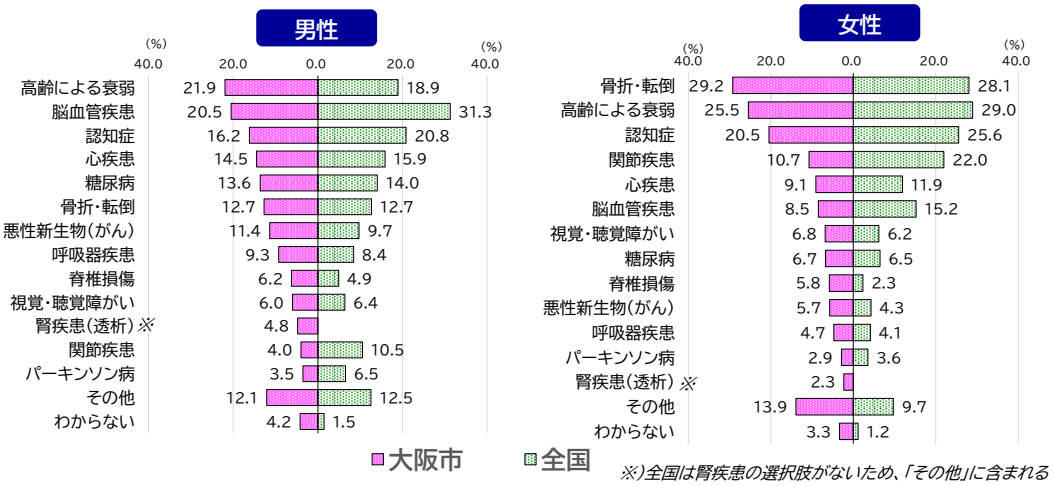
健康寿命に影響を与えている要介護（要支援）原因疾患としては、男性では脳血管疾患、認知症、心疾患、女性では骨折・転倒、関節疾患、認知症の影響が大きいことが明らかになりました。また、全国と比較して、男性は心疾患、女性は骨折・転倒及び関節疾患の占める割合が高いという特徴が明らかになりました。

そのため、脳血管疾患、心疾患の危険因子である高血圧症、糖尿病をはじめとする生活習慣病を予防すること、及び骨折・転倒、関節疾患、認知症のリスクを減らすことが重要であると考えられました。

また、要介護（要支援）原因疾患として、悪性新生物（がん）の占める割合は１割にも満たなかったが、全国と比較してその割合は高く、大阪市の死因の第1位であるため、がん対策の充実が重要であると考えられました。

ユニボイス
貼り付け位置

要介護（要支援）原因疾患



資料：
＜大阪市＞令和４年　高齢者実態調査、＜全国＞令和４年　国民生活基礎調査、複数回答可
※割合（％）は不明を除いて算出。

これまで述べた大阪市の現状や大阪市健康増進計画「すこやか大阪２１（第２次後期）」の最終評価、国の基本方針である「健康日本２１（第三次）」の内容を踏まえ、大阪市健康増進計画「すこやか大阪２１（第３次）」では、2024（令和6）年度から2035（令和17）年度までの12年間において、「健康寿命の延伸」を全体目標に掲げ取組を進めています。

施策の方向

大阪市健康増進計画「すこやか大阪２１（第３次）」では、「健康日本 21（第三次）」で示されるビジョンに基づき、誰一人取り残さない健康づくりの展開(Inclusion)、そして実効性をもつ取組の推進(Implementation)に努めます。具体的には、ライフコースアプローチを踏まえた視点に基づき、（１）生活機能の維持・向上、（２）ライフステージに応じた生活習慣の改善、を主要な柱に据え、個人の行動と健康状態の改善をめざし、これらの基盤づくりとして、（３）健康を支え、守るための地域づくり、をもう一本の柱に定め、社会環境の質の向上をめざします。

また、生活習慣病(NCDｓ)対策において、生活習慣改善などによる発症予防とともに、健康状態を確認するための「健診」を通じて必要な改善を図り、がんなど特定の疾患を「検診」により早期発見・早期治療につなげる重症化予防が重要です。そのため、大阪市では、特定健診、各種がん検診、骨粗しょう症検診、歯周病検診を実施し、受診率向上をめざし受診勧奨を行っています。

ユニボイス
貼り付け位置



具体的取組

食生活指導

●生活習慣病予防の観点から、高齢者等、ライフステージに応じた「食生活指導」を実施します。

《 実 績 》

	2023(令和5)年度	2024(令和6)年度	2025(令和7)年度
個別（参加人数）	20,037人	17,127人	16,354人
集団（参加人数）	70,442人	92,848人	92,973人

すこやかパートナー制度

●「すこやか大阪 21」の趣旨に賛同する団体等に「すこやかパートナー」として登録をいただき、大阪市と団体、企業等が協力して社会全体で市民の健康づくりを応援します。

《 実 績 》

	2023(令和5)年度	2024(令和6)年度	2025(令和7)年度
登録団体数	307団体	222団体	222団体

ユニボイス
貼り付け位置

すこやか手帳（健康手帳）

●医療の記録、健康診査の記録、その他健康の保持のために必要な事項を記載するすこやか手帳（健康手帳）を交付します。

《 実 績 》

	2023（令和5）年度	2024（令和6）年度	2025（令和7）年度
交付数	6,223冊	6,208冊	7,384冊

健康教育

●主に壮年期の方を対象に、保健師や栄養士による講話や健康運動指導士による運動指導などを行う「地域健康講座」など健康教育を実施します。

《 実 績 》

	2023（令和5）年度	2024（令和6）年度	2025（令和7）年度
参加人数	17,998人	31,576 人	33,507 人

健康相談

●地域健康講座（健康教育の項参照）などの際に地域へ出向き、健康に関する個別の相談に応じます。
●歯科医師が歯の健康に関する個別の相談に応じ、必要な助言・指導を行います。

《 実 績 》

	2023（令和5）年度	2024（令和6）年度	2025（令和7）年度
開催回数	435回	512 回	495 回
参加人数	6,022人	7,403 人	8,824 人

ユニボイス
貼り付け位置

健康診査

●「大阪市国民健康保険特定健康診査・特定保健指導」や「大阪市健康診査・保健指導」、胃がん・大腸がん・肺がん・子宮頸がん・乳がんの「各がん検診」、「骨粗しょう症検診」、「歯周病検診」などの健康診査事業を実施します。

《 実 績 》

	2023(令和5)年度	2024(令和6)年度	2025(令和7)年度
大阪市国民健康保険特定健康診査(法定報告数)	83,313 人	80,293 人	人
大阪市国民健康保険特定保健指導	537 人	456 人	人
大阪市健康診査	994 人	1,043 人	962 人
大阪市国民健康保険保健指導	123 人	108 人	人
歯周病検診	1,059 人	1,880 人	1,587 人
骨粗しょう症検診	13,627 人	14,964 人	15,721 人
胃がん検診	19,796 人	16,343 人	15,771 人
大腸がん検診	63,811 人	61,529 人	62,988 人
肺がん検診	54,382 人	53,207 人	52,004 人
子宮頸がん検診	58,920 人	60,593 人	57,118 人
乳がん検診	37,480 人	43,167 人	39,697 人

訪問指導

●療養上の保健指導が必要であると認められる壮年期の人や、健康に不安のある高齢者及び介護家族等に対して、保健師などが各家庭を訪問し、個々人の生活環境に応じた日常生活指導や保健・福祉サービス等の活用方法の助言指導を行う他、必要な方には、栄養指導や口腔衛生指導を実施します。

《 実 績 》

	2023(令和5)年度	2024(令和6)年度	2025(令和7)年度
訪問指導	785 回	734 回	589 回
訪問口腔衛生指導	53 回	46 回	37 回
訪問栄養指導	35 回	30 回	20 回

ユニボイス
貼り付け位置

（４）高齢者の社会参加と生きがいづくり

現状と課題

これからの高齢化社会は、2040(令和 22)年に団塊ジュニア世代が 65 歳以上の前期高齢者となり、ますます生産年齢人口が減少することで、社会保障を支える担い手不足が深刻となる局面を迎えようとしています。このような中で、高齢者には、他の世代とともに地域を支える一員として、社会参加と活躍が期待されています。

一方で、高齢者の就業率が増加するなど、多様化するニーズを的確に捉えるとともに、地域活動への参画支援と高齢者の生きがいづくり、ボランティア・ＮＰＯ等の市民活動支援など、高齢者があらゆる場面で参加しやすく貢献できる状況をどのように整えていくかが課題となっています。

そのためには、高齢者自身ができる限り健康な状態を維持し、介護や支援が必要な状態にならないよう、生きがいや社会とのかかわりを持ち続けることが重要です。また、何らかの支援が必要となった場合であっても、地域で自立した生活を継続できるようにするためには、高齢者の多様な生活支援ニーズに応じて生活支援サービスを充実させるとともに、元気な高齢者が生活支援活動の担い手として活躍する地域づくりを進めることも重要です。

施策の方向

高齢者ができる限り健康な状態を維持し、介護や支援が必要な状態にならないようにするため、生涯スポーツや生涯学習・文化活動、就労等を通じた生きがいづくりや地域における自主的な活動の支援、支援を行うことにより、高齢者の社会参加を促進する取組を推進します。

ア　高齢者の経験や知識を活かした社会参加への支援

大阪市では、高齢者の外出の機会の増加や社会参加の促進を図り、生きがいづくりにつながるよう、敬老優待乗車証の交付や老人クラブの活動支援などを行っています。これらの取組は、社会参加の促進を通じて介護予防にも資するものです。さらに、高齢者が福祉施設等で介護支援活動等を行った場合にポイントが得られ、貯まったポイントを換金できる「介護予防ポイント事業」を実施しています。

ユニボイス
貼り付け位置

また、これらの取組に加えて、高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的として各区に生活支援コーディネーターを配置し、元気な高齢者が生活支援の担い手として活躍し、介護予防や生きがいづくりにつながるよう、担い手養成に取り組みます。

さらに、「大阪市市民活動総合ポータルサイト」を運営し、ボランティア募集、イベント開催や社会資源に関する情報等を発信し、ボランティア・ＮＰＯ活動への参加のきっかけづくりとなる取組を実施しています。

また、長年にわたり蓄積してきた知識や技能を生かして、地域における団体やサークル活動等の市民ボランティア講師として活動できるよう生涯学習インストラクターバンク等への登録を推進し、高齢者によるボランティア活動を支援するとともに、一層幅広い社会参加活動を支援します。

これらの取組に加えて、就労を通じた健康の維持や生きがいづくりの支援や高齢者の就労機会の確保が求められていることから、就労を希望する高齢者に、その意欲と能力に応じ、長年培った知識や経験が有効に活かされる就労機会の提供を行っていきます。

イ　生きがいづくり支援のための基盤整備

多様化する高齢者の生きがいづくりのニーズを踏まえて、スポーツ環境の整備充実やスポーツ参加機会の充実を図る施策等を通じて生涯スポーツの振興を推進するとともに生涯学習センターや生涯学習ルーム事業等において、学習機会や情報の提供等の施策を通じて市民主体の生涯学習を推進します。また、地域における生きがいづくりや社会参加を促進する施設として、各区で「老人福祉センター」を運営し、高齢者の生活相談や健康相談などの各種相談を行うほか、百歳体操などの介護予防のための体操・運動等や生きがいと健康づくりを目的とした各種事業を推進していきます。さらに、小学校単位では高齢者の活動の場の提供を行うなど、高齢者の地域福祉活動やその他自主的活動を支援しています。

今後も、高齢者の社会参加や生きがいづくりのニーズが多様化していく中、老人福祉センターなどを効果的に活用し、高齢者自らが活動できる場の提供や、地域活動がしやすい機会の提供（きっかけづくり）の支援を行っていきます。

ユニボイス
貼り付け位置

具体的取組

ア　高齢者の経験や知識を活かした社会参加への支援

介護予防ポイント事業

（P85　参照）

生活支援体制整備事業

（P110　参照）

生涯学習インストラクターバンク事業

●地域における生涯学習活動の講師として、優れた知識や技能をお持ちの市民をインストラクターバンクに登録し、講師・指導者として紹介します。

《 実 績 》

	2023（令和5）年度	2024（令和6）年度	2025（令和7）年度
生涯学習インストラクター登録者数	386人	387人	361人

大阪市シルバー人材センター

●就業情報提供機能の充実を図るとともに、子育て家庭を支援する人材の養成を図る子育て支援講座や、高齢者の日常生活を支援する人材を育成する高齢者生活支援講座を実施しています。
●また、定年退職後などに、臨時的、短期的な仕事を希望する 60 歳以上の高齢者を対象に、就労機会の提供を行います。
※本部所在地　　城東区関目３－１－14

《 実 績 》

	2023（令和5）年度	2024（令和6）年度	2025（令和7）年度
会員数	7,795人	7,972人	8,152人
就業者数	延615,720人	延617,353人	延631，401人

イ　生きがいづくり支援のための基盤整備

地域スポーツセンター

●身近に健康づくりやスポーツ、レクリエーションに取り組めるよう、区スポーツセンターで、子どもから高齢者までを対象とした各種スポーツ教室を開催します。

《 実 績 》

	2023（令和5）年度	2024（令和6）年度	2025（令和7）年度
開設数	24施設	24施設	24施設
実施教室	868教室	680教室	662教室
受講者数	延98,503人	延84,019人	延95,427人

ユニボイス
貼り付け位置

市民レクリエーションセンター

●小学校・中学校・高等学校の体育館を主に平日の夜間等に開放し、各種スポーツ教室を開催します。

《 実 績 》

	2023（令和5）年度	2024（令和6）年度	2025（令和7）年度
センター数	22か所	22か所	23か所
実施教室	57教室	54教室	58教室
参加者数	1,940人	2,031人	2,476人

大阪プール

●健康づくり、体力づくりのため、大阪プールで、水泳教室、アイススケート教室を実施します。

《 実 績 》

	2023（令和5）年度	2024（令和6）年度	2025（令和7）年度
教室数	13教室	9教室	11教室
参加者数	延38,503人	延25,639人	延32,580人

中央体育館

●体力に自信のある方も、自信がない方も、どなたでも気軽に楽しみながら健康づくりができる各種スポーツ教室を開催します。

《 実 績 》

	2023（令和5）年度	2024（令和6）年度	2025（令和7）年度
教室数	18教室	35教室	29教室
参加者数	延10,781人	延14,489人	延11,129人

障がい者スポーツセンター

●障がい者がスポーツを通じて健康の増進、機能の回復や向上を図るとともに、交流を深め、自立と社会参加を促進するためのスポーツ施設です。
●大阪市には、２か所の施設（長居障がい者スポーツセンター、舞洲障がい者スポーツセンター）があり、各種スポーツ教室を開催します。

スポーツ施設の高齢者割引

●市営屋外プール、屋内プール、トレーニング場、アイススケート場では、高齢者割引を実施します。

《 実 績 》

	2023（令和5）年度	2024（令和6）年度	2025（令和7）年度
屋外プール	延3,713人	延 7,282 人	延 5,994 人
屋内プール	延79,234人	延 75,576 人	延 74,836 人
アイススケート場	延5,710人	延 5,708 人	延 5,516 人
トレーニング場	延19,449人	延 17,008 人	延 17,737 人

ユニボイス
貼り付け位置

大阪市スポーツボランティア

●大阪市が関わる各種大会、スポーツイベント等へボランティアを派遣します。

《 実 績 》

	2023（令和5）年度	2024（令和6）年度	2025（令和7）年度
登録者数	375 人	387 人	482 人
活動者数	延 364 人	延 280 人	延 350 人

全国健康福祉祭（ねんりんピック）への参加者の派遣

●全国から高齢者をはじめ多くの人々が集い、スポーツや文化を通じ、世代や地域を超えて交流を深めます。

《 実 績 》

	2023（令和5）年度	2024（令和6）年度	2025（令和7）年度
参加者	116人	115人	110人

※新型コロナウイルス感染症の影響により開催中止

総合生涯学習センター・市民学習センター

●「総合生涯学習センター」は、生涯学習推進の中核施設として大阪市の各局、施設と連携し、「市民学習センター」（阿倍野・難波）とともに、多様な学習機会の提供や学習相談、生涯学習に関わるボランティアの研修や助言・相談など、市民の主体的な生涯学習活動を支援します。

《 実 績 》

	2023（令和5）年度	2024（令和6）年度	2025（令和7）年度
来館者数（総合）	179,625人	195,154人	205,205人
（阿倍野）	168,484人	163,174人	175,609人
（難波）	130,946人	135,418人	138,903人

高齢者等読書環境整備・読書支援事業

●図書館への来館が困難な施設入所者を対象に、高齢者福祉施設へ図書を提供し、図書ボランティアが図書を貸し出したり、紙芝居等を行います。

《 実 績 》

	2023（令和5）年度	2024（令和6）年度	2025（令和7）年度
実施施設数	22施設	24施設	26施設
貸出件数	211件	247件	286件
貸出冊数	28,324冊	32,110冊	37,821冊

ユニボイス
貼り付け位置

市立図書館の大活字本コーナー

●高齢者が読みやすい、大きな活字の図書を揃えた「大活字本コーナー」を図書館に設置し、閲覧・貸出しを行います。

《 実 績 》

	2023(令和5)年度	2024(令和6)年度	2025(令和7)年度
冊数（中央図書館）	7,105冊	7,118冊	7,220冊
（地域図書館）	34,596冊	34,297冊	34,465冊

折り紙教室等世代間交流事業

●図書館で、子どもを対象に折り紙教室等の催しを行い、高齢者を講師に招く等の世代間の交流を図ります。

《 実 績 》

	2023(令和5)年度	2024(令和6)年度	2025(令和7)年度
地域図書館	23回	25回	26回
参加者数	934人	1,101人	1,050人

クラフトパーク

●陶芸をはじめ、木工、金工、染色、織物及びガラス工芸等、創作活動を通じて高齢者にとって有意義な時間をつくるとともに、世代間の交流を図ります。

《 実 績 》

	2023(令和5)年度	2024(令和6)年度	2025(令和7)年度
利用者数	42,257人	41,412人	41,903人

市立文化施設等敬老優待

●市内に居住する 65 歳以上の高齢者を、「敬老優待乗車証」等の提示により、市立文化施設等に無料優待します。

生涯学習ルーム事業

●地域の人々が気軽に学べる生涯学習の場として、市内の全ての小学校の特別教室などを活用し、各種の講習・講座の開催や、自主事業としての学習の機会を提供するとともに、学びを通じ、地域で子どもから高齢者までを対象に交流を図ります。

《 実 績 》

	2023(令和5)年度	2024(令和6)年度	2025(令和7)年度
実施ルーム数	272ルーム	275ルーム	273ルーム
受講者数	238,105人	257,154人	248,280人

ユニボイス
貼り付け位置

老人福祉センター

●地域における高齢者の生きがいづくり・社会参加促進の拠点として、地域特性や地域住民のニーズに応じた各種相談や教養講座の実施、レクリエーション機会の提供、老人クラブ活動への援助を行うとともに、高齢者の地域福祉活動やその他自主的な活動を支援する機能の充実を図ります。

《 実 績 》

	2023（令和5）年度	2024（令和6）年度	2025（令和7）年度
設置数	26か所	26か所	26か所
利用者数	延594,349人	延629,108人	延641,246人

老人クラブ

●「健康・友愛・奉仕」の実現をめざす地域に根ざした高齢者自身の自主的な活動組織で、地域のニーズに応じた様々な活動展開を行うことにより高齢者同士の交流を通じた生きがいと健康づくりを進めており、区老人クラブ連合会や大阪市老人クラブ連合会、全国の老人クラブとも連携し活動を行っています。老人クラブの育成を図るため、会員の教養向上、健康増進等地域活動について助成するとともに、多様なニーズに応えうる老人クラブづくりへの支援を進めます。

《 実 績 》

	2023（令和5）年度	2024（令和6）年度	2025（令和7）年度
クラブ数	598クラブ	525クラブ	507クラブ
会員数	31,986人	27,619人	25,771人

敬老優待乗車証交付

●70 歳以上の高齢者に対して、Osaka Metro 及び大阪シティバスが運営する交通機関を１回乗車あたり 50 円の負担で利用できる乗車証を交付します。

《 実 績 》

	2023（令和5）年度	2024（令和6）年度	2025（令和7）年度
対象者数	335,107人	339,549人	345,292人

高齢者入浴利用料割引

●70 歳以上の高齢者に対して、大阪市区域内において対象事業を実施する公衆浴場で、１カ月に２回お好きな日に、通常料金から 190 円割引いた入浴利用料の割引を実施します。

《 実 績 》

	2023（令和5）年度	2024（令和6）年度	2025（令和7）年度
利用者数	延138,625人	延155,858人	延242,228人

ユニボイス
貼り付け位置

（５）ボランティア・ＮＰＯ等の市民活動の支援

現状と課題

ボランティア活動は、人々が同じ社会の一員として互いに助け合い、みんながともに生きる社会の実現をめざす自発的な活動です。また、ボランティア活動は、従来の奉仕活動のみならず、社会の一員として活動に参加することを通じて、生きがいを創造し実感する機会としても捉えられています。

国においては、1998(平成10)年３月に、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的に「特定非営利活動促進法」が制定されました。

ひとり暮らし高齢者世帯や夫婦のみの高齢者世帯の増加が見込まれる中、すべての高齢者が地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築を進め、さらに地域の実情に合わせて深化・推進していく必要がありますが、行政のみで地域における支援体制を構築することは不可能であり、市民と行政の協働の観点から広く地域住民組織・ボランティア団体・ＮＰＯといった多様な組織・団体の参画と協働が求められています。

しかし、2025（令和７）年の介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果によると、ボランティアグループに参加している方は 11.0%となっており、前回調査より上昇しているものの、依然として参加者数は限定的です。

ボランティアやＮＰＯ等の多様な組織・団体の参画による市民活動を推進するためには、ますます多様化する市民ニーズに対し、市民や行政、企業、市民活動団体等がそれぞれの役割を分担し、協働した取組の展開を図るとともに、高齢者が生きがいを持ちつつ生活への意欲を高めるためにボランティアやＮＰＯへ参画し、自身の能力を発揮できるような仕組みづくりが重要です。

ユニボイス
貼り付け位置

施策の方向

大阪市においては、これまでボランティア活動に参加していなかった層へも働きかけを行うことで新たなボランティアの担い手を発掘するため、気軽にボランティア活動に参加できる仕組みづくりのほか、企業や大学などと連携したボランティア活動のコーディネーションを行うことにより、福祉ボランティア活動の拡大を図ります。また、市民、企業等からの寄附を区政推進基金（市民活動支援型）に積み立て、これを活用して、市民活動団体が行う公益的な事業を支援しています。

市民や地域住民の組織、ボランティア団体、ＮＰＯなどが行う市民活動を一層推進するための「大阪市市民活動推進条例」に基づき、情報や学習機会の提供等の支援施策を進めます。

また、「大阪市市民活動総合ポータルサイト」により市民活動に役立つ情報を一元的に発信するなど、市民活動が活性化し、様々な活動主体同士が連携しながら活動を進められるよう支援しています。

さらに、企業や個人事業主においては、利益を追求するだけでなく、社員のボランティア参加や寄付などの資金協力により社会貢献を行う「企業の社会的責任（ＣＳＲ）」や、見守り活動に係る連携協定など、本業を通じて社会の課題解決をめざす「公と民による共有価値の創造（ＣＳＶ）」といった考え方が浸透してきています。

地域包括ケアシステムの構築を進め、さらに地域の実情に合わせて深化・推進していくためには、これらの団体の協力のもと、行政や地域住民、地縁団体、ＮＰＯ、協同組合等の多様な主体が、別々に活動するのではなく、協働することにより、地域における支援体制を構築していく必要があります。

また、お互いの立場や役割を理解し協働することで、それぞれの強みを活かした新たな取組や、よりきめ細かな福祉サービスを提供することが可能となります。そのため、各区では、現在行っている、マッチングやコーディネート、資源の橋渡しを行う事業の活用を促進するなど、多様な主体の協働（マルチパートナーシップ）を推進する取組を進め、連携を図ることにより一層の市民活動の推進をめざします。

ユニボイス
貼り付け位置

具体的取組

大阪市市民活動総合支援事業

●市民活動に役立つ様々な情報の収集・発信や、多様な活動主体間の連携協働を創出するための支援を行います。

《 実 績 》

	2023（令和5）年度	2024（令和6）年度	2025（令和7）年度
情報発信件数	1,140件	1,284件	1,346件

大阪市・区ボランティア・市民活動センター

●大阪市社会福祉協議会及び各区社会福祉協議会において、福祉ボランティアの相談、登録、需給調整、活動支援、養成講座、交流、広報、福祉教育及びボランティアグループの紹介等を行います。

《 実 績 》

	2023（令和5）年度	2024（令和6）年度	2025（令和7）年度
登録グループ数（注）	2,459グループ	2,562グループ	ー
ボランティア活動登録者数	延28,511人	延28,968人	延27,663人

（注）令和７年度から、ボランティア活動登録者数のみの集計となった。

福祉ボランティアコーディネーション事業

●ボランティア活動を希望する個人や団体、企業等の多様な主体のニーズに応じて、幅広いボランティアコーディネーションを行います。

《 実 績 》

	2023（令和5）年度	2024（令和6）年度	2025（令和7）年度
対応相談件数	572件	583件	543件

大阪市市民活動推進助成事業

●区政推進基金（市民活動支援型）に積み立てられた市民、企業などからの寄附金を活用し、市民活動団体が行う公益的な事業に対して支援します。

《 実 績 》

	2023（令和5）年度	2024（令和6）年度	2025（令和7）年度
助成事業数	８事業	８事業	９事業

ユニボイス
貼り付け位置

４　地域包括ケアシステムの深化・推進に向けたサービスの充実

長寿化が進行する中で、高齢者がその有する能力に応じて、できる限り自立した日常生活を送ることができるようにするとともに、サービスを必要とする方に対し個々の状態に応じて必要なサービスが提供されるようにするためには、医療・介護・介護予防・住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に提供される「地域包括ケアシステム」を大阪市の実情に応じて深化・推進していく必要があります。

今後、長寿化の進展やひとり暮らし高齢者、認知症高齢者の増加により、多様な生活支援ニーズへの対応が必要なことから、サービスを必要とするすべての高齢者に必要なサービスが提供され、地域で自立した生活を可能な限り継続できるようにするため、介護保険給付サービスだけでなく、生活支援・介護予防サービスの充実等にも取り組んでいきます。

さらに、これらのサービスが適切に提供されるよう、介護サービスの質の向上と確保を図る取組を進めます。

一方で、高齢者人口の増加に伴う介護の担い手不足が課題となっていることから、介護サービス等を担う人材の育成・確保に向けた取組を行います。

また、高齢者やその家族が必要なサービスを主体的に選択できるよう情報提供を行うとともに、文化や生活習慣の違いなどにより、地域において孤立しがちな外国籍の高齢者など支援を要する高齢者に対して、地域の特性や住民ニーズに応じた支援ができるよう取組を進めます。

ユニボイス
貼り付け位置

（１）介護予防・生活支援サービス事業の充実

現状と課題

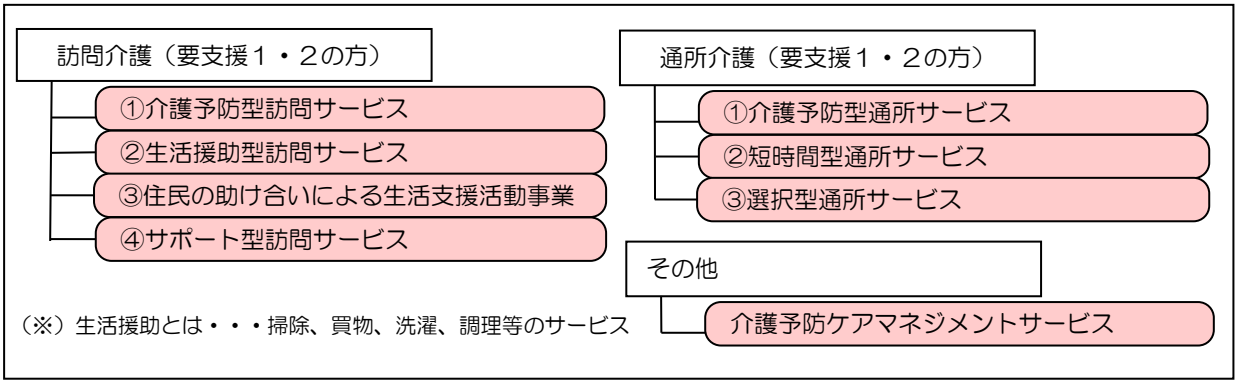
大阪市では、2017（平成 29）年４月から、介護予防・生活支援サービス事業として、訪問型サービス、通所型サービスを以下のとおり実施しています。

介護予防・生活支援サービス事業を含む総合事業は、高齢者の社会参加をすすめ、生きがいや介護予防につなげるとともに、地域住民の主体的な参加を促しながら、支え合いの地域づくりもめざす取組ですが、住民主体による生活支援活動の提供は、全国的に広がっておらず課題となっています。

そのような中、国においては、訪問型・通所型ともに従来型サービスの割合が最も多いことを指摘されています。

大阪市では、訪問型サービスの利用決定の過程を標準化し、利用者の状態に応じたサービスをご利用いただくことにより、従来型サービスの利用よりも生活援助型サービスの利用が多い状況にあります。

今後も高齢者の状態やニーズに沿ったサービスが円滑に提供できるよう、介護予防・生活支援サービス事業の充実に取り組んでいくことが重要です。



施策の方向

介護予防・生活支援サービス事業については、介護予防ケアマネジメントを通じて、支援を必要とする高齢者の個々の状態に応じたサービスが適切に提供されるよう努めるとともに、総合事業の実施状況を把握・分析しつつ、ますます増大する高齢者の多様な生活支援ニーズに的確に対応するため、ボランティアやＮＰＯ、民間企業、協同組合、社会福祉法人等の多様な主体による多様なサービスを充実できるよう取り組みます。

また、「住民の助け合いによる生活支援活動事業」については、地域における住民相互の

ユニボイス
貼り付け位置

支え合い、助け合いの体制づくりを引き続き進めていきます。

さらに、介護の担い手を増やす取組の一環として実施する「生活援助型訪問サービス従事者研修」については、研修の実施時期や開催場所など、研修の実施手法の検討や広報・周知を進め、研修修了者を増やすことにより、指定事業所におけるサービス提供体制の確保に努めます。また、研修の開催について、広報、周知に努めます。

また、運動器の機能向上や栄養改善、口腔機能向上のために実施している選択型通所サービスやサポート型訪問サービスについては、介護予防把握事業などにより把握したフレイルリスクが高いと考えられる高齢者に対し、これらサービスの利用が適切と考えられる場合に円滑につなげていくなど、効果的に事業実施できるよう取り組みます。

具体的取組

介護予防型訪問サービス

●従来の介護予防訪問介護に相当するサービスで、有資格者の訪問介護員等により身体介護及び生活援助を行います。

《 実 績 》

	2023（令和5）年度	2024（令和6）年度	2025（令和7）年度
サービス量	63,169人／年	48,744人／年	37,299人／年

短時間型通所サービス

●デイサービスセンターなどで、入浴やサービス利用開始時の慣らし利用などを短時間（概ね３時間未満）で行います。

《 実 績 》

	2023（令和5）年度	2024（令和6）年度	2025（令和7）年度
サービス量	1,682人／年	1,359人／年	1,159人／年

選択型通所サービス

●３か月程度の短期間で集中的に行う、運動器の機能向上、口腔機能向上または、栄養改善を概ね 90 分以上行います。

《 実 績 》

	2023（令和5）年度	2024（令和6）年度	2025（令和7）年度
サービス量	54人／年	51人／年	73人／年

選択型通所サービス健診

●選択型通所サービスうち、運動器の機能向上プログラムを利用しようとする被保険者に対し、安全かつ効果的なサービス利用を図るため、医療機関において健診を実施します。

《 実 績 》

	2023（令和5）年度	2024（令和6）年度	2025（令和7）年度
サービス量	11件／年	17件／年	２２件／年

ユニボイス
貼り付け位置

介護予防ケアマネジメント

●要支援者等が要介護状態となることを予防し、自立した生活を送ることができるよう総合的に支援し、サービス提供が包括的かつ効率的に提供されるよう介護予防ケアプランを作成します。

《 実 績 》

	2023（令和5）年度	2024（令和6）年度	2025（令和7）年度
サービス量	161,848件／年	152,465件／年	143,233件／年

ユニボイス
貼り付け位置

（２）生活支援体制の基盤整備の推進

現状と課題

高齢者の生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備を推進していくことを目的として、生活支援コーディネーターの配置と協議体の設置が介護保険法の地域支援事業に生活支援体制整備事業として位置づけられました。生活支援コーディネーターは、高齢者の支援ニーズと地域資源の把握や、ボランティア等の生活支援の担い手の養成、関係者間のネットワークの構築、地域に不足するサービスの創出などの役割を担います。また、協議体は、ボランティアやＮＰＯ、民間企業、協同組合、社会福祉法人等の多様な関係主体間の定期的な情報共有と連携・協働による資源開発等の取組を推進することを目的として設置し、生活支援コーディネーターを組織的に補完する役割を担います。

大阪市においては、2015(平成27)年８月に第１層生活支援コーディネーターを港区・鶴見区・住之江区の３区においてモデル的に配置し、2016(平成28)年９月には此花区・東成区・生野区・東住吉区・平野区の５区に追加配置し、2017(平成29)年10月には全区に配置しました。さらに、2021(令和３)年４月からは日常生活圏域を担当する第２層生活支援コーディネーターを配置し、介護給付等対象サービス及び地域支援事業等の公的なサービスのほか、多様な主体による生活支援・介護予防サービスの充実及び高齢者の社会参加の促進に取り組んでいます。

生活支援・介護予防サービスの充実及び高齢者の社会参加の促進に向けた取組を進めるにあたっては、生活支援コーディネーターが各区ごとに年間の事業計画を策定し、ＰＤＣＡサイクルを取り入れて定期的な検証・見直しを行いながら効果的な進捗管理を行っており、その結果、協議体が活発に開催されるとともに、各地域のニーズ等に応じた地域資源の創出が行われるなど、年々広がりを見せているところです。具体的には、大阪市においては、通いの場の高齢者人口に対する参加者の割合が13.1％（令和６年度）と、全国平均(6.7%)のほぼ２倍に達しています。

今後も、厚生労働省がめざす「通いの場に参加する高齢者の割合を 2040 年までに 15%とする」目標を踏まえ、地域の実情に応じた住民主体の通いの場づくりの取組を推進する必要があります。

ユニボイス
貼り付け位置

施策の方向

日常的な生活支援を必要としている高齢者が地域で安心して在宅生活を継続していくために、生活支援コーディネーターや協議体が中心となり、サービス提供者と利用者とが「支える側」と「支えられる側」という画一的な関係性に陥ることのないよう元気な高齢者の社会参加等を進め、世代を超えて地域住民が共に支え合う地域づくりを推進することも必要です。

生活支援コーディネーターの体制の充実を図ることにより、協議体を通じて不足する地域資源の開発を行うとともに、地域ケア会議等への積極的な参画・連携を通じて、地域ごとに異なる個別課題や地域課題の解決に向けた支援を行うなど、より地域の実情に応じた生活支援・介護予防サービスの充実に取り組みます。あわせて、総合事業に該当しない多様な活動や事業を含めた、地域の支え合い体制の状況について、適切な把握を進めていきます。

なお、生活支援・介護予防サービスの充実に向けた取組を進めるにあたっては、各区役所や地域包括支援センター等が参画する協議体や生活支援コーディネーター同士の連携強化を図るための会議等により、関係機関の情報共有を図っていきます。

また、通いの場については、地域の通いの場の存在をより広く周知し、活用を促すために、ホームページ上での情報公開や専門職等との情報連携をより一層進めていきます。

今後は、高齢者の増加が見込まれる中、健康寿命を延伸するために、更なる介護予防の取組が引き続き重要であることに加え、地域の抱える課題にも対応していくため、地域の実情を踏まえつつ、こどもの福祉や障がい福祉といった分野を超えた連携を図ることが必要です。

ユニボイス
貼り付け位置

具体的取組

生活支援体制整備事業

●高齢者の支援ニーズと地域資源の把握や、ボランティア等の生活支援の担い手の養成、関係者間のネットワークの構築、地域に不足するサービスの創出などの役割を担う生活支援コーディネーターを配置し、多様な事業主体が参画する協議体を設置することにより、情報共有と連携強化を図りながら、住民主体の通いの場を充実するなど、生活支援・介護予防サービスの充実及び高齢者の社会参加の促進に向けた取組を進めます。

住民主体の通いの場の充実

●住民主体で体操・運動や趣味活動等を行う活動の場です。なお、国においては、次の定義づけがなされています。

①介護予防に資すると市町村が判断していること
②市町村が財政的支援を行っているものに限らないこと
③月１回以上の活動実績があること

《 実 績 》

	2023（令和5）年度	2024（令和6）年度	2025（令和7）年度
か所数	4,342 か所	4,553 か所	4,689 か所
参加率	13.0%	13.1%	13.3%

ユニボイス
貼り付け位置

（３）介護給付費等対象サービスの充実

現状と課題

高齢者が要介護状態等となっても、可能な限り、地域において継続して日常生活を営むことができるよう、日常生活圏域ごとに地域ニーズを的確に把握し、その課題等を踏まえながら、介護サービスの充実に取り組んでいます。

重度の要介護者、単身又は夫婦のみの高齢者世帯及び認知症の人の増加、働きながら要介護者等を在宅で介護している家族等の就労継続（介護離職ゼロの推進）や負担軽減の必要性等を踏まえて、必要となる在宅サービスや施設居住系サービス等を充実させていくことが重要です。

なお、２０２７（令和９）年４月より、夜間対応型訪問介護については、国施策により、定期巡回・随時対応型訪問介護看護に統合されます。

施策の方向

地域包括ケアシステムを深化・推進していくためには、地域での生活を支えるための地域密着型サービスを充実させていく必要があります。

特に、高齢者の日常生活全般を毎日複数回の柔軟なサービス提供により支えることが可能な「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」、「小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護」等については、要介護者等をはじめ地域の住民やサービス事業者等を含めた地域全体の理解を図っていくことが重要です。

また、地域密着型サービスの適切な運営を図るため、事業者の指定等にあたっては、被保険者、学識経験者、その他関係者から構成される「地域密着型サービス運営委員会」の意見を反映させ、利用者の安全・安心に配慮したサービスが提供されるよう取り組んで行きます。

具体的取組

計画目標数値に基づき、要介護（要支援）者に対する介護保険給付サービスを充実させます。とりわけ、重度の要介護者の方や認知症の人などの増加を踏まえ、このような高齢者の在宅生活を支えるため、定期巡回・随時対応型訪問介護看護などの整備を進めていきます。

さらに、高齢者が認知症になっても、重度の要介護状態になっても、可能な限り地域で生活を継続できるようにするため、身近なところでサービスを提供する「地域密着型サービス」の事業者の参入促進に取り組みます。

ユニボイス
貼り付け位置

ア　居宅（介護予防）サービス

訪問介護（ホームヘルプサービス）

●訪問介護員（ホームヘルパー）などが自宅を訪問し、身体介護や生活援助を行います。

《 実 績 》

	2023（令和5）年度	2024（令和6）年度	2025（令和7）年度
サービス量	416,751回／週	445,080回／週	480,677回／週

訪問入浴介護

●移動入浴車などで訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行います。

《 実 績 》

○訪問入浴介護

	2023（令和5）年度	2024（令和6）年度	2025（令和7）年度
サービス量	2,041回／週	2,041回／週	2,052回／週

○介護予防訪問入浴介護

	2023（令和5）年度	2024（令和6）年度	2025（令和7）年度
サービス量	3回／週	1回／週	3回／週

訪問看護

●医師の指示に基づいて看護師などが自宅を訪問し、療養上のお世話、診療の補助を行います。

《 実 績 》

○訪問看護

	2023（令和5）年度	2024（令和6）年度	2025（令和7）年度
サービス量	52,287回／週	55,836回／週	60,546回／週

○介護予防訪問看護

	2023（令和5）年度	2024（令和6）年度	2025（令和7）年度
サービス量	4,568回／週	5,043回／週	4,988回／週

訪問リハビリテーション

●医師の指示に基づいて、理学療法士や作業療法士などが自宅を訪問し、リハビリテーションを行います。

《 実 績 》

○訪問リハビリテーション

	2023（令和5）年度	2024（令和6）年度	2025（令和7）年度
サービス量	12,229回／週	12,966回／週	13,408回／週

○介護予防訪問リハビリテーション

	2023（令和5）年度	2024（令和6）年度	2025（令和7）年度
サービス量	1,524回／週	1,787回／週	1,853回／週

ユニボイス
貼り付け位置

居宅療養管理指導

●医師・歯科医師・薬剤師・管理栄養士などが自宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。

《 実 績 》

○居宅療養管理指導

	2023(令和5)年度	2024(令和6)年度	2025(令和7)年度
サービス量	34,568人／月	36,705人／月	38,931人／月

○介護予防居宅療養管理指導

	2023(令和5)年度	2024(令和6)年度	2025(令和7)年度
サービス量	1,826人／月	1,832人／月	1,775人／月

通所介護（デイサービス）

●デイサービスセンターなどで入浴や食事の提供、機能訓練などを日帰りで行います。

《 実 績 》

	2023(令和5)年度	2024(令和6)年度	2025(令和7)年度
サービス量	48,888回／週	49,245回／週	50,514回／週

通所リハビリテーション（デイケア）

●介護老人保健施設や病院などで、リハビリテーションを日帰りで行います。

《 実 績 》

○通所リハビリテーション（デイケア）

	2023(令和5)年度	2024(令和6)年度	2025(令和7)年度
サービス量	16,745回／週	17,730回／週	18,262回／週

○介護予防通所リハビリテーション（デイケア）

	2023(令和5)年度	2024(令和6)年度	2025(令和7)年度
サービス量	3,071人／月	3,039人／月	3,196人／月

短期入所生活介護（福祉施設でのショートステイ）

●特別養護老人ホームなどに短期間入所し、食事、入浴などの介護や機能訓練を行います。

《 実 績 》

○短期入所生活介護（福祉施設でのショートステイ）

	2023(令和5)年度	2024(令和6)年度	2025(令和7)年度
サービス量	48,629日／月	49,226日／月	48,210日／月

○介護予防短期入所生活介護（福祉施設でのショートステイ）

	2023(令和5)年度	2024(令和6)年度	2025(令和7)年度
サービス量	166日／月	197日／月	190日／月

ユニボイス
貼り付け位置

短期入所療養介護（医療施設でのショートステイ）

●介護老人保健施設などに短期間入所し、医学的な管理のもとでの医療、介護、機能訓練を行います。

《 実 績 》

○短期入所療養介護（医療施設でのショートステイ）

	2023（令和5）年度	2024（令和6）年度	2025（令和7）年度
サービス量	6,656日／月	6,835日／月	6,777日／月

○介護予防短期入所療養介護（医療施設でのショートステイ）

	2023（令和5）年度	2024（令和6）年度	2025（令和7）年度
サービス量	27日／月	28日／月	25日／月

特定施設入居者生活介護（有料老人ホームなどにおける介護）

●有料老人ホーム、ケアハウス等が特定施設入居者生活介護の事業者指定を受けて、入居者が施設で能力に応じた生活が出来るように、入浴・排せつ・食事等の介護その他日常生活上の支援、機能訓練・療養上の世話を行います。

《 実 績 》

○特定施設入居者生活介護（有料老人ホームなどにおける介護）

	2023（令和5）年度	2024（令和6）年度	2025（令和7）年度
サービス量	6,447人／月	6,683人／月	6,765人／月

○介護予防特定施設入居者生活介護（有料老人ホームなどにおける介護）

	2023（令和5）年度	2024（令和6）年度	2025（令和7）年度
サービス量	828人／月	833人／月	799人／月

福祉用具の貸与

●日常生活の自立を助けたり、介護の負担を軽くしたりするため、車いすや特殊寝台など、福祉用具の貸与を行います。

《 実 績 》

○福祉用具の貸与

	2023（令和5）年度	2024（令和6）年度	2025（令和7）年度
サービス量	64,610人／月	67,077人／月	70,231人／月

○介護予防福祉用具の貸与

	2023（令和5）年度	2024（令和6）年度	2025（令和7）年度
サービス量	16,710人／月	16,660人／月	17,057人／月

ユニボイス
貼り付け位置

福祉用具購入費の支給

●貸与になじまない腰掛便座や入浴補助用具などの福祉用具の購入費を支給します。

《 実 績 》

○福祉用具購入費の支給

	2023（令和5）年度	2024（令和6）年度	2025（令和7）年度
サービス量	9,162人／年	9,919人／年	9,102人／年

○介護予防福祉用具購入費の支給

	2023（令和5）年度	2024（令和6）年度	2025（令和7）年度
サービス量	2,585人／年	2,852人／年	2,677人／年

住宅改修費の支給

●日常生活の自立や介護をしやすい生活環境を整えるため、手すりの取付け、床段差の解消、滑り止めなどのための床材変更、引き戸などへの扉の取り替え、洋式便器などへの取替工事など、簡易な住宅改修について、介護保険制度において改修費を支給します。

《 実 績 》

○住宅改修費の支給

	2023（令和5）年度	2024（令和6）年度	2025（令和7）年度
サービス量	5,796人／年	5,496人／年	5,413人／年

○介護予防住宅改修費の支給

	2023（令和5）年度	2024（令和6）年度	2025（令和7）年度
サービス量	3,011人／年	2,847人／年	2,845人／年

居宅介護支援（介護予防支援）

●介護（予防）サービスの内容を本人、家族などと相談して、サービスを適切に利用できるように居宅サービス計画（ケアプラン）を作成します。

《 実 績 》

○居宅介護支援

	2023（令和5）年度	2024（令和6）年度	2025（令和7）年度
サービス量	83,895人／月	86,243人／月	89,469人／月

○介護予防支援

	2023（令和5）年度	2024（令和6）年度	2025（令和7）年度
サービス量	20,278人／月	20,261人／月	20,886人／月

ユニボイス
貼り付け位置

イ　地域密着型サービス

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

●介護職員と看護職員が日中・夜間を通じて、定期の巡回訪問と随時対応を行います。

《 実 績 》

	2023（令和５）年度	2024（令和６）年度	2025（令和７）年度
サービス量	734人／月	839人／月	940人／月

夜間対応型訪問介護

●夜間の巡回や通報システムにより対応する訪問介護を行います。

《 実 績 》

	2023（令和５）年度	2024（令和６）年度	2025（令和７）年度
サービス量	190人／月	173人／月	176人／月

地域密着型通所介護（定員 18 人以下のデイサービスセンターなど）

●デイサービスセンターなどで入浴や食事の提供、機能訓練などを日帰りで行います。

《 実 績 》

〇地域密着型通所介護

	2023（令和５）年度	2024（令和６）年度	2025（令和７）年度
サービス量	26,396回／週	28,872回／週	29,837回／週

〇認知症対応型通所介護

	2023（令和５）年度	2024（令和６）年度	2025（令和７）年度
サービス量	2,310回／週	2,400回／週	2,413回／週

〇介護予防認知症対応型通所介護

	2023（令和５）年度	2024（令和６）年度	2025（令和７）年度
サービス量	5回／週	8回／週	7回／週

小規模多機能型居宅介護 / 介護予防小規模多機能型居宅介護

●通いを中心に、訪問や泊まりの介護サービスを組み合わせて提供します。

《 実 績 》

〇小規模多機能型居宅介護

	2023（令和５）年度	2024（令和６）年度	2025（令和７）年度
サービス量	1,075人／月	1,053人／月	1,034人／月

〇介護予防小規模多機能型居宅介護

	2023（令和５）年度	2024（令和６）年度	2025（令和７）年度
サービス量	136人／月	119人／月	98人／月

ユニボイス
貼り付け位置

認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）/ 介護予防認知症対応型共同生活介護　（認知症高齢者グループホーム）

●認知症のため介護を必要とする方に、共同生活住居（５～９人）において日常生活上の世話などを行います。

《 実 績 》

○認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）

	2023（令和5）年度	2024（令和6）年度	2025（令和7）年度
サービス量	4,277人／月	4,336人／月	4,365人／月

○介護予防認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）

	2023（令和5）年度	2024（令和6）年度	2025（令和7）年度
サービス量	８人／月	４人／月	６人／月

地域密着型特定施設入居者生活介護（定員 29 人以下の介護専用型有料老人ホーム等）

●有料老人ホーム、ケアハウスなどが地域密着型特定施設入居者生活介護の事業者指定を受けて、入浴・排せつ・食事などの介護その他日常生活上の世話、機能訓練・療養上の世話を行います。

《 実 績 》

	2023（令和5）年度	2024（令和6）年度	2025（令和7）年度
サービス量	166人／月	169人／月	181人／月

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（定員 29 人以下の特別養護老人ホーム）

●介護職員などが、食事、入浴をはじめとした日常生活上の世話や機能訓練、健康管理などを行います。

《 実 績 》

	2023（令和5）年度	2024（令和6）年度	2025（令和7）年度
サービス量	439人／月	478人／月	492人／月

看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）

●医療ニーズの高い要介護の方に対して、小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせてサービスを提供します。

《 実 績 》

	2023（令和5）年度	2024（令和6）年度	2025（令和7）年度
サービス量	288人／月	294人／月	309人／月

ユニボイス
貼り付け位置

（４）介護保険サービスの質の向上と確保

現状と課題

効果的・効率的な介護給付を推進するためには、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要とする過不足のないサービスを、事業者が適切に提供するよう促すことが重要であり、これにより適切なサービス提供の確保とその結果としての費用の効率化を通じた介護給付の適正化を図ることが、介護保険制度の信頼感を高め、持続可能な介護保険制度の構築に資すると考えられます。

大阪市においては、介護サービスの質の向上と確保を図るため、大阪府国民健康保険団体連合会（以下国保連合会という）の給付適正化システム等を活用しながら、大阪府と連携を図りつつ、次のア～オの項目について重点的に取り組んできました。

また、カの項目「介護保険サービスの苦情・相談等への対応」については、本市が保険者となる介護保険給付サービス等に関する苦情等について、迅速に対応して解決するため、「おおさか介護サービス相談センター事業」を実施するなど介護保険サービスの質の向上を図っています。

キの項目「介護分野の文書に関する負担軽減の取組」については、厚生労働省の省令改正を踏まえ、事業者の指定申請書類等を削減するとともに、申請書類の一部電子化を行うなど、介護サービス事業所の負担軽減を図っており、さらに取組みを進めていきます。

クの項目「介護サービス事業者の事故防止に関する取組」については、事故報告書の集計結果等のさらなる分析を進め、事故防止に繋げる必要があります。

ア　介護サービス情報の公表と福祉サービスの評価
イ　介護サービスの適正化
ウ　介護サービス事業者の指定・指導
エ　介護支援専門員の質の向上
オ　公平・公正な要介護（要支援）認定
カ　介護保険サービスの苦情・相談等への対応
キ　介護分野の文書に関する負担軽減の取組
ク　介護サービス事業者の事故防止に関する取組

今後、要介護認定者数が増加する中、必要な介護サービスニーズに対応するため、より一層、介護サービスの質の向上と確保に取り組む必要があります。

ユニボイス
貼り付け位置

施策の方向

ア　介護サービス情報の公表と福祉サービスの評価

利用者が適切な事業者を選択できるよう、引き続き介護サービス事業者の情報を公表します。

イ　介護サービスの適正化

令和６年の国の制度改正において、給付適正化事業に係る見直しが行われたことを踏まえ、次の①～③に重点的に取り組むとともに、④についても不正請求等の抑止の観点から引き続き実施します。

① 要介護（要支援）認定の適正化
② ケアプラン点検及び住宅改修等の点検、福祉用具購入・貸与調査
③ 医療情報との突合・縦覧点検
④ 介護給付費通知の送付

また、国保連合会から配信される給付実績等の情報を介護サービス事業所の運営指導時に活用するなど、介護給付費適正化の取組を一層推進します。

ウ　介護サービス事業者の指定・指導

介護サービス事業を行うには、介護保険法に基づく介護サービス事業者として指定を受ける必要があります。

介護サービス事業者から提出された指定申請については、慎重に審査し、適切かつ速やかに処理を行います。

介護サービスの質の向上を図り、利用者に対して適切なサービスが提供されるよう、集団指導や運営指導等を通じ、事業者に対する指導・助言に取り組みます。

エ　介護支援専門員の質の向上

高齢者の自立支援の観点からは、適正なケアプラン（居宅・介護予防サービス計画）に基づいたサービス提供が必要であり、ケアプランを作成する介護支援専門員の果たす役割は大変重要となっており、介護支援専門員の資質・専門性の向上のために体系化された研修の実施や、基準違反等のない適正なケアプランの作成に係る意識改善（ケアマネスキルアップ事業）を通じて介護支援専門員の資質向上をめざします。

ユニボイス
貼り付け位置

オ　公平・公正な要介護（要支援）認定

介護保険制度では、要介護・要支援度によって保険給付の限度額が異なるため、公平・公正な要介護（要支援）認定を行うことがきわめて重要であり、要介護（要支援）認定の基礎となる認定調査を公平・公正に実施します。

認定調査員への個別具体的な調査方法や特記事項の記載方法に関する研修等を行うことで、より的確な審査判定資料の作成に努めるとともに、審査会運営のあり方等に課題がないか検討・検証するなど、要介護認定の平準化に向けた取組の強化を行います。

カ　介護保険サービスの苦情・相談等への対応

介護保険サービスの苦情・相談等に対しては、区保健福祉センターにおいて、迅速に対応するとともに、介護保険サービスの内容に関して当事者間で問題が発生した場合は、おおさか介護サービス相談センターにおいて利用者・事業者から中立的な立場で迅速に問題を解決し、介護保険サービスの質の向上を図ります。

キ　介護分野の文書に関する負担軽減の取組

規制改革実施計画（令和４年６月７日閣議決定）「介護分野におけるローカルルール等による手続き負担の軽減」、及び厚生労働省社会保障審議会介護保険部会「介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」取りまとめの内容を踏まえて、引き続き申請関連文書の簡素化及び標準化、ＩＣＴ等の活用による負担軽減を進めます。

ク　介護サービス事業者の事故防止に関する取組

事業所から提出された事故報告書の詳細な分析を進めるとともに、事故の状況や要因、再発防止策のあり方等に関し、集団指導等において公開し、介護現場における事故防止策の改善を促していきます。

ユニボイス
貼り付け位置

具体的取組

ア　介護サービス情報の公表と福祉サービスの評価

介護サービス情報の公表

●すべての介護サービス事業者からサービス内容等に関する情報の提供を受け、公開します。
●公表に関する事務や公表データの管理を行う「介護サービス情報公表センター（大阪）」を指定し、厚生労働省の「介護サービス情報公表システム」を通じて情報提供を行っていきます。

福祉サービスの評価

●認知症対応型共同生活介護に係る外部評価結果については、事業所が所在する区保健福祉センター及び地域包括支援センター、福祉局介護保険課で公開しています。

イ　介護サービスの適正化

要介護（要支援）認定の適正化

●認定審査会前の各資料（基本調査、特記事項、主治医意見書）間の内容について、不整合の有無を確認します。一次判定から二次判定の軽重度変更率の合議体間の差等についての分析や認定調査項目別の選択状況についての全国の保険者と比較した分析等を行い、要介護認定調査の平準化に向けた取組を実施します。また、認定調査員及び介護認定審査会委員に対して新規研修及び現任研修を実施し、適正な認定に努めます。

《 実 績 》

	2023（令和5）年度	2024（令和6）年度	2025（令和7）年度
調査員研修受講者数	485名	237名	376名

《 数値目標 》

2026（令和8）年度（見込）	2027（令和9）年度	2028（令和１０）年度	2029（令和１１）年度
451名	436名	436名	436名

ユニボイス
貼り付け位置

介護保険住宅改修費適正給付事業

●住宅改修費の申請時に、「施工計画書」や「理由書」等により工事内容や必要性を審査し、疑義について介護支援専門員等に工事内容等の確認を行います。
施工後は一定件数を抽出し、建築士資格を有する調査員１名で現地調査を行っておりましたが、令和５年度から、建築士資格の調査員に加え介護支援専門員等の資格を有する調査員の２名体制で利用者の身体状況も考慮した住宅改修となっているかについて現地調査を行いながら適正な保険給付に努めています。

《 実 績 》

	2023(令和5)年度	2024(令和6)年度	2025(令和7)年度
調査件数	381件	382件	375件
うち、適正	372件	378件	372件
要注意	2件	0件	1件
改善指導	7件	4件	2件

《 数値目標 》

2026(令和8)年度(見込)	2027(令和9)年度	2028(令和10)年度	2029(令和11)年度
420件	420件	420件	420件

福祉用具購入・貸与調査

●住宅改修との整合性に留意しながら、福祉用具購入申請書等の審査を行います。また、軽度者の福祉用具貸与については、「福祉用具貸与理由書」による確認を行うことにより、適正な給付に努めます。

《 実 績 》

	2023(令和5)年度	2024(令和6)年度	2025(令和7)年度
調査件数	13,892件	15,242件	14,409件

《 数値目標 》

2026(令和8)年度(見込)	2027(令和9)年度	2028(令和10)年度	2029(令和11)年度
14,409件	14,409件	14,409件	14,409件

介護給付費支払実績点検（縦覧点検）

●国保連合会に業務を委託し、受給者ごとに複数月の明細書の算定回数や事業者間等の給付の整合性を確認するために縦覧チェック一覧表をもとに給付状況等を確認したうえで、請求の誤りが判明した場合には返還を求めます。
国保連合会で給付状況等が確認できない場合には、大阪市から各事業者に照会を行い、請求の誤りがあれば返還を求めます。

《 実 績 》

	2023(令和5)年度	2024(令和6)年度	2025(令和7)年度
点検件数（国保連委託）	1,482件	2,074件	1,700件

《 数値目標 》

2026(令和8)年度(見込)	2027(令和9)年度	2028(令和10)年度	2029(令和11)年度
1,715件	1,729件	1,759件	1,789件

ユニボイス
貼り付け位置

ケアプランチェック（適正給付）

●個々の受給者が真に必要とする過不足のないサービス提供の確保等を目的として、居宅介護支援事業所を訪問し、ケアプランの記載内容について、介護支援専門員とともに確認検証し、「気づき」を促すとともに「自立支援に資するケアマネジメント」の実践に向けた取組を支援します。

《 実 績 》

	2023（令和5）年度	2024（令和6）年度	2025（令和7）年度
訪問事業所数	138件	105件	174件

《 数値目標 》

2026（令和8）年度（見込）	2027（令和9）年度	2028（令和10）年度	2029（令和11）年度
192件	192件	192件	192件

給付費通知の送付

●介護保険サービス利用者に、各月の給付内容を通知します。これにより、被保険者が利用したサービス内容の確認や、支払った費用について容易に確認できるようになるとともに、サービスを伴わない介護報酬への請求に気づくことができます。

《 実 績 》

	2023（令和5）年度	2024（令和6）年度	2025（令和7）年度
送付件数	155,472件	157,858件	160,469件

《 数値目標 》

2026（令和8）年度（見込）	2027（令和9）年度	2028（令和10）年度	2029（令和11）年度
163,000件	165,500件	168,000件	170,500件

介護給付と医療給付との支払実績突合点検（医療情報との突合）

●保険者に対して提供される介護給付情報と医療給付情報の突合を国保連合会に委託し、その結果をもとに、給付状況等を確認します。疑義がある内容について、各事業者へ照会を行い、重複請求等請求の誤りが判明した場合は、返還を求めます。

《 実 績 》

	2023（令和5）年度	2024（令和6）年度	2025（令和7）年度
点検件数	6,799件	8,093件	8,314件

《 数値目標 》

2026（令和8）年度（見込）	2027（令和9）年度	2028（令和10）年度	2029（令和11）年度
8,000件	8,050件	8,100件	8,150件

給付実績の活用

●国保連合会から配信される給付実績等の情報を活用して、不適正・不正な給付がないか確認します。疑義がある内容については、事業者へ照会を行い、請求の誤りが判明した場合は、返還を求めます。

ユニボイス
貼り付け位置

ウ　介護サービス事業者の指定・指導

介護サービス事業者の指定・指導

●介護サービス事業者から提出された指定申請については、慎重に審査し、適切かつ速やかに処理を行います。
●指定した介護サービス事業所が適正に運営を行うよう、指定有効期間（６年）中に１回以上は運営指導を実施します。
●苦情・通報等により提供された情報等に基づき、対象となる個々の事業者に対する指導や不正請求等に対する監査を実施するとともに、積極的に国保連合会の給付適正化システムの情報を活用し、効率的な指導監督体制のさらなる充実を図ります。
●運営指導の一部委託を継続し、運営指導の実施率の向上を図るとともに、市職員が虐待や不正請求等の重要案件に一層、重点的に取り組みます。
●有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等（特定施設入居者生活介護事業所を除く）において介護サービスを提供する事業者に対し、国民健康保険団体連合会のデータ等を活用し、重点的な指導を行います。
●個人情報の収集及び提供にあたっては、高齢者の権利擁護の観点に立ち必要な情報を適切に把握し、関係する機関が共有しておくことが重要であり、個人情報保護法等を踏まえ、関係機関間で情報共有するよう指導します。
●事業所に対する介護保険最新情報の提供や事務連絡等については、大阪市ホームページへの掲載やメール等一斉送信による通知を推進することで、業務の効率化及びペーパーレス化に取り組みます。

《 実 績 》

○事業者の指定

	2023（令和5）年度	2024（令和6）年度	2025（令和7）年度
指定件数	16,169件	16,485件	16,941件
うち総合事業の指定	5,861件	5,964件	6,075件

○事業者の指導

	2023（令和5）年度	2024（令和6）年度	2025（令和7）年度
運営指導件数	1,750件	1,767件	2,145件

※ 件数は、事業所数

ユニボイス
貼り付け位置

エ　介護支援専門員の質の向上

介護支援専門員の質の向上

●介護支援専門員の「気づき」を促すとともに「自立支援に資するケアマネジメント」の実践に向けた取組を支援するために、居宅介護支援事業所が作成するケアプランの点検・評価や講習会の開催等を行います。

《 実 績 》

〇ケアマネスキルアップ事業

	2023（令和5）年度	2024（令和6）年度	2025（令和7）年度
参加事業所数	468件（83.7%）	460件（88.5%）	422件（94.6%）

●地域包括支援センターに配置している主任介護支援専門員が中心となり、包括的・継続的なケアマネジメントを実施するため、生活支援コーディネーターと連携した取組を実施し、地域における健康づくりなどの介護保険サービス以外の地域における様々な社会資源を活用できるよう、地域の連携・協力体制を整備します。また、介護支援専門員相互の情報交換等を行う場を設定するなど介護支援専門員のネットワークを構築します。さらに、専門的な見地から介護支援専門員の日常的業務の実施に関し、個別相談事例や支援困難事例等へ指導・助言を行い、包括的・継続的ケアマネジメント支援の取組を推進します。

オ　公平・公正な要介護（要支援）認定

公平・公正な要介護（要支援）認定調査

●都道府県の指定を受けた指定市町村事務受託法人に認定調査業務を委託することを基本として、公平・公正な認定調査を実施し、介護認定審査会において全国一律の基準により審査・判定します。
●認定調査員への個別具体的な調査方法や特記事項の記載方法に関する研修等を行うことで、より的確な審査判定資料の作成に努めるとともに、審査会運営のあり方等に課題がないか検討・検証するなど、要介護認定の平準化に向けた取組の強化を行います。

《 実 績 》	2023（令和5）年度	2024（令和6）年度	2025（令和7）年度
申請件数	126,018件	158,982件	140,092件

保健師の同行訪問

●難病や認知症などにより専門的判断を行う必要がある場合は区保健福祉センターの保健師が同行します。

《 実 績 》	2023（令和5）年度	2024（令和6）年度	2025（令和7）年度
件数	92件	98件	107件

ユニボイス
貼り付け位置

介添事業

●不安を抱く人、聴覚障がい等により意思疎通が難しい人に介添人や手話通訳者等を派遣します。

《 実 績 》	2023（令和5）年度	2024（令和6）年度	2025（令和7）年度
手話通訳派遣回数	98回	117回	96回
外国語通訳派遣回数	17回	38回	34回
介添人派遣回数	0回	0回	1回

介護認定審査会

●各区に認定審査を行う合議体を設置し、保健･医療･福祉の専門家などが認定調査の結果と主治医意見書をもとに、どの程度の介護が必要かを全国一律の基準により審査・判定します。

《 実 績 》	2023（令和5）年度	2024（令和6）年度	2025（令和7）年度
合議体数	217合議体	217合議体	217合議体
委員数	1,193人	1,193人	1,194人
審査会開催数	4,887回	5,088回	5,062回
審査判定件数	121,456件	156,912件	137,466件

カ　介護保険サービスの苦情・相談等への対応

介護保険サービスの苦情・相談等への対応

●区保健福祉センターによる介護保険制度における苦情相談迅速な対応

《 実 績 》

	2023（令和5）年度	2024（令和6）年度	2025（令和7）年度
相談件数	103件	90件	68件

●おおさか介護サービス相談センター事業として、介護保険サービスについての相談や苦情を受け付け、一般相談のほか、保健・医療・福祉及び法律等の専門家による専門相談を行い、利用者・事業者から中立的な立場で、あっせん・調停などにより迅速な問題の解決を行います。

《 実 績 》

	2023（令和5）年度	2024（令和6）年度	2025（令和7）年度
相談件数	2,506件	2,068件	1,972件

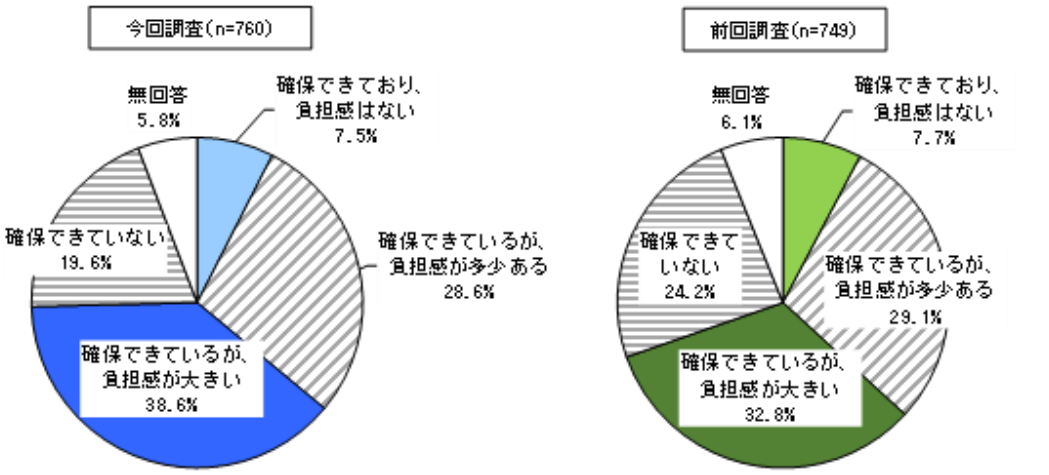
ユニボイス
貼り付け位置

（５）福祉・介護人材の確保及び育成

現状と課題

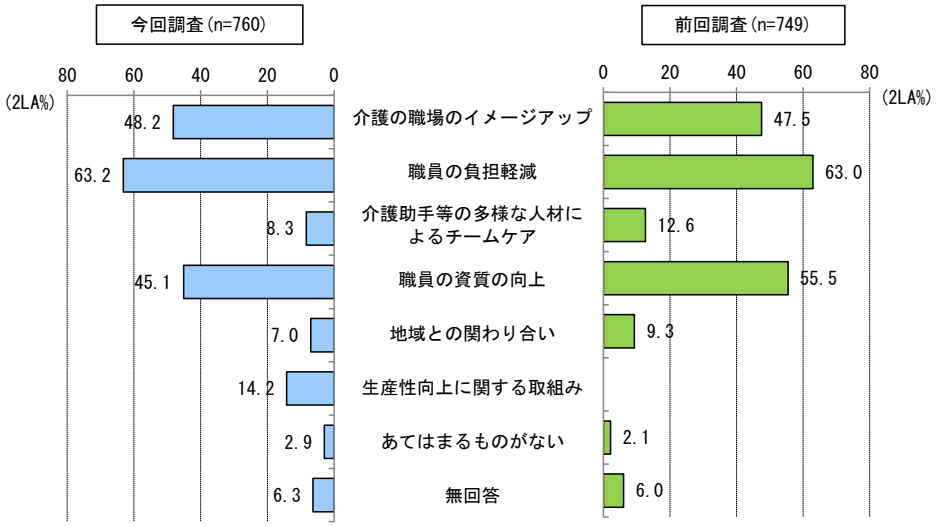
高齢化が進展する一方、福祉・介護の担い手となる生産年齢人口は減少しており、大阪市においても介護サービス等を担う人材の確保・育成が喫緊の課題となっています。高齢者実態調査（施設調査）によると、福祉人材について、「確保できていない」割合は減少（24.2%→19.6%）していますが、依然として全体の約５分の１の施設では人材確保ができていない状況が伺えます。また、人材の確保・育成において、施設では、職員の負担軽減、介護の職場のイメージアップ、職員の資質の向上が求められています。

福祉人材の確保の状況と確保にかかる負担感



資料：高齢者実態調査（施設調査）

人材確保・定着・育成において、施設で求められるもの

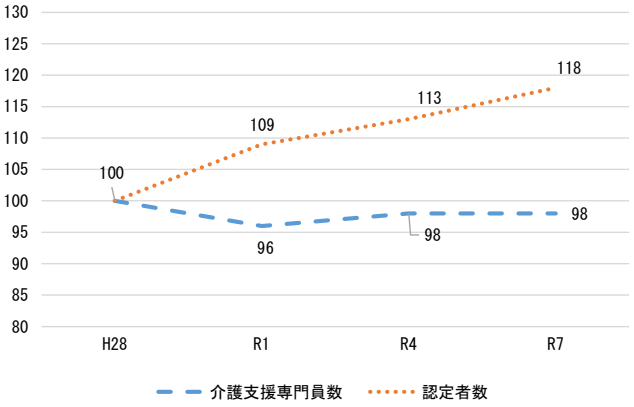


資料：高齢者実態調査（施設調査）

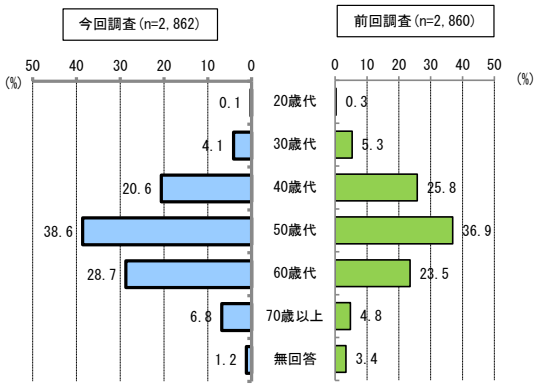
ユニボイス
貼り付け位置

また、大阪市においては、訪問介護員（ヘルパー）等の介護人材に加え、介護支援専門員についても人材不足が深刻化しています。この間、要介護（要支援）認定者が大幅に増加する半面、介護支援専門員数は2016(平成28)年から微減しています。さらに、介護支援専門員の年齢分布が上昇しており、担当する利用者数も増加傾向にあります。

介護支援専門員数と認定者数
（H28 年を 100 とした時の比較）



介護支援専門員　年齢分布



R7　介護支援専門員調査より「問１　調査回答者の年齢」

介護支援専門員の担当利用者数

		令和4年調査	令和7年調査
回答者数		2,780人	2,844人
担当利用率		87,885人	96,219人
	平均	31.6人	33.8人

資料：高齢者実態調査（介護支援専門員調査）より「問７　担当している利用者等」

厚生労働省は「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」(平成19年厚生労働省告示第289号）を作成しました。この指針においては、国と地方公共団体それぞれの役割が示されており、国は介護報酬の設定等、都道府県は就業状況の把握や市町村では実施が困難な取組等、市町村は、研修やネットワークの構築等を行うこととされています。

この指針を踏まえて、国においては 2009(平成 21)年度の介護報酬改定以降、介護人材の処遇改善など、多くの取組を行ってきています。

大阪市においても、国の指針を踏まえ、介護などの現場における福祉・介護人材の確保について、中長期的な視点をもって取組を進めていくことが重要です。

2026（令和 8）年の社会福祉法等の改正において、地域の実情等の情報を収集し、共有・分析することで課題を認識し、課題解決に取り組むための機能として、都道府県が設置主体と

ユニボイス
貼り付け位置

なり、介護人材確保に関するプラットフォームや生産性向上等の取組の促進を図るための協議会を設置することとなっていることから、大阪府と連携して取り組む必要があります。

介護現場におけるカスタマーハラスメントは従事者のモチベーション低下や離職につながる可能性があり、介護サービス事業者からのカスタマーハラスメントに関する相談が増加している現状を踏まえ、おおさか介護サービス相談センターにおいて、弁護士に直接相談できる窓口である「介護ハラスメント弁護士専門相談」（2023（令和５）年２月から）を設置し運用してきました。また、大阪府が作成した「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」、利用者向けのハラスメント防止チラシの活用などについて周知を進めてきたところですが、今後も大阪府と連携してカスタマーハラスメントの発生抑制に向け取り組む必要があります。

今後、ますます多様化・増大化する福祉ニーズに対応するため、福祉・介護人材が働きやすい職場環境・労働環境を整えるなど職場定着・離職防止の取組を推進するとともに、大阪府と連携し新たな人材の確保、育成、定着に向けた取組を進める必要があります。また、福祉専門職が誇りを持ち続けながら働くことができるよう、モチベーション向上等につながる取組をさらに強化していく必要があります。

ユニボイス
貼り付け位置

施策の方向

新たな人材の確保に向け、福祉・介護の仕事に携わる方が日々感じている仕事の魅力ややりがいを広く市民に周知する取組を推進するとともに、小中学生等を対象とした福祉教育に関する取組の充実を図ることにより、福祉・介護の仕事に対する理解促進やイメージアップに取り組みます。

直接介助に携わらない業務を担う「アシスタントワーカー(いわゆる介護助手)」や、軽度の要支援者等に対する生活援助サービスを担う資格要件等を緩和したサービス従事者等、人材のすそ野を広げる取組を進めていきます。

専門職が専門性を発揮し、誇りを持ち続けながら働くことができるよう、スキルアップやモチベーション向上につながる取組の推進に向け、大阪市社会福祉研修・情報センターを福祉・介護人材の確保、育成、定着に関する中核施設と位置付け、現場ニーズの把握や福祉従事者向けの研修、社会福祉に関する情報発信を行うほか、関係団体とのネットワークの構築を行ってまいります。

外国人介護人材について、国が創設した４つの制度（ＥＰＡ（経済連携協定）、在留資格「介護」、技能実習（2027（令和９）年４月以降は育成就労制度へ発展的に移行）、特定技能１号）による受け入れが進んでおり、これらの外国人介護人材が介護現場で円滑に就労・定着できるよう、介護施設等に対する研修などにも取り組んでまいります。

加えて、介護従事者の負担軽減等による職場環境の改善、離職防止及び定着支援に資するため、大阪府の補助制度を活用して介護ロボット導入や ICT 活用の普及を促進するとともに、近年増加している利用者や家族からの介護事業者に対するカスタマーハラスメント対策について、引き続きおおさか介護サービス相談センターにおいて、「介護ハラスメント弁護士専門相談」による支援を行い、介護職員が安心して働くことのできる職場環境・労働環境を整えます。介護職員の安定的な確保を図るとともに、事業主による介護職員の資質向上や雇用管理の改善の取組がより一層促進されるよう、国の処遇改善加算は段階的に拡充されており、大阪市としても、介護職員処遇改善加算の取得促進に引き続き取り組みます。

介護人材確保に関する課題への対応については、引き続き状況把握・分析を行い、大阪府と連携して取組を進めてまいります。

ユニボイス
貼り付け位置

具体的取組

福祉に関する理解促進やイメージアップの取組

●仕事の魅力が伝わるエピソードを表彰する「みおつくし福祉・介護の仕事きらめき大賞（以下、「きらめき大賞」）」を実施し、受賞作品を活用して魅力発信を推進します。
●小学生向けの「福祉読本」の授業での活用や中学生向けの福祉教育プログラムの実施により、福祉への理解促進を図ります。

《 実 績 》

〇小学生向け福祉教材「福祉読本」の配付

	2023（令和5）年度	2024（令和6）年度	2025（令和7）年度
配付数	約21,000冊	約20,900冊	約20,100冊

専門職のスキルアップやモチベーションの向上につながる取組

●大阪市社会福祉研修・情報センターにおいて、福祉専門職向けのキャリア研修やスキルアップ研修、職員同士の横のつながりを作る場等を開催します。

《 実 績 》

〇大阪市社会福祉研修・情報センターにおける福祉専門職向け研修実施状況

	2023（令和5）年度	2024（令和6）年度	2025（令和7）年度
福祉専門職向け研修	67回	73回	72回

人材のすそ野を拡大する取組

●直接介助に携わらない業務を担う「アシスタントワーカー」を導入する研修過程を通じて、職場環境改善や職員の意識改革、リーダー層の育成などの人材育成につなげるとともに、多様な人材の確保に取り組みます。
●軽度の要支援者等に対する生活援助サービス従事者を養成する「生活援助サービス従事者研修」を実施し、従事者の増加を図ります。

福祉・介護人材が働きやすい職場環境づくり

●介護従事者の負担軽減等のため、大阪府の補助制度を活用し、介護ロボットや ICT の導入を進めます。
●おおさか介護サービス相談センターにおいて、カスタマーハラスメント対策として、介護ハラスメント弁護士専門相談を実施します。
●大阪市社会福祉研修・情報センターにおいて、ハラスメント対応やメンタルヘルスにかかる研修を実施します。

《 実 績 》

〇介護ハラスメント弁護士専門相談

	2023（令和5）年度	2024（令和6）年度	2025（令和7）年度
相談件数	５件	９件	３件
※ハラスメントに関する相談ケース数	４８件	５３件	７４件

●介護事業所への集団指導において、カスタマーハラスメントの対応事例について情報提供及び、介護職員等処遇改善加算の取得勧奨を行います。

ユニボイス
貼り付け位置

（６）在宅支援のための福祉サービスの充実

現状と課題

大阪市では、在宅で生活している高齢者に対する介護保険サービス以外の福祉サービスとして、生活支援型食事サービスや緊急通報システム事業、在宅高齢者日常生活用具の給付事業等のサービスを実施しています。

また、在宅の要介護高齢者を介護する家族に対する支援として、介護負担を軽減することを目的として各種の介護用品と引き換え可能な給付券を交付する介護用品支給事業を実施しています。（※介護用品支給事業については、本事業の安定的な実施の観点から、第１０期介護保険事業計画期間以降については、本事業を保健福祉事業（財源：第１号被保険者の保険料100%）として実施します。）

なお、2025（令和７）年の高齢者実態調査（本人調査）にて、「知っており、今後利用したい」の割合が高い事業として、「緊急通報システム事業（携帯型）」（18.9%）が挙げられます。本事業については、令和４年度から携帯型緊急通報機器を導入し、従来の緊急通報システム（固定型緊急通報機器）における課題を解決し、確実な緊急通報体制を維持しながら、利用者の利便性の向上を図っており、引き続き利用ニーズが高まることが予想されます。

施策の方向

高齢者が地域で自立した生活を可能な限り継続できるようにするためには、介護保険の居宅介護サービスだけでなく、高齢者のニーズに応じた福祉サービスの提供、さらには要介護（要支援）高齢者を介護する家族に対する支援も重要となります。大阪市は、ひとり暮らし高齢者が多く、要介護（要支援）状態でない高齢者であっても在宅で生活するには何らかの支援を必要とする場合も少なくありません。

すべての高齢者が、地域で自立した日常生活を可能な限り継続できるよう介護保険サービス以外の生活支援サービスを提供します。

高齢者自身や要介護（要支援）高齢者を介護する家族が、福祉サービスを適時・適切に利用できるよう、地域包括支援センターや地域のケアマネジャー、さらには見守り相談室等の関係機関との連携のもと制度周知に努めるとともに、ICT 技術の利活用等も念頭におき、引き続き高齢者実態調査の結果やサービス利用状況等を踏まえながら、高齢者が安心して暮らせる環境づくりを進めてまいります。

ユニボイス
貼り付け位置

具体的取組

ア　在宅福祉サービス

生活支援型食事サービス

●心身の機能低下等により食事の確保が困難なひとり暮らし高齢者等に対して、栄養バランスの取れた食事を配達する機会を通じて利用者の安否を確認し、異常があった場合は、関係機関へ連絡します。

《 実 績 》

	2023（令和5）年度	2024（令和6）年度	2025（令和7）年度
実施箇所数	59 か所	59 か所	59 か所
食数	延 1,088,703 食	延 1,073,037 食	延 1,139,512 食

在宅高齢者日常生活用具給付

●自宅に適当な用具を有しないひとり暮らし高齢者等に対して、自動消火器、電磁調理器の給付を行います。

《 実 績 》

利用件数	2023（令和5）年度	2024（令和6）年度	2025（令和7）年度
自動消火器	4件	5件	3件
火災警報器（連動型）	0件	0件	1件
電磁調理器	291件	315件	260件
高齢者用電話	12台	11台	10台

ごみの持ち出しサービス（ふれあい収集）

●ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯等で、ごみを一定の場所まで持ち出すことが困難な世帯を対象に、利用者等からの申し出により、家庭までごみの収集に伺うサービスを行います。また、ご希望により、お約束の曜日にごみが出されていない場合、あらかじめ登録いただいた連絡先に、環境事業センターから安否確認していただくよう、連絡するサービスも行っています。

《 実 績 》

	2023（令和5）年度	2024（令和6）年度	2025（令和7）年度
普通ごみ等常時登録実施世帯数	11,431世帯	11,860世帯	12,090世帯
粗大ごみ等随時実施世帯数	7,558世帯	8,457世帯	8,149世帯

緊急通報システム

●ひとり暮らし高齢者等を対象に、緊急通報装置及びペンダント型送信機を貸与し、急病などの緊急時や体調に不安があるときに通報ボタンを押す等により、受信センターに通報され、看護師等が協力者への駆けつけ依頼や救急車の要請、健康面でのアドバイスなどの対応を行います。

《 実 績 》

	2023（令和5）年度	2024（令和6）年度	2025（令和7）年度
稼働件数	延7,925件	延7,306件	延6,833件
緊急通報受信件数	4,771件	5,094件	3,420件

ユニボイス
貼り付け位置

イ　その他の支援

介護用品の支給

●要介護度４・５等の高齢者を在宅で介護する家族の負担軽減のため、紙おむつなどの介護用品を支給します。

《 実 績 》

	2023（令和５）年度	2024（令和６）年度	2025（令和７）年度
介護用品給付者数	2,684人	2,405人	2,255人

家族介護等支援事業

●講演会・研修会・交流会等を活用した在宅介護に関する情報交換・意見交換を行う機会の提供等を通じて家族介護者の介護負担の軽減及び心身のリフレッシュを図ります。適切な介護知識・技術・各種サービスの利用方法及び認知症の理解を深めるとともに、当事者組織の育成･支援を図ります。

《 実 績 》

	2023（令和５）年度	2024（令和６）年度	2025（令和７）年度
参加者数	13,803人	14,932人	12,792人

家族介護慰労金

●介護保険制度の利用促進を図ることを目的として、介護保険サービスを利用せずに介護している家族の方を慰労するとともに、慰労金を支給します。

《 実 績 》

	2023（令和５）年度	2024（令和６）年度	2025（令和７）年度
支給実績	６人	４人	７人

認知症高齢者等見守りネットワーク事業

（P77　参照）

要援護高齢者緊急一時保護事業

（P78　参照）

ユニボイス
貼り付け位置

（7）情報が届きにくい高齢者等への情報発信

現状と課題

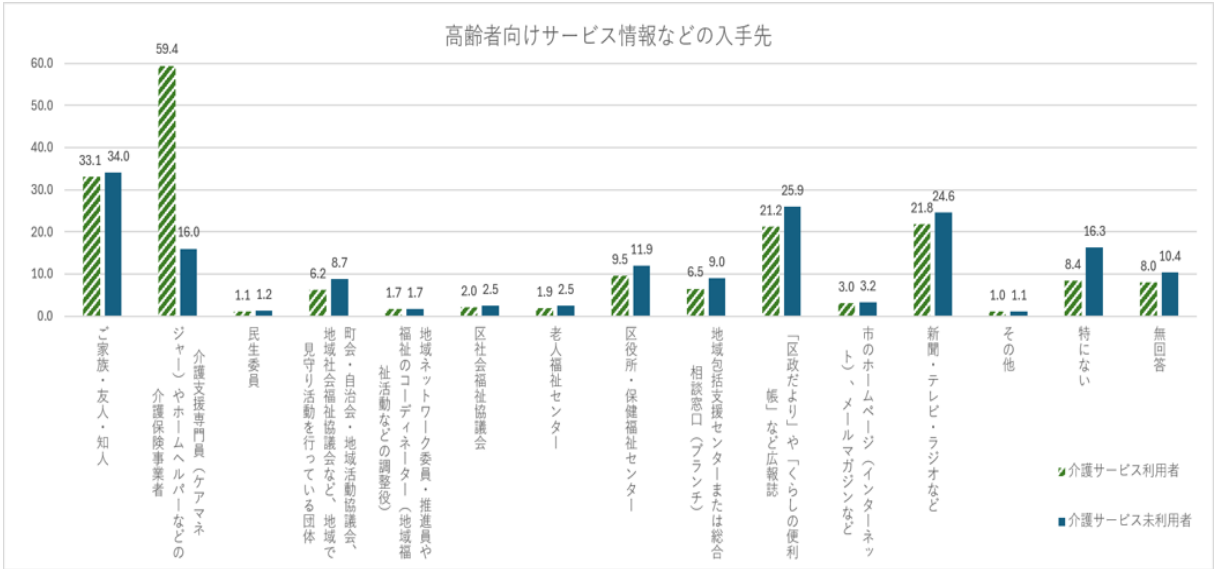
地域包括ケアシステムの構築に向けては、医療・介護サービスの情報に加え、地域包括支援センターや生活支援・介護予防サービスの所在地や事業内容、サービス内容等について、地域で共有される資源として広く住民に伝えていくことが重要です。

社会全体のデジタル化が進む中、国においては「デジタル社会の実現に向けた重点計画」を策定し、「地理的な制約、年齢、性別、障害や疾病の有無、国籍、経済的な状況等にかかわらず、誰もがデジタル化の恩恵を享受することにより、日常生活等の様々な課題を解決し、豊かさを真に実感できる『誰一人取り残されない』デジタル社会の実現」をめざしています。大阪市でも、令和５年３月に「Re-Design おおさか ～大阪市DX 戦略～」を策定し、あらゆる行政分野・施策を対象としてDX を推進し、その中で「誰一人取り残されない」デジタル化を掲げています。

※ＤＸ（デジタル・トランスフォーメーション）
　データ及びデジタル技術の活用を前提に、市民、事業者等のニーズを基に、地域課題を解決するとともに、行政サービス及びその提供方法はもとより、業務プロセス、組織、制度、文化及び風土を変革することをいいます。

一方で、高齢者実態調査の結果によると、市のホームページ（インターネット）やメールマガジンから高齢者向けサービスの情報を入手している人の割合は依然として低い状況にあることから、デジタル技術の活用に加え、様々な媒体や方法も活用し、情報が届きにくい高齢者等へ情報発信していく必要があります。

高齢者向けサービス情報などの入手先



ユニボイス
貼り付け位置

施策の方向

ア　多様な情報の提供

必要なサービスを高齢者が主体的に選択できるよう、介護保険サービスをはじめ、保健、医療、福祉、就労、学習、住宅及び生活環境等、様々な分野にわたる多様な情報を効果的に提供します。

とりわけ、介護サービスの利用に係る情報に関しては、必要な人に必要な情報が届くように区役所をはじめ、大阪市サービスカウンターや地域包括支援センター等、できるだけ身近な場所で効果的に周知できるよう努めます。

また、非識字の高齢者やその家族に対する利用しやすい方法での情報提供やコミュニケーションに障がいのある高齢者への点字による情報提供など個々の障がいの状況に適した情報提供を行います。

イ　外国籍の高齢者などに対する情報提供

外国籍の高齢者などが、保健・福祉サービスの利用に必要な情報を、利用しやすい方法で入手できるよう、効果的な情報提供に努めます。

※「外国籍の高齢者など」は、日本国籍を取得した人や戦前・戦後に日本に引きあげてきた人、親が外国籍である子ども、海外から帰国した子どもなどを含んでいます。

具体的取組

ア　多様な情報の提供

「大阪市高齢者施策のあらまし」の作成

●大阪市の高齢者施策の内容について、ホームページ等により市民周知に努めます。

「高齢者在宅福祉サービス一覧」の作成

●大阪市の在宅福祉サービス事業に対する理解を深めていただくため、ホームページ等により市民周知に努めます。

ユニボイス
貼り付け位置

生活ガイドブック「くらしの便利帳」に高齢者のための情報を掲載し配布

●２年に１回、「くらしの便利帳」を発行し、転入者や希望者に区役所窓口で配布します。

《 実 績 》

	2023（令和５）年度	2024（令和６）年度	2025（令和７）年度
作成部数	350,000部	一部	350,000部

パンフレット等による介護保険制度全般についての情報提供

●介護保険制度全般に関して、各種広報媒体、ホームページの活用や、市民向けのパンフレット作成など、広く市民にわかりやすく情報が伝わるように努めます。

《 実 績 》

〇介護保険制度の市民向けのパンフレットの作成

	2023（令和５）年度	2024（令和６）年度	2025（令和７）年度
日本語版	108,845部	106,788部	102,635部
点字版	307部	307部	252部

大阪市消費者センターにおける消費生活相談員による相談事業及び情報提供・啓発

●高齢者をはじめとするすべての消費者に、講座などによる消費者教育・啓発を行い、また、事業者に対する消費者からの苦情に係る相談に応じ、苦情の処理のためのあっせんなどを行います。

《 実 績 》

	2023（令和５）年度	2024（令和６）年度	2025（令和７）年度
相談件数	19,834件	21,112件	21,761件

ＡＴＣエイジレスセンター事業

●福祉機器や介護機器用品の展示・紹介コーナーを設置するとともに、アクティブシニア向け各種イベント・セミナーを開催します。
※所在地　　住之江区南港北２－１－10　ＡＴＣ　ＩＴＭ棟　11 階

《 実 績 》

	2023（令和５）年度	2024（令和６）年度	2025（令和７）年度
来場者数	91,089人	92,399人	87,491人

高齢者福祉月間

●1965（昭和 40）年度から、毎年９月を「高齢者福祉月間」として、高齢者福祉大会、各区において関連行事等を実施するとともに、高齢者の福祉や高齢期のあり方について、理解と関心を深める情報発信を行います。

《 実 績 》

	2023（令和５）年度	2024（令和６）年度	2025（令和７）年度
高齢者福祉大会	500人	550人	550人

ユニボイス
貼り付け位置

イ　外国籍の高齢者などに対する情報提供

介護保険制度の外国語によるパンフレットの作成

●韓国・朝鮮語、英語、中国語、ポルトガル語及びスペイン語（５言語）を作成し、外国籍の高齢者などへ制度の内容が伝わるよう周知に努めます。

《 実 績 》

	2023（令和5）年度	2024（令和6）年度	2025（令和7）年度
作成部数			
韓国・朝鮮語	1,863部	1,701部	1,573部
英語	358部	341部	337部
中国語	363部	336部	352部
スペイン語	—	316部	—
ポルトガル語	—	316部	—

外国人住民のための５言語による市政・区政相談、法律相談

●大阪国際交流センターにおいて、５言語で法律相談を行います。また、市役所市民相談室と区役所に外国人住民のための相談窓口を設置し、市政、区政についての問い合わせや相談、地域情報の提供等を大阪国際交流センターの通訳機能を利用して５言語で行います。

《 実 績 》

	2023（令和5）年度	2024（令和6）年度	2025（令和7）年度
市政・区政相談件数	2,483件	2,601件	2,962件
法律相談件数	66件	67件	72件

※2019（令和元）年７月から、英語、中国語、韓国・朝鮮語、ベトナム語、フィリピン語の５言語により実施。

外国人への生活情報提供及び多言語による「外国人のための相談窓口」の運営

●ホームページ（４言語）で防災や各種行政サービス、各種専門相談機関に関する情報など、外国人の市民生活に不可欠な情報、生活の支援情報を発信して周知に努めているほか、多言語による「外国人のための相談窓口」（５言語）において、市政情報に加え各種生活情報に関する問い合わせなどへの対応を引き続き実施します。

《 実 績 》

○多言語による「外国人のための相談窓口」の運営

	2023（令和5）年度	2024（令和6）年度	2025（令和7）年度
言語別取扱件数			
英語	637件	619件	695件
中国語	481件	838件	807件
韓国・朝鮮語	70件	96件	111件
ベトナム語	286件	297件	159件
フィリピン語	48件	26件	23件
日本語	695件	748件	916件
ロシア語	476件	201件	91件
その他	34件	3件	40件

ユニボイス
貼り付け位置

５　高齢者の多様な住まい方の支援

高齢者が地域で安心して暮らせるようにするため、日常生活の場となる住宅について、身体機能が低下した場合でも生活に支障のないようバリアフリー化を促進する等の居住環境の整備を進めるとともに、高齢者のニーズに応じた多様な居住形態と付随するサービスの確保と質の向上が必要となります。特に、住宅確保に配慮が必要な高齢者が増加する中、住まいの確保と生活支援の両面から支える視点が重要です。

介護老人福祉施設などの施設に入居した高齢者に対しては、施設での生活をできるだけ在宅に近い環境となるよう、ユニットケアのような個別ケアの推進を図りつつ、高齢者のニーズに応じた施設・居住系サービスの整備、推進を行います。

また、高齢者が社会の一員として地域で自立した生活を営むとともに、まちを安全かつ快適に移動し、安心して行動できるよう「ひとにやさしいまちづくり」を積極的に推進します。さらに、安全な暮らしを確保するため、市民の防災意識の高揚に努めるとともに、高齢者などの要援護者に対する支援体制の整備を図ります。

（１）多様な住まい方の支援

現状と課題

介護や支援が必要になっても、可能な限り地域に住み続けることができるような住まいの確保が必要となります。また、自宅での生活が困難になった場合の「施設」への入所や、将来介護が必要になった場合に必要なサービスが提供されることが約束されている「住まい」への住み替えなど、個々の高齢者の状況やニーズに沿った選択肢を用意するため、多様な住まいを確保することが重要です。

施策の方向

地域包括ケアシステムでは、高齢者のプライバシーと安全が保持された「住まい」が確保され、その住まいにおいて安定した日常生活を送るための「生活支援・福祉サービス」が提供されることが基本となり、その上に「医療・看護」、「介護・リハビリテーション」、「保健・予防」が効果的な役目を果たすものと考えます。

「住まい」は地域包括ケアの基礎となりますが、高齢者は、所得や家族構成、健康状態等様々であり、「住宅」か「施設」かといった従来の考え方による区分だけでなく、多様なニーズに応じた居住形態の確保や住み替えを進めるとともに、様々な支援施策を展開することが必要です。また、多様な居住形態に付随するサービスの確保と質の向上も必要です。

ユニボイス
貼り付け位置

このため、市営住宅における高齢化への対応や民間住宅への入居の円滑化など住宅施策の推進を図るとともに、施設等の整備推進や充実を図り、居住形態・サービスの多様な選択肢の確保に努めます。

また、今後、ひとり暮らし高齢者世帯や夫婦のみの高齢者世帯が高齢者の標準的な世帯類型になると予想される中、高齢者が安心して暮らしていけるよう、様々な施設・居住系サービスとの関係を整理し、総合的に高齢者一人一人のニーズに合ったサービスが提供できるよう検討します。

さらに、市民が多様な住まい方を選択することができるよう、大阪市立住まい情報センターにおいて、関係団体と連携し、高齢者などに対する住宅相談も含めた住まいに関する様々な情報提供サービスを実施します。

なお、高齢者の住まいに関する情報の提供等が身近な窓口で行えるように検討します。

多様な居住形態・サービス	
① 施設等	特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、 認知症高齢者グループホーム、養護老人ホーム、 軽費老人ホーム、特定施設入居者生活介護（介護付き有料老人ホームなど）　等
② 市営住宅	高齢者住宅、高齢者特別設計住宅、 高齢者ケア付住宅　等
③ 民間住宅	サービス付き高齢者向け住宅、住宅型有料老人ホーム　等

具体的取組

多様な居住ニーズに対応した情報提供

大阪市立住まい情報センター

●総合的な住情報サービスの拠点である大阪市立住まい情報センターにおいて、関係団体と連携し、高齢者などに対する住宅相談も含めた様々な情報提供サービスを実施します。

※所在地　　北区天神橋６丁目４－20

《 実 績 》

	2023（令和５）年度	2024（令和６）年度	2025（令和７）年度
相談・情報提供件数	33,900件	30,900件	28,100件

（注）高齢者などに対する住宅相談も含めた、一般相談・専門家相談の総件数

ユニボイス
貼り付け位置

（2）居住の安定に向けた支援

現状と課題

住宅は生活の基盤であり、生涯を通じて安定したゆとりある住生活の確保を図る必要があります。高齢期における身体機能の低下に対応し、自立や介護に配慮した住宅及び高齢者の入居を拒否しない住宅の普及促進を図るとともに、高齢者が安心して生活できる居住環境を実現するため、「高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号）」が2001(平成13)年８月に施行されました。同法に基づき、2011(平成23)年にはバリアフリー構造等を有し、安否確認・生活相談サービスの提供を必須とする「サービス付き高齢者向け住宅」の登録制度が創設されました。

2026(令和８)年７月時点で開設している大阪市におけるサービス付き高齢者向け住宅は192件、8,665戸で、登録業務及び指導監督業務を住宅部局と福祉部局が連携して行っています。

また、国においては、2007(平成19)年７月に、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」（通称「住宅セーフティネット法」）を施行し、高齢者や障がい者、子育て世帯等の住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給促進を図ることとしています。

2017（平成29）年には、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅（以下、セーフティネット住宅という。）の登録制度や、賃貸住宅への入居や入居後の生活の安定等に関する情報提供・相談その他の居住支援活動を行う居住支援法人の指定制度等が創設されました。

さらに、2025（令和7）年10月には法改正により、居住支援法人等と賃貸人が連携し、安否確認・見守り・福祉サービスへのつなぎ等の居住サポートを行う「居住サポート住宅（居住安定援助賃貸住宅）」の認定制度が創設されるとともに、市区町村による居住支援協議会の設置が努力義務化されました。本市では、2026（令和8）年6月に大阪市居住支援協議会を設置し、住宅施策と福祉施策の連携による地域の居住支援体制の強化を図っています。

今後とも、これらの住宅施策の推進を図るとともに、地域における高齢者の生活支援体制や在宅支援サービス等福祉施策との連携が重要となっています。

ユニボイス
貼り付け位置

施策の方向

建替えを行う市営住宅については、高齢化対応設計を行うとともに、既存の市営住宅についてもバリアフリー化を推進します。また、高齢者世帯向けの入居者募集や、高齢化が進む市営住宅団地において、高齢者の生活支援や子育てサービスの提供など、団地や地域の活性化につながるコミュニティビジネス等の活動拠点として、ＮＰＯ等の団体に市営住宅の空き住戸を提供するなど、市営住宅における高齢化への対応を進めます。

民間住宅においては、大阪市居住支援協議会において、不動産関係団体、福祉関係機関等と連携し、高齢者をはじめとする住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居促進を目的に、セーフティネット住宅の登録及び居住サポート住宅の認定促進を図ります。

さらに、大阪府の居住支援協議会である「Osaka あんしん住まい推進協議会」に参画し、大阪府等と連携しながら、高齢者等の入居を受け入れる民間賃貸住宅や、その仲介を行う不動産事業者、居住支援を行う団体等の情報提供を行うなど、高齢者の民間賃貸住宅への入居を支援します。

また、介護保険給付における住宅改修や、介護保険制度を補完する制度として大阪市が独自に実施する高齢者住宅改修給付事業により、高齢期における身体機能の低下に対応した、自立や介護をしやすい生活環境の整備を推進します。

さらに、高齢者などすべての人が安全・安心に生活し、社会参加できるよう、バリアフリーに加え、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえたまちづくりの総合的な推進を図る必要があります。

高齢者や障がいのある人の自立した日常生活及び社会生活を確保するとともに、誰もが安全・快適に、安心してご利用できるよう、身近な公共交通機関である鉄道・バスの車両及び施設の改善等バリアフリー化を促進します。

具体的取組

ア　市営住宅における高齢化への対応

建替えを行う市営住宅の高齢化対応設計

●全住戸を対象に床段差の解消、高齢者が利用しやすい浴槽や手すり、福祉型エレベーターの設置等、高齢化に対応した設計を行います。

《 実 績 》

	2023（令和５）年度	2024（令和６）年度	2025（令和７）年度
新築市営住宅の高齢化対応設計	993戸	1,078戸	885戸

ユニボイス
貼り付け位置

既存市営住宅のバリアフリー化

●浴室の設置にあわせて床段差の解消や手すりの設置等を行うとともに、中層住宅に対してエレベーターを設置しています。また、団地内の共用施設、屋外施設についても、スロープの設置などバリアフリー化を図ります。

《 実 績 》

	2023(令和5)年度	2024(令和6)年度	2025(令和7)年度
既設中層住宅のｴﾚﾍﾞｰﾀｰ設置	7基	12基	6基

高齢者向け住宅

●60 歳以上の方が、配偶者、18 歳未満の児童、障がい者、60 歳以上の方のいずれかの親族とのみ同居し、又は同居しようとする世帯を対象に、市営住宅の入居者募集を行います。

《 実 績 》

	2023(令和5)年度	2024(令和6)年度	2025(令和7)年度
募集戸数	200戸	200戸	200戸

単身者向け住宅

●１人で日常生活のできる 60 歳以上の単身者を対象に、市営住宅の入居者募集を行います。

《 実 績 》

	2023(令和5)年度	2024(令和6)年度	2025(令和7)年度
募集戸数	631戸	855戸	820戸

親子ペア住宅

●高齢者世帯とその子ども世帯が、隣り合わせで居住できる市営住宅の入居者募集を行います。

《 実 績 》

	2023(令和5)年度	2024(令和6)年度	2025(令和7)年度
募集戸数	11組22戸	14組28戸	34組68戸

親子近居住宅

●高齢者世帯とその子ども世帯とが、それぞれ独立して同一区内で生活ができるよう、市営住宅の入居者募集を行います。

《 実 績 》

	2023(令和5)年度	2024(令和6)年度	2025(令和7)年度
親子セット向け住宅	11組20戸	10組20戸	10組20戸
子世帯向け住宅	20戸	20戸	20戸
親世帯向け住宅	20戸	20戸	20戸

ユニボイス
貼り付け位置

空き住戸を活用したコミュニティビジネス活動拠点の導入

●高齢化が進む市営住宅団地において、高齢者の生活支援や子育てサービスの提供など、団地や地域の活性化につながるコミュニティビジネス等の活動拠点として、ＮＰＯ等の団体に市営住宅の空き住戸を提供します。

《 実 績 》

	2023（令和5）年度	2024（令和6）年度	2025（令和7）年度
募集件数	８件	８件	９件

イ　民間住宅における高齢化への対応

セーフティネット住宅登録制度

●高齢者をはじめとする住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅を登録するとともに、登録を受けた住宅の情報については、ホームページへの掲載や市役所本庁舎及び大阪市立住まい情報センターにおいて登録簿を閲覧可能とすること等により、市民に広く情報提供を行います。

●また、住宅セーフティネット法に規定される住宅確保要配慮者居住支援協議会である「Ｏｓａｋａあんしん住まい推進協議会」のホームページにおいて、住まいに関する相談窓口として大阪市立住まい情報センターを紹介するとともに、高齢者の在宅生活支援サービスに関する大阪市の窓口を紹介します。

《 実 績 》

	2023（令和5）年度	2024（令和6）年度	2025（令和7）年度
セーフティネット住宅登録戸数（累計）	8,542件	8,652件	8,790件

居住サポート住宅認定制度

●日常生活を営むのに援助を必要とする高齢者等（住宅確保要配慮者）に対して、居住支援法人等が安否確認・見守り・適切な福祉サービスへのつなぎ等を行う「居住サポート住宅」において、入居者が安心して生活できるよう、関係部局が連携して、事前相談、認定申請、定期報告、立入検査の実施等、事業者への指導に取り組みます。

《 実 績 》

制度周知用リーフレットを各区役所及び市関連施設等に配架：約２,000 部

大阪あんぜん・あんしん賃貸住宅登録制度

●高齢者の民間賃貸住宅への入居を支援するため、大阪府及び府下市町村、宅地建物取引業団体等と連携し、高齢者等の入居を受け入れる民間賃貸住宅（あんぜん・あんしん賃貸住宅等）や当該住宅を斡旋する不動産店（協力店）等の情報提供を行います。

ユニボイス
貼り付け位置

サービス付き高齢者向け住宅、住宅型有料老人ホーム

●高齢者のひとり暮らしや夫婦のみの世帯等が安心して暮らせる住まいの確保を目的とした「サービス付き高齢者向け住宅」及び「住宅型有料老人ホーム」において、介護サービスが適切に提供されるとともに、入居者が安心して生活できるよう、関係部局が連携して、事前審査、登録の届出、定例報告、自主点検、立入検査の実施等、引き続き事業者への指導に取り組みます。
●サービス付き高齢者向け住宅については、入居者への適正な生活相談・安否確認等のサービスの提供など登録後も継続してハード・ソフトの登録基準に適合し、適切な管理・運営が行われるよう、事業者等への指導を行います。
●また、サービス付き高齢者向け住宅の登録された情報について、市民が迅速かつ的確に入手できるよう、登録窓口や大阪市住まい情報センターで登録簿を閲覧可能としているだけでなく、ホームページでも公表するなど広く情報提供に努めます。
●さらに、住宅型有料老人ホームの情報について、引き続き、ホームページで公表していきます。

《 実 績 》

○サービス付き高齢者向け住宅

	2023（令和5）年度	2024（令和6）年度	2025（令和7）年度
登録戸数（累計）	8,761戸	8,715戸	8,685戸

○住宅型有料老人ホーム

	2023（令和5）年度	2024（令和6）年度	2025（令和7）年度
定員	11,920人	13,257人	14,945人

ユニボイス
貼り付け位置

ウ　住宅の改修に対する支援

住宅改修費の支給（介護保険給付サービス）／介護予防住宅改修費の支給（介護保険給付サービス）

●介護保険制度において日常生活の自立を助けたり、介護をしやすい生活環境を整えるための手すりの取付け、床段差の解消、滑り止め等のための床材変更、引き戸などへの扉の取り替え及び洋式便器等への取替工事等の簡易な住宅改修について、改修費の介護保険給付を行います。
●また、利用者の一時的な負担を解消するため、利用の際、利用者は支給対象となる費用（支給限度内）の自己負担分の負担で済む「給付券方式」を引き続き導入します。

《 実 績 》

○住宅改修費の支給（介護保険給付サービス）

	2023（令和5）年度	2024（令和6）年度	2025（令和7）年度
サービス量	5,770人	5,550人	5,942人

○介護予防住宅改修費の支給（介護保険給付サービス）

	2023（令和5）年度	2024（令和6）年度	2025（令和7）年度
サービス量	2,968人	2,841人	3,952人

高齢者住宅改修費給付事業

●介護保険制度による住宅改修を行う場合に、介護保険給付を補完する制度として、関連する工事のうち支給対象とならない部分について、改修費用を給付します。

《 実 績 》

	2023（令和5）年度	2024（令和6）年度	2025（令和7）年度
件数	29件	33件	25件

エ　安全な歩行空間等の整備

民間建築物事前協議

●「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」において、事業者が、不特定多数の人々が利用する建築物などの施設を設置しようとするときは、事前に市長に協議することを定めています。

《 実 績 》

	2023（令和5）年度	2024（令和6）年度	2025（令和7）年度
事前協議件数	479件	521件	506件
完了届	450件	499件	428件

公園施設の整備

●公園施設のなかでも利用頻度の高い、出入口の改修、園路の舗装、段差の解消、階段のスロープ化や手すりの設置及び車いすの人も使用できるトイレの整備を行います。

《 実 績 》

	2023（令和5）年度	2024（令和6）年度	2025（令和7）年度
整備数	1公園	10公園	6公園

ユニボイス
貼り付け位置

歩道設置やゆずり葉の道整備

●高齢者等が、安全で快適に通行できる空間の確保を図るため、歩道設置やゆずり葉の道整備を行います。

《 実 績 》

	2023（令和5）年度	2024（令和6）年度	2025（令和7）年度
歩道設置	約0.0ｋｍ	約0.4ｋｍ	約0.6ｋｍ
ゆずり葉の道整備	―	―	―

既設歩道の段差解消

●大阪市交通バリアフリー基本構想に沿って策定した道路特定事業計画に基づく重点整備地区内の生活関連道路などにおいて、歩道の段差解消を行います。

電線類地中化

●都市防災機能の向上、都市魅力の向上、歩行者空間の安全・快適性の向上等を目的に電線類を地中に整備します。

《 実 績 》

2023（令和5）年度	2024（令和6）年度	2025（令和7）年度
約3.1ｋｍ	約1.8ｋｍ	約0.8ｋｍ

放置自転車対策

●鉄道駅周辺などに放置された自転車が、道路環境を阻害している状況を解消するため、自転車駐車場の整備など放置自転車対策を進めます。

《 実 績 》

	2023（令和5）年度	2024（令和6）年度	2025（令和7）年度
自転車等放置禁止区域の指定駅数	延146駅	延146駅	延146駅
自転車等駐車場の整備駅数（鉄道事業者整備を含む）	延146駅	延164駅	延164駅

投票所のバリアフリー化

●選挙権行使に係る投票記載場所については、既設スロープを有効活用するとともに、仮設スロープを設置するなど投票所のバリアフリー化に努めます。

ユニボイス
貼り付け位置

わがまちのやさしさ発見レポート募集

●市内在住又は市内に通学する中学生・高校生を対象に、身の回りのやさしさ（高齢者や障がい者に配慮された施設など）を発見したレポートを募集します。

《 実 績 》

		2023（令和５）年度	2024（令和６）年度	2025（令和７）年度
応募数	中学生	66件	１件	１件
	高校生	64件	72件	58件
	計	130件	73件	59件

本事業は、令和８年度以降、取り組み手法を変更して実施します。
わがまちのやさしさ発見マップ事業
●学習コンテンツを確立し、中学生・高校生など若い世代がバリアフリーやユニバーサルデザインに配慮したまちづくり（ひとにやさしいまちづくり）について体験的に学ぶことができる機会を提供します。学習の成果は地図情報等を活用して発信します。

オ　公共交通機関の改善

民間事業者に対する働きかけ

●「バリアフリー法」に基づく基本方針において、移動円滑化基準の適合対象となる鉄道駅舎について、エレベーター設置等の段差解消、可動式ホーム柵の設置等の転落防止対策、多機能トイレや誘導案内設備の設置などのバリアフリー化やノンステップバスの新規導入が促進されるよう、積極的に働きかけていきます。
●また、「ひとにやさしい市営交通」の精神を承継している大阪市高速電気軌道株式会社（Osaka Metro）及び大阪シティバス株式会社が実施する安全対策やバリアフリー化の取組が着実に進むよう働きかけていきます。

ユニボイス
貼り付け位置

（3）施設・居住系サービスの推進

現状と課題

特別養護老人ホームの整備については、入所の必要性・緊急性が高い入所申込者が概ね１年以内に入所が可能となるよう認定者数の伸びを勘案しながら目標整備数を定めて、必要な整備を進めてきました。

また、介護老人保健施設についても、特別養護老人ホーム等の介護保険施設の整備状況や利用ニーズを踏まえて必要な整備を進めてきました。

介護医療院については、高齢化の進展により増加が見込まれる慢性期の医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者に対応するため、日常的な医学管理や看取り・ターミナルケア等の医療機能と生活施設とし、必要な整備を進めてきました。

認知症の人に共同生活介護を提供する認知症高齢者グループホームについては、増加する認知症高齢者に対応するため、必要な整備を進めてきました。

特定施設入居者生活介護については、有料老人ホーム等での介護サービスについても介護保険の対象とするもので、高齢者の多様な住まいのニーズに対応するため、必要な整備を進めてきました。

一方で、2040（令和 22）年にかけて、介護と医療の複合ニーズを有する 85 歳以上の高齢者やひとり暮らし高齢者等が増加することを踏まえ、必要となる整備規模を的確に見込んだ上で、需要に応じた提供体制を確保していくことが重要です。

特別養護老人ホーム等の整備の推移

	2022(令和4)年度(A)	2025(令和7)年度(B)	B/A
特別養護老人ホーム	14,511人	14,812人	1.02
介護老人保健施設	7,935人	7,798人	0.98
認知症高齢者グループホーム	4,783人	4,864人	1.02
特定施設入居者生活介護	10,362人	11,203人	1.08
高齢者人口	688千人	更新予定　人	更新予定

※各施設の定員については年度末時点　　（大阪市福祉局調べ）

ユニボイス
貼り付け位置

施策の方向

ア　特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）

特別養護老人ホーム（地域密着型特別養護老人ホームを含む。以下同じ。）には、身体上又は精神上著しい障がいがあるため、常時の介護を必要とし、居宅での介護を受けることが困難な高齢者が入所し、生活全般に関わるサービスを受ける施設です。制度改正に伴い、2015(平成27)年４月１日以降、新たに入所する方については原則要介護３以上となりましたが、要介護１又は２の方であっても、単身の方など、やむを得ない事情により在宅での生活が困難な場合は、特例入所が認められています。

入所申込者の中には、その身体状況等から他の施設が適している方や、ニーズに合った在宅サービスが提供されれば、引き続き地域で生活ができる方がいると考えられることから、実情を踏まえた適切な運用を図っています。

また、利用者のニーズに合ったサービスの提供に努めるとともに、状況に応じて在宅での生活が困難な方のために必要な施設整備を進めています。

さらに、建設されてから相当の期間が経過し、老朽化が進んでいる施設も多くあるため、施設の修繕・改修に必要な支援を行います。

イ　介護老人保健施設

介護老人保健施設は、病状安定期で、入院治療の必要はない要介護者であって、主としてその心身の機能の維持回復を図り、居宅における生活を営むことができるようにするための支援が必要である方に、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行う施設です。リハビリテーションを提供して機能維持・改善の役割を担うとともに、在宅復帰、在宅療養支援のための地域拠点となる施設として、状況に応じて必要な整備を進めています。

ウ　介護医療院

介護医療院は、「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナルケア」等の医療機能と、「生活施設」としての機能とを兼ね備えた施設です。今後、増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズに対応するため、必要性を勘案しながら、整備を進めていきます。

ユニボイス
貼り付け位置

エ　認知症高齢者グループホーム（認知症対応型共同生活介護）

認知症高齢者グループホームは、認知症のため介護を必要とする方に、共同生活住居（５～９人）において日常生活上の世話などを行う施設です。在宅での生活が困難な認知症の人のニーズに対応するため、状況に応じて必要な整備を進めています。

オ　特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅など）

特定施設入居者生活介護は、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等のうち、介護保険の給付対象となる特定施設入居者生活介護の指定を受けた施設です。今後の高齢者人口の増加に伴う多様な住まいニーズに対応するため、必要性を勘案しながら、整備を進めていきます。

カ　養護老人ホーム

養護老人ホームは、環境上の理由や経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な高齢者のための施設です。大阪市においてはひとり暮らし高齢者や低所得の高齢者が多い状況や、建設されてから相当の期間を経過し、老朽化が進んでいることなどから、施設の修繕・改修について必要な支援を行います。

また、2006(平成18)年度から、養護老人ホームにおいて、入所者の身体機能の低下などで介護を要する高齢者が増加している状況に的確に対応するため、特定施設入居者生活介護の指定を受けることが可能となっており、既に特定施設入居者生活介護の指定を受けた施設以外にも施設の入所者の状況を勘案しながら、必要に応じ特定施設入居者生活介護の指定に向けた取組を行います。

キ　軽費老人ホーム（ケアハウス）

軽費老人ホームは、身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる人であって、家族による援助を受けることが困難な高齢者を対象に、低額な料金で食事の提供、入浴等の準備、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上必要なサービスを提供します。

ユニボイス
貼り付け位置

ク　経過的軽費老人ホーム（A型）

経過的軽費老人ホーム（A 型）は、高齢等のため独立して生活するには不安が認められる人を対象に、低額な料金で食事の提供、入浴等の準備、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与、その他の日常生活上必要なサービスを提供します。

ケ　生活支援ハウス

生活支援ハウスは、市内に住所を有する人で、高齢等のため独立して生活することに不安のある人を対象に、介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供することにより、安心して健康で明るい生活を送れるように支援します。

具体的取組

特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）
※地域密着型特別養護老人ホームを含む

●入所の必要性・緊急性が高い入所申込者が概ね１年以内に入所が可能となる状態が維持できるよう認定者数の伸びを勘案しながら必要な整備を進めています。整備にあたっては、地域の偏りが大きくなり過ぎないよう配慮しています。

《 実 績 》

	2023（令和5）年度	2024（令和6）年度	2025（令和7）年度
年度末定員数	14,610人	14,800人	14,812人

《 整備目標 》

作成中

介護老人保健施設

●リハビリテーションを提供して機能維持・改善の役割を担うとともに、在宅復帰、在宅療養支援のための地域拠点となる施設として、状況に応じて必要な整備を進めています。

《 実 績 》

	2023（令和5）年度	2024（令和6）年度	2025（令和7）年度
年度末定員数	7,909人	7,909人	7,798人

《 整備目標 》

作成中

ユニボイス
貼り付け位置

介護医療院

《 実 績 》

○介護医療院

	2023（令和5）年度	2024（令和6）年度	2025（令和7）年度
年度末定員数	173人	173人	233人

《 整備目標 》

作成中

認知症高齢者グループホーム（認知症対応型共同生活介護）
※ 介護予防認知症対応型共同生活介護を含む

●在宅での生活が困難な認知症の人のニーズに対応するため、状況に応じて必要な整備を進めています。

《 実 績 》

	2023（令和5）年度	2024（令和6）年度	2025（令和7）年度
年度末定員数	4,853人	4,893人	4,864人

《 整備目標 》

作成中

ユニボイス
貼り付け位置

特定施設入居者生活介護（地域密着型を含む有料老人ホームなど）
※ 介護予防特定施設入居者生活介護を含む

●今後の高齢者人口の増加と多様なニーズに対応するため、要介護認定者数を勘案して目標量を設定し、整備を進めます。

《 実 績 》

	2023（令和５）年度	2024（令和６）年度	2025（令和７）年度
年度末定員数	10,597人	11,042人	11,203人

《 整備目標 》

作成中

養護老人ホーム

《 実 績 》

	2023（令和５）年度	2024（令和６）年度	2025（令和７）年度
入所定員	737人	737人	737人

軽費老人ホーム（ケアハウス）

《 実 績 》

	2023（令和５）年度	2024（令和６）年度	2025（令和７）年度
入所定員	705人	705人	705人

経過的軽費老人ホーム（Ａ型）

《 実 績 》

	2023（令和５）年度	2024（令和６）年度	2025（令和７）年度
入所定員	50人	50人	50人

生活支援ハウス

《 実 績 》

	2023（令和５）年度	2024（令和６）年度	2025（令和７）年度
入所定員	80人	80人	80人

ユニボイス
貼り付け位置

（4）住まいに対する指導体制の確保

現状と課題

近年増加している有料老人ホームは、高齢者を入居させ、入浴、排せつもしくは食事の介護、食事の提供その他日常生活上必要な洗濯、掃除等の家事又は健康管理の便宜の提供をする事業を行う施設です。市長に設置届を提出する事が義務付けられており、食事提供など有料老人ホームの定義に該当する事業を行っているサービス付き高齢者向け住宅についても有料老人ホームとして取り扱われます。

有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅については、昨今指摘されている、有料老人ホーム等の入居者に対する過剰なサービスの提供（いわゆる「囲い込み」）や、紹介事業者に対して入居希望者の病状や介護度等に応じた高額な紹介手数料を支払うなどの事案にも対応するとともに、適切な管理・運営が行われるよう、定期的な立入検査等の指導を行っています。

2026(令和８)年７月時点で大阪市に届出がある有料老人ホームは 503 件、定員は 23,221 人となっています。

施策の方向

未届の有料老人ホームに対しては、届け出を行うよう勧奨してまいります。

有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅については、併設する介護保険事業所など結びつきが強い事業所への運営指導と同時に立入検査を実施し、適切な管理・運営が行われるよう取り組んでいきます。

また、不適切な紹介手数料の設定に関しては、国の指針に基づき指導していきます。

さらに、悪質な有料老人ホームに対する事業停止命令等の不利益処分の実施に係る運用基準を整備し、指導監督の効果を高めていきます。

ユニボイス
貼り付け位置

具体的取組

未届け有料老人ホームに対する届出勧奨

●食事等のサービスを提供するなど、有料老人ホームに該当するにも関わらず、有料老人ホームの届出を行っていない住宅に対する届出の勧奨に引き続き取り組みます。

有料老人ホーム等への立入検査

●有料老人ホーム等については、適切な介護サービスの提供確保の観点から、居住者に介護サービスを提供している訪問介護事業者等への運営指導に合わせて優先的に立入検査を行います。

（５）防災・感染症予防・防犯の体制整備

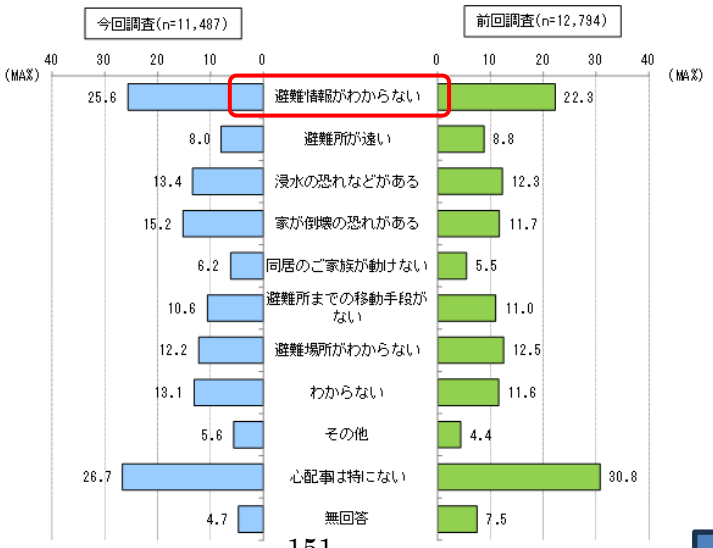
現状と課題

地震や津波、暴風、豪雨、洪水といった異常な自然現象による災害は、全国各地で多発しており、大阪市においては、近い将来、南海トラフ地震の発生により、甚大な人的・物的被害の発生が想定されています。

災害による被害を最小限にとどめるには、災害に関する重要な情報が確実かつ迅速に住民に届くことが重要ですが、高齢者実態調査（本人調査）の結果によると、災害時の心配事として「避難情報がわからない」と答える人の割合が依然多い状況にあることから、引き続き効果的な情報発信について検討する必要があります。

また、避難行動要支援者の安否確認の重要性を踏まえ、地域において理解の浸透を図るとともに、個別避難計画の作成など実効性のある避難支援が求められます。

災害時の心配事（経年比較）



ユニボイス
貼り付け位置

資料：高齢者実態調査（本人調査）

自然災害などの災害対策において、介護施設等は、自力避難困難な方も多く利用されていることから、利用者の安全を確保するため非常災害対策計画の作成及び避難訓練の実施等、日ごろからの備えをしておくことが重要です。

新型コロナウイルス感染症(ＣＯＶＩＤ-19)を含む感染症対策については、感染症が発生した際の体制整備や介護施設、在宅等で受けられる代替サービスの確保等、サービスを継続するための備えや連携体制の構築を進める必要があります。

介護サービスは、利用者の方々やその家族の生活に欠かせないもので、感染症や自然災害が発生した場合であっても、利用者に対して必要なサービスが安定的・継続的に提供されることが重要であることから、令和３年４月に国の基準省令が改正され、介護施設等に業務継続計画（以下、「BCP」という。）の策定が義務付けられました。

さらに、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するためには、大阪市、市民、事業者、警察、その他関係団体が連携し、一体となって犯罪被害のない安全なまちづくりに関する取組を展開する必要があります。

施策の方向

自然災害などの災害や感染症の発生時においても、安全を確保しつつサービスを必要とする高齢者が継続してサービスを受けることができるよう体制の整備を図ります。

大阪市では、大地震や風水害などの災害が発生したときに、配慮が必要な高齢者など（要配慮者）を支援するため、「大阪市災害時要援護者避難支援計画（全体計画）」を2009(平成21)年に策定しました《2014(平成26)年10月改訂「(現) 大阪市避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）」》。

2011(平成23)年３月に発生した東日本大震災の経験も踏まえ、施設の防災マニュアルとして「大阪市高齢者施設等防災マニュアル」を2011(平成23)年７月に作成しており、今後も高齢者の災害対策を推進していきます《2017(平成29)年11月改定「(現) 大阪市高齢者施設等防災マニュアル」》。

また、災害時に支援が必要な人を的確に支えていくための仕組みを充実させるためには、地域における日常からのつながりと支え合う関係づくりが重要です。そのひとつとして、地域において行われている日頃の見守り活動などの活発化に努め、住民同士の顔の見える関係づくりを進めます。

全ての介護サービス事業者を対象に、指定基準により、「BCP」の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等が義務付けられているところであり、指定時研修の場で策定を促すとともに、集団指導や運営指導において必要な助言等を行ってまいります。

ユニボイス
貼り付け位置

さらに、地域における市民等の自主的な活動を促進するため、青色防犯パトロール活動への支援など必要な措置を講ずるとともに、市民等と相互に連携と協力を図りながら安全で安心して暮らせるまちづくりを推進します。

ユニボイス
貼り付け位置

具体的取組

ア　大規模災害発生時の救援体制の整備

大規模災害発生時の救援体制の整備

●「大阪市地域防災計画＜共通編＞」、「同＜対策編＞」に基づく実効ある防災対策を確立して、あらゆる災害に強いまちづくりを進めます。

個別避難計画の作成

●行政、地域、福祉専門職等が連携して個別避難計画の作成を進めるなど、地域での避難支援の仕組みづくりに取り組みます。

イ　防災意識の啓発

防災意識の啓発

●生活ガイドブック「くらしの便利帳」（２年に１回発行）に防災対策について記載するなど、様々な広報、啓発を行うとともに、マスメディアなどを活用し、防災意識の啓発に努めます。

高齢者本人に対する直接的な啓発

●戸別訪問による防火指導や高齢者を対象とした各種教室、行事等において、火災予防、予防救急、住宅内事故対策などの防火・防災上必要な知識について啓発します。
高齢者の同意があった場合は、ケアマネジャー、ホームヘルパー、地域の協力者などの介護事業者等からの依頼を受けて、介護事業者等とともに高齢者宅へ訪問し、連携して防火・防災上必要なアドバイスを行います。
●高齢者を対象に防災知識の普及を目的とした各種訓練を実施します。

《 実 績 》

〇防災知識の普及を目的とした各種訓練実施

	2023（令和5）年度	2024（令和6）年度	2025（令和7）年度
高齢者対象防火訓練	20,349人	33,873人	35,918人

日常的に高齢者に接する者に対する間接的な取組

●介護事業者等を対象とした会議等の機会を捉え、火災予防、予防救急、住宅内事故対策などの各種情報を提供するほか、高齢者防火安全研修を実施するなど、日常的な介護業務を通じ高齢者に対して啓発及び注意喚起するよう依頼します。

《 実 績 》

〇介護事業者等を対象とした高齢者防火安全研修

	2023（令和5）年度	2024（令和6）年度	2025（令和7）年度
受講者数	5,300人	7,848人	8,221人

※平成27（2015）年度より実施

ユニボイス
貼り付け位置

ウ　災害時の要配慮者支援

地域防災リーダーによる支援（自主防）

●地域における防災活動の中心的役割を担う地域防災リーダーに対して、防災に関する知識の普及、消火、救助、応急手当等の実技指導を行い、支援体制を図ります。

《 実 績 》

	2023（令和5）年度	2024（令和6）年度	2025（令和7）年度
組織数	334組織	334組織	334組織
人数	9,294人	9,383人	9,153人

女性防火クラブによる支援

●防災意識の普及や応急手当、初期消火技術指導を行うなど、支援体制を図ります。

《 実 績 》

	2023（令和5）年度	2024（令和6）年度	2025（令和7）年度
クラブ数	25クラブ	25クラブ	25クラブ
人数	19,866人	19,564人	15,433人

緊急通報システム

（P132　参照）

高齢者施設の立入検査

●立入検査により実態を把握するとともに、火災予防（出火防止及び高齢者などの安全確保等）について具体的指導を行います。

《 実 績 》

	2023（令和5）年度	2024（令和6）年度	2025（令和7）年度
検査回数	1,201回	950回	880回

高齢者施設の自衛消防訓練指導

●高齢者施設などの消防計画に基づく自衛消防訓練の実施に際し、消火、通報及び避難の訓練が適正に実施されるよう指導を行います。

《 実 績 》

	2023（令和5）年度	2024（令和6）年度	2025（令和7）年度
指導回数	1,519回	1,541回	1,810回

ユニボイス
貼り付け位置

大規模施設の避難誘導システムの設置指導

●不特定多数の人が利用する大規模施設などにおける火災発生時の高齢者などの安全確保と適切な避難誘導のため、点滅機能又は音声誘導機能を有する誘導灯、光点滅走行式避難誘導システム等の設置指導に努めます。

《 実 績 》

	2023(令和5)年度	2024(令和6)年度	2025(令和7)年度
指導件数	7件	8件	7件

福祉避難所・緊急入所施設の指定（自主防）

●大阪市避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）に基づき、災害時における要配慮者の避難生活場所となる福祉避難所や緊急入所施設の指定について、関係部局が協力しながら実施します。

《 実 績 》

	2023(令和5)年度	2024(令和6)年度	2025(令和7)年度
指定件数	363件	364件	372件

エ　感染症予防及び感染症発生時の支援

感染症予防

●結核・感染症の予防とまん延防止のため、結核定期健康診断（15 歳以上の方：胸部X線検査）、インフルエンザ予防接種（65 歳以上の方等）、高齢者用肺炎球菌予防接種、新型コロナウイルス予防接種、帯状疱疹予防接種を実施します。

《 実 績 》

	2023(令和5)年度	2024(令和6)年度	2025(令和7)年度
結核定期健康診断	14,352人	15,048人	14,599人
ｲﾝﾌﾙｴﾝｻﾞ予防接種	363,318人	333,576人	342,125人
高齢者用肺炎球菌ﾜｸﾁﾝ接種	21,316人	4,228人	5,299人
新型コロナウイルス予防接種	－	106,536人	52,605人
帯状疱疹予防接種	－	－	60,294人

感染症発生時の体制整備

●「大阪市新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づく各発生段階に応じた高齢者及び介護サービス事業所等への対応を大阪府、危機管理、医療、福祉の関係部局及び関係団体等と連携し取り組みます。
●入所施設等におけるクラスター発生時に、他法人から応援職員を派遣しサービスの継続運営を確保できるよう、大阪府と連携し体制の構築に努めます。

感染拡大防止対策にかかる経費の支援

●介護施設等に対し、感染拡大を防止する観点から、多床室の個室化やゾーニング環境等の整備に要する改修経費及び、簡易陰圧装置の設置費用等の支援に努めます。

ユニボイス
貼り付け位置

オ　業務継続計画（BCP）への支援

業務継続計画（BCP）策定に向けた支援

●BCP 策定については、指定時研修や集団指導時に、策定の啓発や注意喚起を引き続き行ってまいります。また運営指導時等の際に、策定済の事業者については、BCP の内容について助言を行い、未策定の事業者については、注意喚起を行い早急な策定を促します。

カ　防犯対策の取組

青色防犯パトロール

●大阪府警察から証明を受け、専ら地域の防犯のために、青色回転灯を装備した自動車を使用して行う自主防犯パトロール活動です。青色防犯パトロール活動を行う団体に対し、必要な物品の支給などの支援をします。

《 実 績 》

〇青色防犯パトロール活動団体数

	2023（令和５）年度	2024（令和６）年度	2025（令和７）年度
団体数	155団体	153団体	152団体

〇街頭犯罪発生件数（１～12月の統計）

	2023（令和５）年度	2024（令和６）年度	2025（令和７）年度
発生件数	16,417件	16,463件	16,367件

※街頭犯罪　ひったくり、路上強盗、オートバイ盗、車上ねらい、部品ねらい、自動車盗、自転車盗

ユニボイス
貼り付け位置

第６章　認知症施策の推進

１　大阪市認知症施策推進計画の策定

（１）計画策定の背景と趣旨

大阪市では、地域で生活する認知症の人とその家族等が生きがいを持って安心して生活できる環境を実現するために、「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に沿って、認知症施策の推進に取り組んできました。

2023（令和５）年６月 14 日に、認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（共生社会）の実現を推進することを目的とした「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」（以下「認知症基本法」という。）が成立し、2024（令和６）年１月１日に施行されました。

認知症基本法は、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、「全ての認知症の人が、基本的人権を享有する個人として、自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができるようにすること」等の基本理念を示した理念法です。国や市町村は、その基本理念にのっとって認知症施策を推進する責務を有することが明記されました。そして、認知症施策を総合的かつ計画的に推進するため、国は認知症施策推進基本計画（以下「基本計画」という。）を策定すること、また、市町村は、国の基本計画を基本としつつ、地域の実情に即した市町村認知症施策推進計画を策定することとされています。

2024（令和６）年 12 月３日に閣議決定された国の基本計画では、都道府県・市町村が認知症施策推進計画を策定する際には、あらかじめ、認知症の人とその家族等の意見を可能な限り広く聴くよう努めることや、その他の認知症に関する施策の推進にあたり、認知症の人の声を聴き、認知症の人とその家族等と共に取り組むことの重要性が示されています。

大阪市においても、認知症基本法に基づき、共生社会の実現をめざして、認知症に関する施策を総合的・計画的に推進していくため、基本的な施策の方向及び具体的取組について定めた大阪市認知症施策推進計画を策定しました。

今後、本計画に沿って、認知症の人の声を起点とし、認知症の人の視点に立って、認知症の人とその家族等と共に認知症施策を推進していきます。

（２）計画期間

第１章　２「計画の期間」　参照

ユニボイス
貼り付け位置

（3）計画の位置づけ

第１章　３「計画の位置づけ」　参照

（4）策定体制

認知症施策推進計画の策定にあたっては、認知症の人とその家族等のニーズを的確に把握し、計画策定の基礎資料とするため、2025（令和７）年度に「高齢者実態調査」及び「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」を実施したほか、地域ケア会議から見えてきた全市的な課題の把握に努めてきました。

また、認知症基本法の基本理念に基づき、認知症の人とその家族等の声を聴き、「大阪市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会認知症施策部会」の委員の意見等を踏まえて、検討を行いました。

さらに、作成した素案について、広く市民の意見を求めるために、パブリックコメントを実施し、いただいた意見を適宜反映したうえで、計画を策定しました。

なお、計画の策定にあたっては関連する他の計画との整合性を確保するとともに、大阪府等の関連機関とも連携を図っています。

（5）認知症施策の経過

国における経過

わが国における認知症施策は、認知症の人やその家族等が地域で安心して暮らすことができるよう、医療・介護の提供体制整備から、社会全体の環境整備を含む包括的なアプローチへと変遷しながら進められてきました。

2004（平成 16）年には、従来の行政用語としての「痴呆」という言葉を「認知症」へ改め、偏見の払しょくと正しい理解の普及が進められました。翌 2005（平成 17）年には、地域住民により認知症の人を温かく見守る「認知症サポーター養成 100 万人キャラバン」が開始されました。その後、団塊の世代が 75 歳以上となる 2025（令和７）年を見据え、2012（平成 24）年に「認知症施策推進５か年計画（オレンジプラン）」が策定され、さらに、2015（平成 27）年には、厚生労働省と関係 11 省庁との共同による国家戦略として「認知症施策総合戦略（新オレンジプラン）」が策定されました。

2019（令和元）年には、認知症施策推進関係閣僚会議において「認知症施策推進大綱」が取りまとめられました。この認知症施策推進大綱により、認知症の発症を遅らせ、認知症になってから

ユニボイス
貼り付け位置

も希望を持って日常生活を過ごすことができる社会をめざし、認知症の人と家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」を車の両輪とした施策が推進されてきました。

2023（令和5）年には、認知症基本法が成立し、2024（令和6）年1月に施行されました。

また、この認知症基本法の施行に先立って、認知症と向き合う「幸齢（こうれい）社会」実現会議が開催され、認知症の人とその家族及び有識者と共に共生社会の実現に向けた議論等が行われました。

国は、認知症基本法に掲げられた基本理念に基づき、認知症施策の総合的かつ計画的な推進を図るため基本計画を策定することとして、認知症施策推進本部を設置するとともに、認知症の人とその家族、有識者等多くの関係者が参画し、認知症基本法のめざす共生社会の実現に向けた議論を行う場として、認知症施策推進関係者会議を設置しました。

この認知症施策推進関係者会議において、認知症の人等の意見を聴きながら、基本計画の策定に向けた検討が進められ、2024（令和6）年12月に基本計画が閣議決定されました。

この基本計画では、国民一人一人が「新しい認知症観」に立ち、認知症の人が自らの意思によって、多様な主体と共に、日常生活及び社会生活を営むことができる共生社会を創り上げていく必要があることや、国や都道府県・市町村が認知症の人の声を起点とし、認知症の人の視点に立って、認知症の人と家族等と共に認知症に関する施策を推進することが重要であること等が明示されています。

ユニボイス
貼り付け位置

コラム：共生社会の実現を推進するための認知症基本法

共生社会の実現を推進するための認知症基本法は議員立法により取りまとめられ、2023（令和５）年６月に衆議院本会議及び参議院本会議において全会一致で可決、成立し、2024（令和６）年１月１日に施行されました。

この法律において、国や都道府県・市町村は、法の定める基本理念にのっとり、認知症施策を総合的かつ計画的に策定し、実施する責務を有することが明記されています。

共生社会の実現を推進するための認知症基本法(抜粋)
(基本理念)
第三条
一　全ての認知症の人が、基本的人権を享有する個人として、自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができるようにすること。
二　国民が、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深めることができるようにすること。
三　認知症の人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるものを除去することにより、全ての認知症の人が、社会の対等な構成員として、地域において安全にかつ安心して自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、自己に直接関係する事項に関して意見を表明する機会及び社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保を通じてその個性と能力を十分に発揮することができるようにすること。
四　認知症の人の意向を十分に尊重しつつ、良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが切れ目なく提供されること。
五　認知症の人に対する支援のみならず、その家族その他認知症の人と日常生活において密接な関係を有する者(以下「家族等」という。)に対する支援が適切に行われることにより、認知症の人及び家族等が地域において安心して日常生活を営むことができるようにすること。
六　認知症に関する専門的、学際的又は総合的な研究その他の共生社会の実現に資する研究等を推進するとともに、認知症及び軽度の認知機能の障害に係る予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加の在り方及び認知症の人が他の人々と支え合いながら共生することができる社会環境の整備その他の事項に関する科学的知見に基づく研究等の成果を広く国民が享受できる環境を整備すること。
七　教育、地域づくり、雇用、保健、医療、福祉その他の各関連分野における総合的な取組として行われること。
(国の責務)
第四条　国は、前条の基本理念にのっとり、認知症施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。
(地方公共団体の責務)
第五条　地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた認知症施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

コラム：新しい認知症観とは

「新しい認知症観」とは、認知症になったら何もできなくなるのではなく、認知症になってからも、一人一人が個人としてできること、やりたいことがあり、地域で仲間等とつながりながら、希望を持って自分らしく暮らし続けることができるという考え方です。

認知症の人を含めた市民一人一人が「新しい認知症観」に立ち、認知症の人が自らの意思によって、多様な主体と共に、日常生活及び社会生活を営むことができる共生社会を作り上げていくことが求められています。

ユニボイス
貼り付け位置

本市における経過

大阪市では、これまで、国における施策の展開に合わせ、認知症の人の意思が尊重され、地域で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現をめざして、認知症施策の推進に取り組んできました。

2001（平成 13）年以降、医療と介護が一体となった認知症の人への支援体制の構築を図るため、医療職や介護職を対象とした各種研修事業を行ってきました。

2009（平成 21）年には、地域における認知症の専門的医療の提供体制を強化するため、認知症疾患医療センター（地域型）を3か所設置しました。

2014（平成 26）年には、認知症が疑われる人又は認知症の人を早期診断・早期支援につなげる仕組みを構築していくため、東淀川区において認知症初期集中支援推進事業をモデル的に開始し、翌 2015（平成 27）年の城東区、東住吉区を加えた3区での先行実施を経て、2016（平成 28）年に全区展開しました。

さらに、同年から、認知症の人やその家族等がより安心して暮らし続けることができるよう、認知症高齢者緊急ショートステイ事業や見守りネットワーク事業を開始しました。

2017（平成 29）年には、増加する認知症の人の鑑別診断等に対応するため、既存の認知症疾患医療センター（地域型）に加え、認知症疾患医療センター（連携型）を3か所指定し、市内で6か所の体制となりました。また、市内各区の認知症の人への支援の中核的機関として、各区に認知症強化型地域包括支援センターを設置し、地域の実情に応じた認知症の人への支援や関係機関による支援ネットワークの強化等を図ってきました。

そして、2018（平成 30）年に、「認知症の人やその家族が自らの言葉で語る会議」を開催し、認知症の人が地域で安心して暮らし続けることができる社会の実現をめざして、あらゆる世代や立場の人が協力し、認知症の人にやさしいまちづくりに取り組むことを盛り込んだ「認知症の人をささえるまち大阪宣言」を行いました。以降、地域の住民同士で支え合う取組である認知症サポーターやオレンジサポーターの養成、ちーむオレンジサポーターの立ち上げと活動支援、オレンジパートナーとの連携、若年性認知症の人への支援、認知症アプリ・ナビによる普及啓発・情報発信の強化等、様々な施策を重点的に展開してきました。

また、市立弘済院においては、1990（平成 2）年に、先駆的な認知症介護の実践を目的として第２特別養護老人ホームを設置し、2027（令和9）年春の閉院まで、認知症の専門的な医療の提供や認知症ケアの実践を行ってきました。

市立弘済院が担ってきた専門的医療機能や、蓄積された認知症ケアに関するノウハウ等は、本市にとって貴重な財産（レガシー）であり、これを継承・発展させるため、大阪健康長寿医科学センター（略称：大阪長寿）を 2027（令和9）年5月に開設します。

今後、認知症基本法が示す基本理念に基づき、「新しい認知症観」に立って、認知症の人が尊厳を

ユニボイス
貼り付け位置

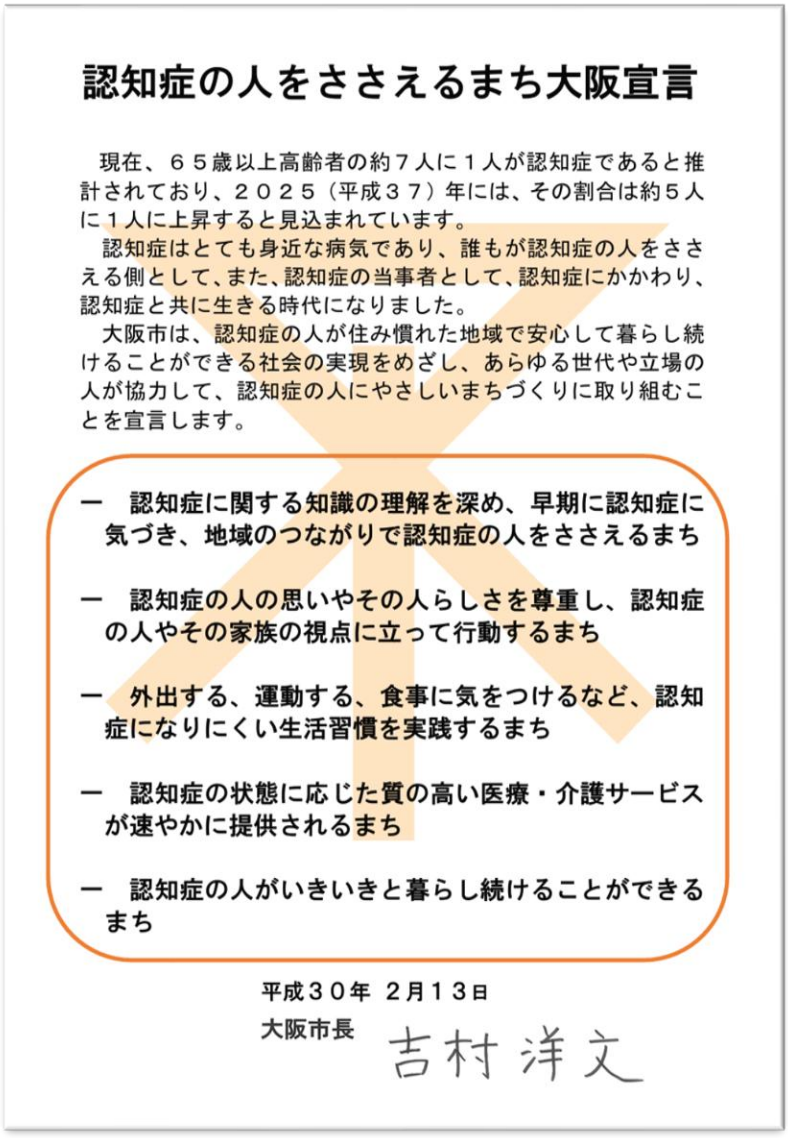
保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症の人とその家族等と共に、認知症施策を推進していきます。

ユニボイス
貼り付け位置

コラム：認知症の人をささえるまち大阪宣言

大阪市では、認知症に対する画一的で否定的なイメージを払拭する観点から認知症の人やその家族が自らの言葉でそのメッセージを語る姿等を発信するとともに、認知症の人やその家族の視点を重視した取組を進めるため、2018（平成 30）年2月 13 日に、「認知症の人やその家族が自らの言葉で語る会議」を開催しました。この会議には、当時の大阪市長も出席し、認知症の人やその家族、専門職、行政担当者等で、認知症施策についての意見交換を行いました。

そして、会議終了後、大阪市長により、認知症の人が大阪のまちで安心して暮らし続けることができる社会の実現をめざし、あらゆる世代や立場の人が協力して、認知症の人にやさしいまちづくりに取り組んでいくことが宣言されました。



認知症の人をささえるまち大阪宣言

現在、６５歳以上高齢者の約７人に１人が認知症であると推計されており、２０２５（平成３７）年には、その割合は約５人に１人に上昇すると見込まれています。
認知症はとても身近な病気であり、誰もが認知症の人をささえる側として、また、認知症の当事者として、認知症にかかわり、認知症と共に生きる時代になりました。
大阪市は、認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる社会の実現をめざし、あらゆる世代や立場の人が協力して、認知症の人にやさしいまちづくりに取り組むことを宣言します。

一　認知症に関する知識の理解を深め、早期に認知症に気づき、地域のつながりで認知症の人をささえるまち

一　認知症の人の思いやその人らしさを尊重し、認知症の人やその家族の視点に立って行動するまち

一　外出する、運動する、食事に気をつけるなど、認知症になりにくい生活習慣を実践するまち

一　認知症の状態に応じた質の高い医療・介護サービスが速やかに提供されるまち

一　認知症の人がいきいきと暮らし続けることができるまち

平成３０年　２月１３日
大阪市長　吉村洋文

ユニボイス
貼り付け位置

コラム：大阪市立弘済院

「弘済院」は、その前身を「財団法人弘済会」といいます。

弘済会は、1909（明治42）年に大阪市北区で発生した大火の際の御下賜金と市民等からの義捐金を基金として、大阪府知事、大阪市長及び大阪朝日(現在の朝日新聞)・大阪毎日(現在の毎日新聞)の両新聞社社長が発起人となり、1912（大正元）年8月に設立されました。

※「弘済会」の名称は、1911（明治44）年2月御下賜の勅語の中の”施薬施療以て済生の道を弘めんとす”の御句から、「弘済」の二字を戴いたものです。

弘済会は、大阪慈恵病院やその他の事業を継承して、現在の大阪市生野区生野東を中心に、市内各所で授産、養老、育児、病院などの事業を総合的に展開してきました。

その後、要救護者の激増などにより施設を拡充する必要が生じたため、1934（昭和9）年に大阪府三島郡山田村(現在の吹田市古江台)に山田事業所を設置し、大阪市の救済事業において重要な役割を担ってきました。

1944（昭和19）年、財団法人弘済会は公的機関として再編され「大阪市立弘済院」が誕生しました。附属病院、養老所、育児園などが生活保護法・児童福祉法のもと公的福祉施設として整備され、戦後の混乱期における救護・医療の中心的役割を担い、復興期の大阪を支える重要な社会インフラとして機能しました。

1956（昭和31）年には天皇・皇后両陛下がご来院され、その後も皇族や政府関係者の来訪が続きました。

1990（平成2）年に、先駆的な認知症介護の実践を目的として第2特別養護老人ホームを設置し、認知症医療・介護分野への取組を本格化させました。

1997(平成9）年に認知症専門診療を開始し、2000（平成12）年の認知症の非薬物治療「外来グループ回想法」開始、2005(平成17)年の「懐かしの間」設置など、先進的な取組を展開しました。

これらの取組により、2009(平成21)年には附属病院が大阪市認知症疾患医療センターの指定を受けるなど、認知症の専門的支援拠点としての役割を担ってきました。

2010（平成22）年代以降は、国の認知症施策（オレンジプラン）と連動し、家族支援、研修会、本人会議など、多様な取組を通じて地域と共に認知症を支える体制を築きました。

弘済院は、認知症の人やその家族の視点に立って認知症の人が穏やかに生活できることを最優先とする理念のもと、医療と介護が連携し、地域や在宅での暮らしを支えるために取り組んできました。

2027（令和9）年春、大阪市立弘済院は閉院し、弘済院がこれまで培ってきた理念や思いは、新しい医療と未来の福祉を創るための大切な遺産として、大阪健康長寿医科学センターへ継承されます。



ユニボイス
貼り付け位置

コラム：大阪健康長寿医科学センター



ユニボイス
貼り付け位置

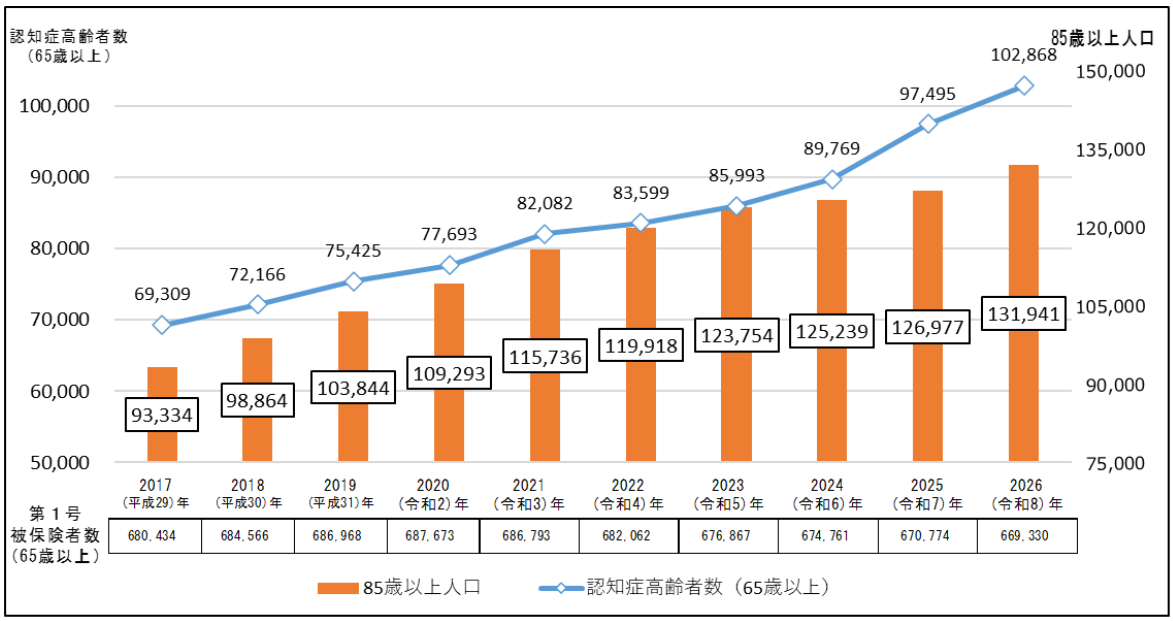
２　認知症の人の数等の推移

（１）認知症高齢者の数（再掲）

大阪市の 2026(令和８)年４月１日現在時点における高齢者人口（第１号被保険者数）は約 67 万人であり、2020（令和２）年以降、減少傾向で推移している一方で、認知症高齢者数（※）については、2020（令和２）年の 77,693 人から 2026（令和８）年の 102,868 人に増加しています。これは、長寿化の進展に伴い、有病率の高い 85 歳以上の人口の増加が関連しているためと考えられます。

※ここでの認知症高齢者数とは、要介護認定における「認知症高齢者の日常生活自立度」がⅡ以上の人の数としています。

認知症高齢者数と第１号被保険者数の推移



※認知症高齢者数は要介護認定データによる「認知症高齢者の日常生活自立度」Ⅱ以上の人の数

認知症高齢者数の推移

	2017年（H29）	2018年（H30）	2019年（R1）	2020年（R2）	2021年（R3）	2022年（R4）	2023年（R5）	2024年（R6）	2025年（R7）	2026年（R8）
認知症高齢者数（※）	69,309人	72,166人	75,425人	77,693人	82,082人	83,599人	85,993人	89,769人	97,495人	102,868人
前年度比	－	104.1%	104.5%	103.0%	105.6%	101.8%	102.9%	104.4%	108.6%	105.5%
うち、75歳以上	61,210人	64,017人	67,179人	69,352人	72,834人	74,217人	77,075人	80,911人	88,303人	93,522人
前年度比	－	104.6%	104.9%	103.2%	105.0%	101.9%	103.9%	105.0%	109.1%	105.9%
うち、85歳以上	34,622人	36,905人	39,327人	41,584人	44,590人	46,175人	48,220人	50,278人	54,481人	58,053人
前年度比	－	106.6%	106.6%	105.7%	107.2%	103.6%	104.4%	104.3%	108.4%	106.6%

ユニボイス
貼り付け位置

性・年齢階級別認知症及びMCI有病率

	認知症有病率		MCI有病率	
	男性	女性	男性	女性
65～69歳	1.1%	1.0%	10.0%	4.6%
70～74歳	2.8%	3.1%	12.1%	5.0%
75～79歳	6.0%	7.4%	18.7%	13.8%
80～84歳	15.9%	16.9%	22.9%	21.7%
85～89歳	25.2%	37.2%	34.2%	23.2%
90歳以上	36.6%	55.1%	32.5%	17.0%

※2023（令和5）年度老人保健事業推進費等補助金老人保健健康増進等事業「認知症及び軽度認知障害の有病率調査並びに将来推計に関する研究」による、高齢者の認知症及びMCIの性・年齢別有病率

※「MCI」とは、認知機能に障がいがあるものの日常生活には影響がない、認知症と診断される一歩手前の状態をMCI（Mild Cognitive Impairment：軽度認知障がい）といい、症状進行により認知症に移行しますが、適切な予防をすることで、健常な状態に戻る可能性があります。

（2）若年性認知症の人の数の推計

65歳未満で発症する認知症を、若年性認知症といいます。

令和8年4月時点の大阪市の推計人口に対して、10万人当たりの有病者数を用いて算出すると、若年性認知症の人の数は800人超と推計されます。

10万人当たりの有病者数を用いた若年性認知症の人の数の推計値

	推計人口数（※1）	10万人当たり有病者数（※2）	若年性認知症の人の数（推計値）
40～44歳	181,774人	8.3人	15.1人
45～49歳	191,115人	17.4人	33.3人
50～54歳	214,213人	43.2人	92.5人
55～59歳	201,500人	110.3人	222.3人
60～64歳	167,667人	274.9人	460.9人
合計	—	—	824.1人

※1 推計人口数は、大阪市計画調整局の年齢別推計人口（2026（令和8）年4月1日現在）。

※2 10万人当たり有病者数は、日本医療研究開発機構認知症研究開発事業「若年性認知症の有病率・生活実態把握と多元的データ共有システムの開発」（R2.3）による。

ユニボイス
貼り付け位置

３　認知症施策の推進にかかる具体的な取組

（１）認知症の人に関する市民の理解の増進等

現状と課題

大阪市では、認知症に関する正しい知識と認知症の人に関する正しい理解を普及・啓発するため、リーフレット等の啓発資材を作成し、区役所や相談機関等に配架するとともに、スマートフォン等で利用できる認知症アプリ・ナビの活用や、認知症基本法に定められた「認知症の日（９月21日）」及び「認知症月間（９月）」の機会を捉え、認知症に関する情報発信や普及啓発の取組を行っています。

また、地域の住民一人一人が認知症に関する正しい知識と理解をもって、地域で認知症の人とその家族等を温かく見守り、応援する認知症サポーターを養成するため、認知症サポーター養成講座の講師役となるキャラバン・メイトを養成しています。

さらに、市民が地域の身近な場所で認知症について知る機会を確保するため、関係機関と連携して、各区において認知症に関する市民向けの講座を行っているほか、各区の認知症強化型地域包括支援センターや各認知症疾患医療センター等において、日ごろの活動を通じて、認知症への正しい知識と理解を深めるための普及啓発を行っています。

認知症の人を含め、全ての市民が人格と個性を尊重しながら支え合う「共生社会」を実現するためには、地域に暮らす住民一人一人が、認知症について正しく知り、認知症の人に関する正しい理解を深めることが重要であることから、今後も、より一層、認知症に関する普及啓発や理解増進等の取組を行っていく必要があります。

施策の方向

誰もがなり得る認知症について、市民一人一人が自分ごととして認知症について捉え、「新しい認知症観」に立ち、認知症に関する正しい知識と認知症の人に関する正しい理解を深められるよう、リーフレットやホームページ、認知症アプリ・ナビ等を活用した日々の情報発信の取組をより一層充実させるとともに、認知症基本法に定められた「認知症の日（９月21日）」及び「認知症月間（９月）」の機会を捉え、より効果的で集中的な普及啓発の取組を実施します。

さらに、認知症の人を正しく理解し、地域で支え合う共生社会の基盤を作るため、各区において認知症について知る機会を確保するための講座等を開催するほか、認知症サポーター養成講座について、特にこどもや学生、学校関係者をはじめ、日常生活・社会生活に身近なサービスを提供する職種・職域の従業員等の受講が促進されるよう、関係部局や関係団体と連携しながら、キャラバン・メイト

ユニボイス
貼り付け位置

の養成と情報発信を行います。

これらの取組に際しては、認知症の人に関する正しい理解や、「新しい認知症観」の実感的理解を深められるよう、地域住民が認知症の人と直接交流したり話を聞くことも大切であるため、認知症の人の発信の機会の確保に努めます。

具体的取組

認知症に関する普及・啓発

●認知症に関する相談窓口一覧リーフレットや認知症アプリ・ナビの周知チラシを作成し、区役所や関係機関等に配架すると共に、ホームページで発信する広く認知症の普及啓発に努めます。
●認知症基本法等を踏まえた分かりやすい啓発資材の作成や幅広い層へのアプローチなど、効果的な普及啓発に取り組みます。
●各区で実施している普及啓発に係る取組の集約及び効果的な実施手法の水平展開を行います。

認知症の日及び認知症月間の機会を捉えた普及・啓発

●認知症に関する普及・啓発イベントを集中的に開催し、ホームページや認知症アプリを活用し、認知症予防を含む各種取組やイベント情報等を発信します。

認知症の人の発信機会の確保

●ちーむオレンジサポーターによる活動や、認知症の日（9月21日）・認知症月間（9月）でのイベント等の機会を捉え、認知症の人の発信の機会の確保に取り組みます。

ICT 活用による普及・啓発

●スマートフォン等で利用できる「認知症アプリ・ナビ」を活用し、認知症に関する正しい知識と理解とともに、具体的な相談先等が明確に伝わるように普及・啓発を図ります。

認知症等高齢者支援連携事業

●各区において、認知症に係る医療と介護の連携等に関し、地域ごとの課題に対応した啓発を行うため、認知症の支援に携わる専門職や地域住民等を対象に研修会や講演会等を実施します。

キャラバン・メイト養成事業

●認知症サポーター養成講座の講師役であるキャラバン・メイトを計画的に養成し、認知症サポーターの養成を促進します。
●こども世代や学校関係職員等の受講が促進されるよう、教育委員会事務局と連携して、継続的に認知症サポーター養成講座等の情報発信を行います。
●キャラバン・メイト連絡会等の場での情報共有を通じて、様々な世代や職種・職域における認知症サポーター養成講座の実施につなげます。

ユニボイス
貼り付け位置

コラム：認知症の日・認知症月間

1994（平成６）年「国際アルツハイマー病協会」（ADI）は、世界保健機関（WHO）と共同で毎年９月21日を「世界アルツハイマーデー」、９月を「世界アルツハイマー月間」と制定し、認知症の啓発等、様々な取組が行われています。
日本では 2024（令和６）年１月に、認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（＝共生社会）の実現をめざし、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が施行され、９月21日が「認知症の日」、９月が「認知症月間」と定められました。

大阪市では、市民の認知症に対する関心と理解を深めるため、毎年９月の認知症の日・認知症月間の機会を捉え、認知症に関する様々な普及啓発の取組を集中的に実施しています。

令和８年度
大阪市役所本庁舎
ライトアップ写真　差し込み予定

ユニボイス
貼り付け位置

（2）認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進

現状と課題

大阪市では、2018（平成 30）年2月 13 日に、「認知症の人をささえるまち大阪宣言」を宣言し、キャラバン・メイトの養成を通じた認知症サポーターの養成や、認知症アプリ・ナビによる情報発信を通じた普及啓発、若年性認知症の人への支援の強化、認知症カフェやちーむオレンジサポーターの活動促進、認知症の人にやさしい取組を行う企業・団体をオレンジパートナーとして登録・公表するなど、様々な取組を進めています。

認知症の人が尊厳を保持しつつ、希望を持って、社会に参加しながら、地域で暮らし続けることができる社会環境を確保していくためには、今後も継続的に、日常生活や社会生活を営む上で障壁となるものを除去する「認知症バリアフリー」の取組を実施していく必要があります。

特に、近年では、様々な自然災害の発生も懸念されることから、災害時にも認知症の人が自ら安全に避難でき、自宅や避難先等でも安心して過ごすために、障壁となるものを除去しなければなりません。

また、ひとり暮らしの認知症の人は、必要な情報やサービスにアクセスしにくい状況にあること、そのために様々な不利益や困難につながるおそれがあることから、必要な情報や支援につながりやすい環境づくりについても取り組む必要があります。

施策の方向

認知症の人にとっての障壁は、建物の構造や物の配置等による物理的な障壁だけでなく、認知症の人に対する先入観による誤った対応といった障壁もあり、私たちの生活の中のあらゆる場面に存在します。こうした障壁を無くしていく認知症バリアフリーの取組は、福祉部局だけでなく、市民生活に関わるあらゆる部局や、地域の企業・団体等様々な主体による取組が不可欠であることから、関係部局や企業・団体等に向け、積極的に認知症バリアフリーの考え方について発信します。

加えて、災害については、日頃からの備えや避難訓練が重要であることや、発災時には普段の生活と異なる環境となることから、認知症に関する理解増進等を図るとともに、避難所等で認知症の人が安心して過ごすことができる環境づくりに必要な情報等について、関係部局・関係機関等へ向けて広く周知します。

また、地域で認知症の人と共に活動するちーむオレンジサポーターの立ち上げ促進や活動支援、認知症の人にやさしい取組を行うオレンジパートナー（企業・団体等）の登録促進について、引き続き、各区の認知症地域支援コーディネーターを中心として取り組むとともに、これらの取組を通じて、ひとり暮らし等の様々な状況にある認知症の人が、適切に情報やサービスにアクセスできる環境づく

ユニボイス
貼り付け位置

りを進めます。

　認知症バリアフリーの推進にあたっては、認知症の人の体験に基づく情報が最も重要な手がかりとなることを踏まえ、認知症の人の声を聴き、認知症の人の視点に立って、取組を推進していきます。

具体的取組

認知症の人にやさしいまちづくりに関する取組

●関係部局をはじめ、様々な企業・団体等に向けた認知症サポーター養成講座等の実施を通じた普及啓発を促進することに加え、認知症バリアフリーの考え方を発信します。
●国等が作成した災害時の対応マニュアル等の活用について、防災関係部局や関係機関に対して、様々な機会を捉えて周知します。
●認知症の人とその家族等の声を聴く取組を継続的に実施し、認知症の人にやさしいまちづくりの推進に必要な取組について検討します。

オレンジサポーター地域活動促進事業

●認知症サポーター等が、認知症の人とその家族と共に支え合う取組を行うボランティアチームである「ちーむオレンジサポーター」について、継続的に活動できるよう取り組みます。また、認知症の人にやさしい取組を実施する企業・団体等を「オレンジパートナー」として登録・公表することを通じて、その輪が広がることにより、認知症の人が地域で安心して暮らし続けることができるまちづくりをめざします。
●ちーむオレンジサポーターやオレンジパートナー等の活動をより活発なものとするため、認知症地域支援コーディネーターによる積極的な広報・周知を行います。

ユニボイス
貼り付け位置

（3）認知症の人の社会参加の機会の確保等

現状と課題

大阪市では、認知症強化型地域包括支援センターを各区の認知症施策推進の中核拠点として位置づけ、同センターに配置された認知症地域支援推進員が、地域における関係機関との連携強化、支援ネットワークの構築による地域全体の支援力の向上を図っているほか、認知症カフェ等の運営支援を行うことで、認知症の人が社会に参加しやすい環境づくりに取り組んでいます。また、認知症になってからも、地域でその人らしく暮らし続けることができるよう、認知症地域支援コーディネーターが、認知症の人やその家族等と共にボランティア活動を行う「ちーむオレンジサポーター」の立ち上げや活動の支援を行っています。

若年性認知症の人の支援については、症状の初期段階で適切に気づき、早期診断・早期対応へとつなげるため、本人や家族に加えて、就労先等にも普及啓発を行っていくことが重要です。また、若年性認知症はおよそ稼働年齢において発症することから、就労の継続や子育てに係る課題、経済的課題、社会生活における活動の場や役割に関する課題等、支援ニーズは広範かつ多岐にわたるため、様々な分野の支援を総合的に講じていくことが求められます。

大阪市では、各区に配置している認知症地域支援推進員が若年性認知症の人の身近な相談窓口となり、就労の支援、地域資源の開発、各支援機関との連携等の支援を行っています。2023（令和5）年度からは、大阪市若年性認知症支援コーディネーターを設置し、認知症地域支援推進員等の後方支援や支援機関向けの研修の実施等、市域全体における支援体制の強化に取り組んでいます。

一方で、近年、認知症の人が増えていることを背景として、就労先を含めた居場所等への社会参加に関する相談も増加しています。

認知症の人が社会で孤立することなく、一人一人が個人として生きがいや希望を持ってやりたいこと、できることを実現させながら暮らすことができる社会としていくため、今後も継続的に、交流会等の当事者同士がつながる場や発信する機会等、多様な社会参加の機会の確保に取り組む必要があります。

施策の方向

各区の認知症強化型地域包括支援センターに配置した認知症地域支援推進員や認知症地域支援コーディネーターを中心に、より多くの社会参加の機会の確保に向けて、認知症カフェやちーむオレンジサポーター等の活動促進に取り組みます。

ユニボイス
貼り付け位置

また、一人一人のニーズに応じた支援が実施できるよう、就労先も含めた居場所に関する社会資源の情報の把握、発信に努めるとともに、認知症の人と居場所等をつなぐための必要な支援について検討します。

若年性認知症の人については、発症の初期段階から、その症状や就労状況、生活環境等に応じ、必要なサービスの利用につながるよう、今後も、研修等により若年性認知症の人やその家族等、関係機関に対する相談対応等を行う認知症地域支援推進員の質の向上を図ります。加えて、引き続き若年性認知症支援コーディネーターを設置し、認知症地域支援推進員等の後方支援等を行います。

あわせて、大阪府と連携し、府内の企業等の雇用担当者や産業医等を対象とした若年性認知症に係るセミナーを実施することを通じて、若年性認知症の人への早期の気づきや就労継続につなげます。

そのほか、認知症の人が孤立することなく、必要な社会的支援につながるとともに、社会参加の機会を確保することによって、生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、本人の交流会やピアサポート活動等、多様な社会参加のあり方を検討していきます。

具体的取組

多様な社会参加の機会の確保に向けた取組

●認知症になってからも働き続けることができる環境づくりをめざして、企業・団体等に向けた普及啓発や研修等の実施に取り組みます。
●就労を含めた様々な社会参加に関する情報を集約・整理し、各区の認知症強化型地域包括支援センター等の支援機関と共有することで、個々の状況に応じた居場所の確保に取り組みます。
●個々のニーズに応じた、認知症の人と居場所等をつなぐための支援について検討します。
●認知症の人の声を聴き、多様な社会参加のあり方について検討します。

認知症カフェ等運営支援事業

●認知症の人やその家族が気軽に立ち寄ることができる認知症カフェ等の立ち上げを推進するとともに、広報活動への協力や、講師・専門職等を派遣し、効果的な運営につながるよう支援します。

オレンジサポーター地域活動促進事業（再掲）

●認知症になってからも、住民と共に地域活動に参加し続けることができるよう、「ちーむオレンジサポーター」の立上げや活動支援に取り組みます。
●スーパーマーケットや金融機関、公共交通機関等、特に日常生活・社会生活に必要なサービスを提供する事業者を中心に、「オレンジパートナー」の取組を普及並びに登録を促進することを通じて、認知症の人が地域で安心して暮らし続けることができるまちづくりをめざします。

認知症初期集中支援推進事業

●各区に配置した認知症地域支援推進員が、就労の継続も含めた認知症の人の社会参加活動への支援を行います。
●認知症初期集中支援チームが、認知症の人が必要とする居場所等社会資源につなぐための支援を行います。

ユニボイス
貼り付け位置

若年性認知症支援強化事業

●若年性認知症支援に知見を有する専門職（若年性認知症支援コーディネーター）を設置し、認知症地域支援推進員等が行う若年性認知症の人とその家族等への支援に関して助言や研修等の後方支援を行うことにより、若年性認知症の人への支援の強化を図り、若年性認知症の人の社会参加の機会の確保に取り組みます。

若年性認知症啓発セミナー

●若年性認知症の早期診断・早期対応につなげるため、企業等の産業医、産業看護師、産業保健師、人事・労務担当者等の産業保健スタッフを対象に、若年性認知症の人についての基礎知識や就労に関する知識等の啓発セミナーを行います。

ユニボイス
貼り付け位置

（４）認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護

現状と課題

認知症になってからも、その人らしい暮らしが守られ、自らの意思によって日常生活や社会生活を営むことができるよう、意思決定に係る支援が適切に行われるとともに、本人の権利や利益が適切に保護される必要があります。

一方で、ひとり暮らしの高齢者の増加に伴い、これまで家族・親族等が担ってきたと考えられる日常生活支援、入院・入所手続、死後事務等への対応が課題として顕在化しています。こうした状況を踏まえ、2026（令和8）年6月の社会福祉法の一部改正により、日常生活支援や死後事務等の支援を提供する事業が第二種社会福祉事業として位置づけられ、2028（令和 10）年4月から施行される予定です。

また、認知症等により判断能力が十分ではない方や頼れる身寄りがいない高齢者等への支援にあたっては、法的制度の活用も含め、地域の多様な主体が連携して支援体制を確保していくことが重要です。地域の相談支援機関への相談を端緒に、必要な支援を整理し適切な担い手につなぐとともに、つなぎ先となり得る地域資源の把握・開発を進め、地域で支える支援体制を整備することが求められています。

今後、認知症の人への支援にあたっては、本人の意思を尊重した支援を行うことが重要であることから、地域をはじめ、権利擁護支援に携わる関係機関や、医療・介護・福祉・住まい等の幅広い関係機関と連携しながら、認知症の人の意思が尊重され、権利利益が適切に保護されるとともに、地域において必要な支援を適切に受けつつ安心して生活することのできる環境づくりに取り組む必要があります。

施策の方向

厚生労働省により取りまとめられた「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」を本市の基本的な指針として位置づけ、広く普及啓発を行います。あわせて、本市が主催する各種研修等の機会を通じて周知を図り、関係者間における認識の共有と意識の向上につなげます。

また、頼れる身寄りがいない認知症の人からの相談にも適確に対応できるよう、地域包括支援センター等の身近な地域の相談支援機関をはじめ、大阪市成年後見支援センターや消費者センター等の関係機関と引き続き連携を図るとともに、地域の多様な主体や、医療・介護・福祉・住まい等の幅広い関係機関との連携体制の構築を進めます。

ユニボイス
貼り付け位置

これらの取組を通じて、認知症になってからも、基本的人権を享有する個人としての権利利益が守られ、本人の意思が適切に把握・尊重されるとともに、必要な支援が関係機関の連携のもと切れ目なく提供されることにより、自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができるよう、意思決定支援の充実と権利利益の適切な保護を推進します。

具体的取組

権利擁護施策の推進

（P67　参照）

様々な研修の機会を通じた周知啓発

●キャラバン・メイト養成研修や認知症地域医療支援事業における各専門職向けの研修等、本市が実施する様々な研修において、認知症の人の意思決定支援や権利擁護等に関する周知啓発を行います。

ユニボイス
貼り付け位置

（５）保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等

現状と課題

大阪市では、各区の認知症強化型地域包括支援センターにおいて、医療と介護・福祉の専門職及び医師で構成された認知症初期集中支援チーム（大阪市での愛称：オレンジチーム）による認知症の人の早期診断・早期対応へつなぐ支援をはじめ、認知症地域支援推進員による若年性認知症の人への支援や認知症の人への支援ネットワークの構築等に取り組んでいます。

また、医療の分野では、地域において認知症の進行予防から地域生活の維持まで必要となる医療を提供できる機能体制の構築を図るため、認知症疾患医療センターが中心となって、保健医療・介護関係機関等と連携を図りながら、認知症疾患に関する鑑別診断とその初期対応、認知症の行動・心理症状（BPSD）と身体合併症の急性期治療に関する対応、専門医療相談、診断後の相談支援等を行っているところです。加えて、専門職が認知症の疑いがある人に早期に気づき、適切に対応を行うことができる体制の構築・充実を図るため、かかりつけ医をはじめ、歯科医師、薬剤師、看護職員及び医療従事者等に対し認知症対応力向上研修を実施するとともに、かかりつけ医の認知症診断等に関する相談役等の役割を担う認知症サポート医の養成を進めています。

介護の分野では、認知症介護技術の向上や、認知症介護の専門職員を養成することにより、認知症の人に対する介護サービスの充実を図るため、認知症介護基礎研修や認知症介護実践研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護指導者養成研修等を実施しています。

さらに、認知症の人とその家族等が安心して地域で日常生活や社会生活を営むためには、地域の住民による見守り体制を作ることも重要であることから、行方不明となった認知症の人の早期発見・早期保護のための見守りネットワークの構築・強化を図っているほか、警察等に保護された身元が分からない認知症の人を、身元が判明するまで福祉施設で一時的に保護し、安全・安心を確保する取組も行っています。

今後、特に認知症有病率の高い85歳以上の高齢者や、ひとり暮らしの高齢者世帯が増加傾向にあることを踏まえ、認知症の人が暮らす身近な地域で、必要なときに、希望する保健医療サービスや福祉サービスを利用することができる体制を整備する必要があります。また、認知症になってからも、認知症の人とその家族等が地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域における見守り体制の強化や家族等への支援についても取り組むことが重要です。

ユニボイス
貼り付け位置

施策の方向

認知症の疑いがある人や認知症の人に対して、早期診断・早期対応が行えるよう、認知症初期集中支援チームによる相談・支援体制を確保するとともに、認知症地域支援推進員や認知症疾患医療センター、かかりつけ医、地域包括支援センター等のさらなる連携の強化を図ります。

特に、相談機関や必要な支援につながりにくい認知症の人について、認知症初期集中支援チームによるアウトリーチ支援を中心に、関係機関が連携して、その人が必要とする支援につなげるための体制の強化を図ります。

若年性認知症の人については、認知症地域支援推進員による支援がより円滑なものとなるよう、若年性認知症支援コーディネーターによる後方支援等のもと、研修等によるスキルアップや関係機関との連携体制の構築を図ります。

また、認知症疾患医療センターを設置し、認知症の専門医療相談、鑑別診断、薬物療法・非薬物療法、地域連携、認知症の人とその家族等に対する診断後等支援までの一貫した支援を実施します。あわせて、抗アミロイドβ抗体薬をはじめとした病態に直接作用する新たな治療薬に関する相談への対応や、地域の医療機関と連携した認知症医療の提供、研修の実施等による医療専門職のスキルアップ等を行います。

さらに、大阪健康長寿医科学センター内の病院と連携しながら、鑑別診断や診断後等支援等の効果的な実施方法の検討、共有を図るなど、市域全体の認知症疾患に係る医療提供体制の強化を図ります。

加えて、地域における認知症の人の支援に携わる医療・介護従事者のスキルアップを図るため、関係機関の認知症への対応力の向上に資する各種研修を実施します。

また、認知症の人の家族等の負担軽減が図られるよう、地域包括支援センターを中心とした家族等への相談や支援等を行うほか、地域における見守りネットワークの強化や、家族等による介護が困難となった場合の福祉施設での一時的な受け入れ、身元が分からない認知症の人の保護等の取組を実施していきます。

これらの取組について、認知症の人とその家族等が認知症の状態に応じたサービスを切れ目なく利用できる体制の整備に向けて、相互に連携を図りながら、総合的に推進していきます。

ユニボイス
貼り付け位置

具体的取組

認知症介護実践者等養成事業

●介護に直接携わる職員のうち医療・福祉関係の資格を有しない方向けの認知症介護基礎研修を実施するとともに、良質な介護を担う人材を量・質共に確保していくため、認知症介護実践者研修⇒認知症介護実践リーダー研修⇒認知症介護指導者養成研修というステップアップの体系による研修を実施します。

認知症地域医療支援事業

●早期発見・早期対応のための体制整備として、地域において高齢者の診療等を行う身近なかかりつけ医を対象にかかりつけ医認知症対応力向上研修を実施するほか、かかりつけ医の認知症診断等に関する相談役等の役割を担う認知症サポート医の養成を行います。
●歯科医師等による口腔機能の管理や薬剤師による服薬指導等を通じて認知症の疑いがある人に早期に気づき、かかりつけ医等と連携して対応するとともに、その後も認知症の人の状況に応じた口腔機能の管理や服薬指導等を適切に行うことを推進するため、歯科医師認知症対応力向上研修及び薬剤師認知症対応力向上研修を実施します。
●看護職員対して、認知症ケアの適切な実施とマネジメント体制の構築を図るため、医療機関等に入院から退院までのプロセスに沿った必要な基本知識や、個々の認知症の特徴等に対する実践的な対応力を習得するための研修を実施します。
●病院での認知症の人の手術や処置等の適切な実施の確保を図るため、病院勤務の医療従事者に対する認知症対応力向上研修を実施します。
●認知症の人とその家族等を支えるために必要な基本知識や認知症ケアの原則、医療と介護の連携の重要性等の知識について修得することを目的とした、病院勤務以外の看護師等認知症対応力向上研修を実施します。
●認知症に係る医療と介護の連携等に関し、地域ごとの課題に対応した啓発を行うため、認知症の支援に携わる専門職や地域住民等を対象に認知症等高齢者支援地域連携事業を実施します。

認知症強化型地域包括支援センター運営事業

●各区における認知症施策推進の中核となる拠点として、各区の地域包括支援センターのうち１か所を「認知症強化型地域包括支援センター」に位置づけて、認知症施策推進会議の開催等により地域の関係機関の連携を強化します。

認知症初期集中支援推進事業（再掲）

●認知症初期集中支援チームが、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、必要な医療や介護等のサービスの導入・調整や家族支援等の初期の支援を集中的に行います。
●認知症地域支援推進員を各区に配置し、地域の関係機関と連携し、認知症の人を支援するネットワークの構築・推進を図るとともに、支援機関に対し認知症対応力向上のための支援等を行うことで、認知症の人を地域全体で支援する体制の構築に取り組みます。

認知症高齢者等見守りネットワーク事業

●認知症の人が行方不明となった場合に、早期発見・保護につなげるため、警察捜索の補完的なものとして、地域の多様な協力者にメールで氏名・身体的特徴等の情報を一斉送信し、捜索の一助とします。また、登録者に見守りシールを配付するなど身元不明高齢者対策の強化に取り組みます。
●行方不明のおそれのある認知症高齢者等の家族等に位置情報専用端末を利用した発信機器等を貸与し、位置情報の提供を行うことで介護する家族等の負担を軽減します。

認知症高齢者支援ネットワークへの専門的支援事業

●関係団体が培ってきた認知症ケアに係るノウハウ等を発信することにより、認知症ケアに携わる医療・介護人材の養成を図ります。

ユニボイス
貼り付け位置

●認知症の人の意向に沿った医療・介護の実現を図ることとあわせて、認知症になってからも自分らしく生活するための意思形成のきっかけとして活用されることを目的とした「わたしのケアノート」の普及を図ります。

若年性認知症支援強化事業（再掲）

●若年性認知症支援に知見を有する専門職（若年性認知症支援コーディネーター）を配置し、認知症地域支援推進員等が行う若年性認知症の人とその家族等への支援に関して助言や研修等の後方支援を行うことにより、若年性認知症の人への支援の強化を図ります。

認知症疾患医療センター運営事業

●保健医療・介護関係機関等と連携を図りながら、認知症疾患に関する鑑別診断、認知症の行動・心理症状（BPSD）と身体合併症への対応、専門医療相談、診断後等支援等を実施するとともに、保健医療・介護関係者への研修等を行います。

認知症緊急ショートステイ事業

●介護者の急病等、突発的な事由により介護することが困難になった場合等において、一時的に認知症の人を介護施設で受け入れます。

家族等への支援

●認知症の人を介護する家族等が孤立することなく、お互いに相談や情報交換ができ、支え合える身近な集まりである家族会等の活動がより活発となるよう、必要な後方支援を行います。

ユニボイス
貼り付け位置

（６）相談体制の整備等

現状と課題

大阪市では、日常生活圏域を担当する地域包括支援センターや総合相談窓口（ブランチ）等の身近な地域の相談機関が、高齢者やその家族等からの相談を広く受け付けています。加えて、各区の認知症強化型地域包括支援センターでは、医療と介護・福祉の専門職と医師で構成された認知症初期集中支援チームが、早期診断や早期対応等の支援を必要とする認知症の人等に係る相談を受けているほか、認知症地域支援推進員が若年性認知症の人の相談等に対応しています。また、認知症疾患医療センターでは、認知症に関する専門医療相談や、診断後等の相談支援等を行っており、これらの相談機関が日頃から連携することで、きめ細やかな相談対応を行っています。

認知症の人とその家族等が、必要とする支援や社会資源等につながるためには、身近なところで、気軽に相談ができる体制を整備し、今後も継続的に、相談窓口等について広報周知に取り組んでいく必要があります。

施策の方向

認知症の疑いがある人や認知症の人等、様々な状態にある人及びその家族等が、いつでも、身近な相談窓口に相談することができる環境を整備するため、引き続き、認知症強化型地域包括支援センターや認知症疾患医療センター等、各支援機関の情報について、積極的な広報周知に取り組みます。また、早期に相談窓口につながり、早期診断・早期対応を行うためには、周りの人の気づきが重要であることから、地域の住民や企業・団体等に向けた普及啓発の取組についても実施していきます。

あわせて、認知症強化型地域包括支援センターをはじめとした地域の関係機関による支援ネットワークの構築や認知症の人の支援に携わる職員のスキルアップ等の相談体制の強化に資する取組を実施します。

また、専門機関による相談支援体制だけでなく、認知症の人とその家族等を含め、地域住民同士が気軽に話し合い、お互いに相談できる環境づくりも重要であることから、認知症カフェやちーむオレンジサポーター等の活動、本人や家族の交流会やピアサポート活動等がより促進されるよう取り組みます。

そのほか、複合した課題への対応にあたっては、それぞれの課題に関する専門相談機関や支援機関との十分な連携が重要であることから、関係機関同士の協働・連携が促進されるよう努めます。

ユニボイス
貼り付け位置

具体的取組

認知症に関する相談先についての周知・啓発

●相談窓口等の情報を必要とする人に届けられるよう、適切な情報媒体や掲出場所等について検討しながら、周知啓発を行います。

認知症強化型地域包括支援センター運営事業（再掲）

●各区における認知症施策推進の中核となる拠点として、各区１か所の地域包括支援センターを「認知症強化型地域包括支援センター」に位置づけ、認知症施策推進会議等の開催を通じて、地域の関係機関と連携することで、相談体制の強化を図ります。

認知症初期集中支援推進事業（再掲）

●各区に設置した認知症初期集中支援チームによるアウトリーチ等のアプローチの実施を通じて、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族等が、早期に適切な相談窓口等につながることができるよう取り組みます。
●各区に設置した認知症地域支援推進員が、地域における関係機関による支援ネットワークを構築し、認知症の人の相談体制の強化を図ります。

認知症カフェ等運営支援事業（再掲）

●認知症の人やその家族が気軽に立ち寄ることができ、日々の悩み事の相談や情報交換等の地域住民での相互交流を図ることができる認知症カフェ等に対し、広報活動への協力、講師・専門職等の派遣等の支援を行います。

若年性認知症支援強化事業（再掲）

●P.〇〇参照

認知症疾患医療センター運営事業（再掲）

●認知症疾患医療センターにおいて、認知症の人とその家族等に対して、認知症疾患に関する初診前の専門医療相談や、診断後等の支援を行います。
●アルツハイマー病の抗アミロイドβ抗体薬をはじめとした認知症疾患に関する新薬による治療について、認知症の人やその家族、医療機関等からの治療に関する相談支援等を行います。

ユニボイス
貼り付け位置

（7）研究等の推進等

現状と課題

大阪市では、これまで、市立弘済院が認知症の専門医療機関・介護施設としてその役割を担い、現場実践のなかで蓄積してきた医療・介護ケア技術に関する知見やノウハウ等を、専門職への研修等の形で還元することで、地域における認知症の人の支援体制を強化し、支援の質の向上等を図ってきました。

一方、国や研究機関等においては、認知症に係る創薬や医療、診断技術等に関する医学的研究に加え、血液バイオマーカー等の新たな検査技術の研究・開発が進められているほか、認知症予防やリハビリテーション、非薬物療法といった予防・ケア技術に関する研究等も行われています。

また、大阪健康長寿医科学センターでは、市立弘済院の機能を継承・発展し、大学としての総合知を活かして、医学部を中心とした多学部・産学官民連携による研究所を設置し、認知症の診断・治療・予防・リハビリ・ケアの先端的な研究が進められます。

今後、国や研究機関等及び大阪健康長寿医科学センターにおける最新の研究等について、市民がその成果を享受できるよう、施策へ活用し、取組を推進していく必要があります。

施策の方向

国や研究機関等から示される新たな研究成果に関する情報を適時把握し、認知症疾患医療センターや認知症強化型地域包括支援センターをはじめとする関係機関への情報提供等を行い、認知症の人への支援やサービスの質の向上を図ります。

大阪健康長寿医科学センターにおける認知症ケアに係る様々な研究成果について、広く市民や関係機関に発信します。あわせて、認知症ケアに携わる医療・介護従事者等の人材育成に活用します。そのほか、大阪健康長寿医科学センターの知見を活用して、事業の効果的な実施について検討します。

ユニボイス
貼り付け位置

具体的取組

国等から示される情報の把握と発信

●国や様々な研究機関等から示される、認知症医療や認知症ケア等に係る正しい情報を発信し、認知症強化型地域包括支援センターや認知症疾患医療センター等関係機関のサービスの質の向上につなげます。

大阪健康長寿医科学センター（認知症ケア教育研究促進センター※）と連携した取組

●大阪健康長寿医科学センターにおける認知症ケアに係る知見を、認知症ケア教育研究促進センターを通じて把握し、市民や関係機関に広く発信します。
●認知症ケア教育研究促進センターにおける知見を活用し、認知症ケアに携わる医療・介護従事者等のより効果的な人材育成に取り組みます。また、認知症初期集中支援チーム等の関係機関が行う支援に係る課題の分析や事業実施の効果的なあり方等について検討します。
※大阪健康長寿医科学センター内の認知症ケアに関する教育研究の促進拠点

ユニボイス
貼り付け位置

（８）認知症の予防等

現状と課題

大阪市では、これまで認知症施策推進大綱における予防の考え方に基づき、一次予防として、住民主体の通いの場の充実やホームページ等による認知症の予防に関する情報発信、健康増進計画「すこやか大阪21」に基づく生活習慣病の予防、二次予防として、認知症初期集中支援チームによるかかりつけ医等と連携した早期発見・早期対応の取組、三次予防として、医療・介護従事者向け研修の実施によるBPSDへの対応力向上等に取り組んできました。

また、各区においては、地域の実情に応じて、認知症強化型地域包括支援センターや各区保健福祉センターにおいて、区民を対象とした認知症の予防に資する教室や講座、活動等を実施しています。

今後は、これまでの取組に加えて、希望する市民が科学的知見に基づく適切な認知症及び軽度認知障がい（以下「MCI」という。）の予防に取り組むことができるよう、また、誰もがなり得る認知症について、市民一人一人が自分ごととして考えられるよう、認知症予防に関する啓発や知識の普及、地域における活動の支援、認知症予防に係る情報の収集と発信、認知症予防に資する取組の実施等に取り組んでいく必要があります。

施策の方向

認知症やMCIの予防に関する取組について、まずは、市民が正確な情報を適時取得できる環境を整える必要があることから、ホームページや認知症アプリ・ナビ等を通じた情報発信の充実に取り組みます。

また、各区で取り組まれている認知症予防に資する取組についても、引き続きそれぞれの地域で活発に実施されるよう、情報の収集と好事例の共有等に取り組みます。

あわせて、市民一人一人が日頃から認知症について自分ごととして捉え、早期に診断につながり、個々の状況に応じた、適切な認知症予防の取組を行うことができる環境の整備に取り組みます。

さらに、認知症は早期の診断・治療や早期の適切な対応につなげることにより、重度化を防ぐことができること、また、MCI は適切な対応により認知機能が正常な状態に戻る可能性があることから、認知症等を早期に診断・治療し、早期の適切な対応につなぐための環境の整備に取り組みます。

加えて、他者との交流や役割のある活動の実施等の社会参加によって、認知症の進行が抑制される可能性が示されていることから、認知症の人の社会参加に資する取組を推進します。

ユニボイス
貼り付け位置

これらの取組の実施にあたっては、大阪健康長寿医科学センターとも連携しながら検討を進めます。

また、令和７年度からは、介護予防をさらに推進するため、「『す』こやかに『か』いご予防で『い』い人生」の頭文字を取った「すかいプロジェクト」を実施しており、今後も高齢者が、いきいきと自分らしく暮らし続けられるよう、これまで以上に認知症予防を含めた介護予防の取組を進めていきます。

具体的取組

地域の実情に応じた認知症の予防に資する活動や取組の推進

●認知症予防も含めた介護予防に資する住民主体の通いの場について、地域ニーズに応じて支援する取組を推進します。
●各区が実施する認知症の予防に資する活動や取組に関する情報を集約・展開することで、活動や取組を推進します。

認知症の予防に資する情報の発信

●市民一人一人が、認知症について自分ごととして捉えられるよう、認知症の知識や予防等に関する最新情報を提供し、理解の増進等を図ります。
●各区に配置した認知症初期集中支援チーム等が実施する認知症の予防に資する取組をさらに推進するため、情報の把握と発信を行います。

認知症の予防を目的とした認知症の早期発見及び早期診断につなげるための取組の推進

●MCI や認知症と診断されていない方が、認知症の発症リスクを把握し、認知症の発症を遅らせるための適切な取組につながることができる環境づくりを検討します。

認知症医療提供体制の確保

●認知症等の疑いのある人が、早期に診断につながり、認知症等と診断された人が、早期の治療につながるよう認知症疾患医療センターをはじめとした認知症医療提供体制の確保に取り組みます。

認知症等の進行抑制に資する取組の推進

●認知症になってからも働き続けることができる環境づくりをめざして、企業・団体等に向けた普及啓発や研修等の実施に取り組みます。
●認知症の進行抑制の観点から、認知症の人の社会参加が促進されるよう、就労を含めた様々な社会参加に関する情報を集約・整理し、各区の認知症強化型地域包括支援センター等の支援機関との共有に取り組みます。
●個々のニーズに応じた、認知症の人と居場所等をつなぐための支援について検討します。
●認知症の人の声を聴き、多様な社会参加のあり方について検討します。

大阪健康長寿医科学センターとの連携

●大阪健康長寿医科学センターによる認知症の診断・治療・予防・リハビリ・ケアの先端的な研究の成果を活用して、科学的知見に基づいた認知症の予防に関する取組の実施について検討します。

ユニボイス
貼り付け位置

第７章　施設等の整備目標数・サービス目標量及び自立支援・重度化防止等に係る取組と目標

１　介護保険事業に関する進捗状況等

（１）サービス利用者の状況

作成中

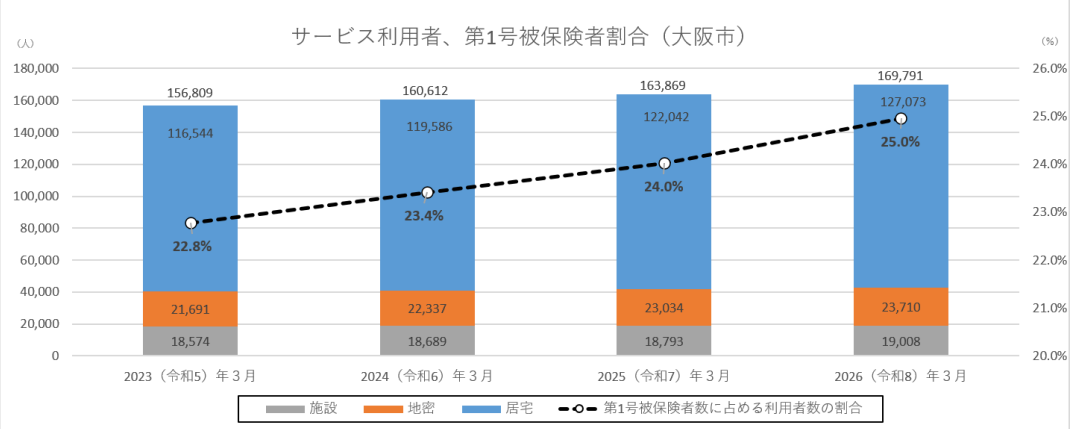
サービス利用者数の推移（大阪市）

大阪市	2023（令和5）年３月			2024（令和6）年３月			2025（令和7）年３月			2026（令和8）年３月		
	予防	介護	計	予防	介護	計	予防	介護	計	予防	介護	計
居宅	21,843	94,701	116,544	21,598	97,988	119,586	21,859	100,183	122,042	22,246	104,827	127,073
	99.2%	70.3%	74.3%	99.4%	70.6%	74.5%	99.5%	70.6%	74.5%	99.5%	71.1%	74.8%
地域密着	167	21,524	21,691	132	22,205	22,337	111	22,923	23,034	104	23,606	23,710
	0.8%	16.0%	13.8%	0.6%	16.0%	13.9%	0.5%	16.2%	14.1%	0.5%	16.0%	14.0%
施設	0	18,574	18,574	0	18,689	18,689	0	18,793	18,793	0	19,008	19,008
	0.0%	13.8%	11.8%	0.0%	13.5%	11.6%	0.0%	13.2%	11.5%	0.0%	12.9%	11.2%
合計	22,010	134,799	156,809	21,730	138,882	160,612	21,970	141,899	163,869	22,350	147,441	169,791
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
対前年伸び率				2.4%			2.0%			3.6%		
1号被保数	677,186			674,803			671,070			669,426		
うちサービス利用者数	154,238			158,006			161,200			167,088		
利用者数の割合	22.8%			23.4%			24.0%			25.0%		

※サービス利用月　　資料：介護保険事業状況報告

大阪市における介護サービス利用者数の推移をみると、施設サービスは減少傾向にありますが、居宅サービスや地域密着型サービスは増加傾向にあります。

サービス利用者数、第１号被保険者割合（大阪市）



※サービス利用月　　資料大阪市福祉局

ユニボイス
貼り付け位置

サービス利用者数の推移（全国）

全国	2023（令和5）年３月			2024（令和6）年３月			2025（令和7）年３月			2026（令和8）年３月		
	予防	介護	計	予防	介護	計	予防	介護	計	予防	介護	計
居宅	作成中											
地域密着												
施設												
合計												
対前年伸び率												
1号被保数												
うちサービス利用者数												
利用者数の割合												

資料：介護保険事業状況報告

※サービス利用月
※数値は、千人未満を四捨五入しているため、計に一致しない。

サービス利用者数、第１号被保険者割合（全国）

作成中

資料：介護保険事業状況報告

※サービス利用月
※数値は、千人未満を四捨五入しているため、計に一致しない。

ユニボイス
貼り付け位置

（２）保険給付額の推移

作成中

保険給付額の推移（大阪市）

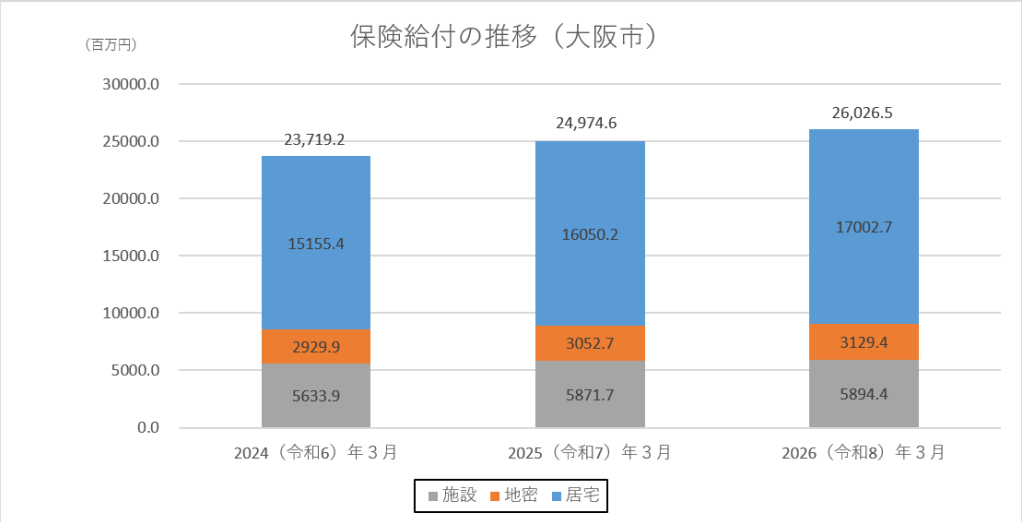
（百万）

大阪市	2024（令和6）年３月			2025（令和7）年３月			2026（令和8）年３月		
	予防	介護	計	予防	介護	計	予防	介護	計
居宅	519.5	14635.9	15155.4	538.0	15512.2	16050.2	546.4	16456.3	17002.7
	98.1%	63.1%	63.9%	98.3%	63.5%	64.3%	98.5%	64.6%	65.3%
地域密着	10.1	2919.8	2929.9	9.5	3043.2	3052.7	8.1	3121.3	3129.4
	1.9%	12.6%	12.4%	1.7%	12.5%	12.2%	1.5%	12.3%	12.0%
施設	0.0	5633.9	5633.9	0.0	5871.7	5871.7	0.0	5894.4	5894.4
	0.0%	24.3%	23.8%	0.0%	24.0%	23.5%	0.0%	23.1%	22.6%
合計	529.6	23,189.6	23,719.2	547.5	24,427.1	24,974.6	554.5	25,472.0	26,026.5
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
対前年伸び率				5.3%			4.2%		

資料：介護保険事業状況報告

※サービス利用月

保険給付額の推移（大阪市）



※サービス利用月

資料：大阪市福祉局

ユニボイス
貼り付け位置

保険給付額の推移（全国）

（億円）

全国	2024（令和6）年３月			2025（令和7）年３月			2026（令和8）年３月		
	予防	介護	計	予防	介護	計	予防	介護	計
居宅	作成中								
地域密着									
施設									
合計									
対前年伸び率									

資料：介護保険事業状況報告

※大阪市、全国とも各月はサービス利用月である。
※数値は、千人未満を四捨五入しているため、計に一致しない。

保険給付額の推移（全国）

作成中

資料：介護保険事業状況報告

※大阪市、全国とも各月はサービス利用月である。
※数値は、千人未満を四捨五入しているため、計に一致しない。

ユニボイス
貼り付け位置

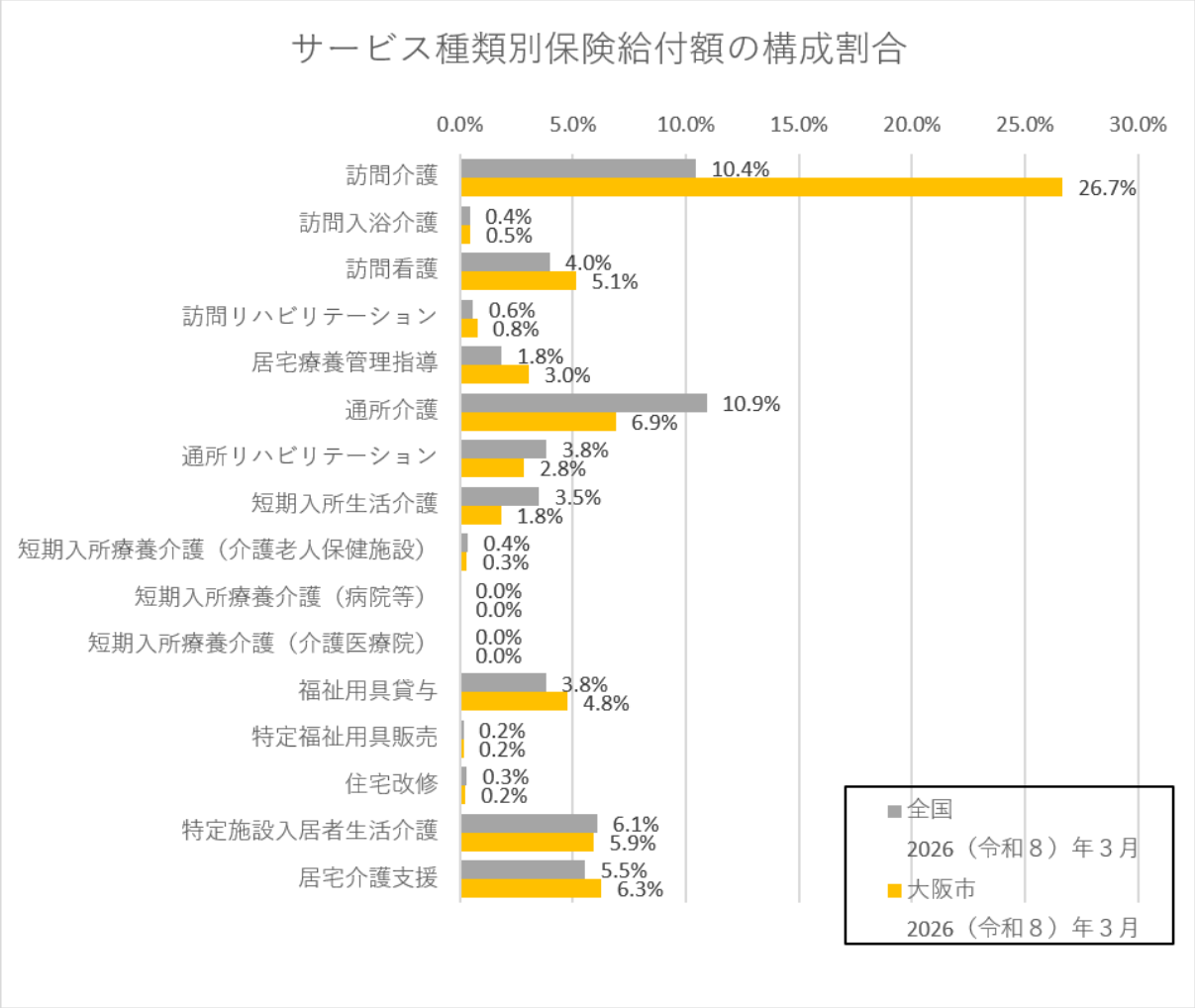
（３）サービス別保険給付の状況

サービス種類別保険給付の構成割合をみると、全国では保険給付額に占める通所介護の割合が一番高くなっているのに比べ、本市はひとり暮らし高齢者が多いということもあり、保険給付額に占める訪問介護が高くなっています。

（図表「サービス種類別保険給付の構成割合」、P196 図表「サービス種類別保険給付の構成割合」、「サービス種類別保険給付の構成割合」参照）

①　居宅サービス

サービス種類別保険給付額の構成割合

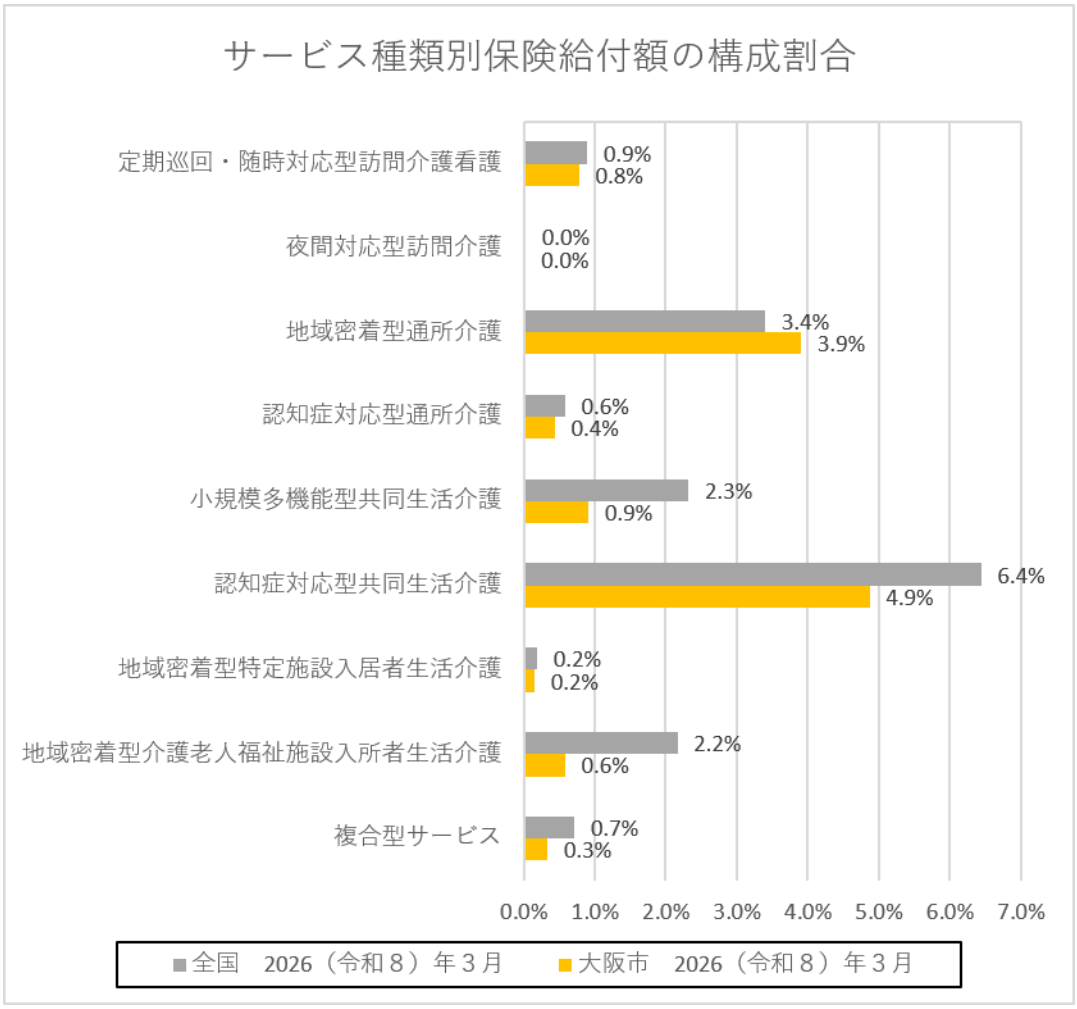


資料：介護保険事業状況報告

ユニボイス
貼り付け位置

②地域密着型サービス

サービス種類別保険給付額の構成割合

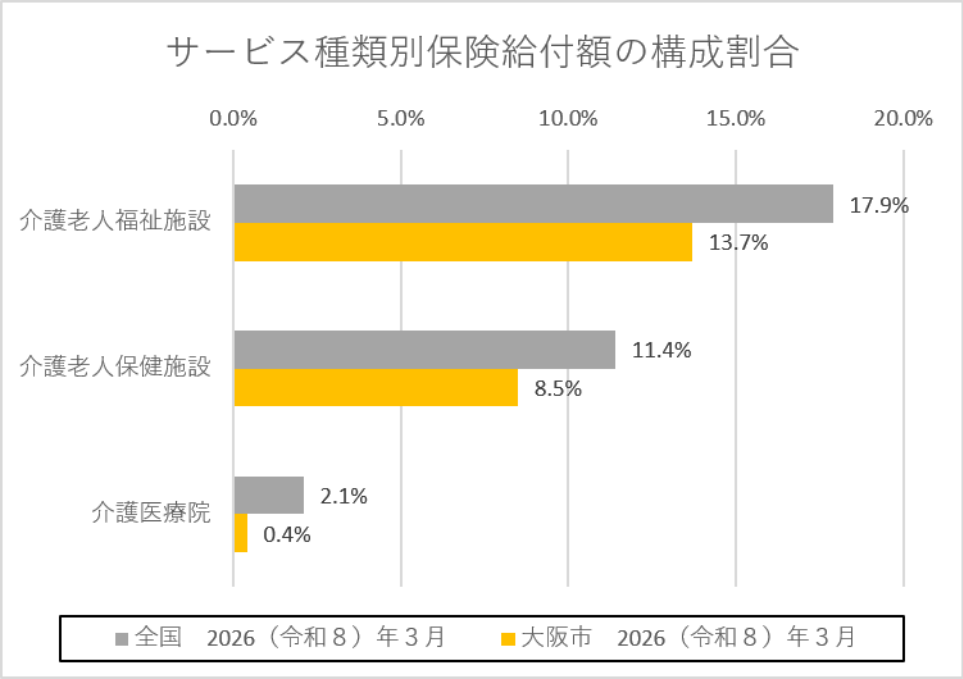


資料：介護保険事業状況報告

ユニボイス
貼り付け位置

③施設サービス

サービス種類別保険給付額の構成割合



資料：介護保険事業状況報告

ユニボイス
貼り付け位置

（4）第９期介護保険事業計画の状況

大阪市の第９期介護保険事業計画における計画値及び実績値については、下表のとおりとなっています。居宅サービスでは計画値を上回り、施設・居住系サービスでは計画値を下回っています。

（図表「第１号被保険者数及び要介護（要支援）認定者数」、「介護保険給付【介護保険事業計画と実績】」参照）

第１号被保険者数及び要介護（要支援）認定者数

			事業計画と実績		
			計画値(人)	実績(人)	実績割合
2024年度（R6年度）	第1号被保数		673,617	672,806	99.9%
		前期高齢者数	281,400	278,379	98.9%
		後期高齢者数	392,217	394,427	100.6%
	認定者数		190,235	190,348	100.1%
2025年度（R7年度）	第1号被保数		671,621	669,911	99.7%
		前期高齢者数	270,304	269,563	99.7%
		後期高齢者数	401,317	400,348	99.8%
	認定者数		193,241	193,442	100.1%
2026年度（R8年度）	第1号被保数		673,134	-	-
		前期高齢者数	271,990	-	-
		後期高齢者数	401,144	-	-
	認定者数		195,168	-	-

※年度実績は月平均。
※認定者数には第２号被保険者を含む。

資料：大阪市福祉局

介護保険給付【介護保険事業計画と実績】

		事業計画と実績		
		計画値(千円)	実績(千円)	実績割合
2024（令和６）年度給付費計		312,732,336	307,553,862	98.3%
	居宅サービス	180,527,124	187,394,772	103.8%
	施設・居住系サービス	114,880,478	103,975,696	90.5%
	その他サービス	17,324,735	16,183,395	93.4%
2025（令和７）年度給付費計		325,315,483	319,843,150	98.3%
	居宅サービス	189,427,903	198,033,849	104.5%
	施設・居住系サービス	117,254,576	105,186,020	89.7%
	その他サービス	18,633,004	16,623,282	89.2%
2026（令和８）年度給付費計		335,617,387	-	-
	居宅サービス	197,624,463	-	-
	施設・居住系サービス	117,966,735	-	-
	その他サービス	20,026,189	-	-

資料：大阪市福祉局

ユニボイス
貼り付け位置

（大阪市の特徴ー高齢化と給付費の分析）

作成中

資料：介護保険事業状況報告、大阪市福祉局

ユニボイス
貼り付け位置

２　施設等の整備目標数・サービス目標量等

作成中

（１）施設等の整備目標数

介護保険施設の整備目標（年度末定員数）

（人）

	2027（令和９）年度	2028（令和１０）年度	2029（令和１１）年度
①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	作成中		
うち地域密着型介護老人福祉施設			
②介護老人保健施設			
③介護医療院			

居住系サービスの整備目標（年度末定員数）

（人）

	2027（令和９）年度	2028（令和１０）年度	2029（令和１１）年度
①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	作成中		
うち地域密着型介護老人福祉施設			
②介護老人保健施設			
③介護医療院			
①認知症対応型共同生活介護（グループホーム）			
②特定施設入居者生活介護			
うち地域密着型特定施設入居者生活介護			

ユニボイス
貼り付け位置

地域密着型サービスの必要利用定員総数（整備目標数）（人）

	小規模多機能型居宅介護			認知症対応型共同生活介護				地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護			地域密着型特定施設入居者生活介護		
	2027（令和９）年度	2028（令和10）年度	2029（令和11）年度	2027（令和９）年度	2028（令和10）年度	2029（令和11）年度		2027（令和９）年度	2028（令和10）年度	2029（令和11）年度	2027（令和９）年度	2028（令和10）年度	2029（令和11）年度
北区	作成中												
都島区													
福島区													
此花区													
中央区													
西区													
港区													
大正区													
天王寺区													
浪速区													
西淀川区													
淀川区													
東淀川区													
東成区													
生野区													
旭区													
城東区													
鶴見区													
阿倍野区													
住之江区													
住吉区													
東住吉区													
平野区													
西成区													
合計													

※上記の地域密着型サービスについては、整備エリア毎の必要利用定員総数を上回る場合でも、市域全体の必要利用定員総数の範囲内であれば、事業者指定を行う。

ユニボイス
貼り付け位置

（2）介護保険給付サービス等目標量

作成中

①居宅サービス

居宅サービスの目標量

作成中

ユニボイス
貼り付け位置

②施設サービス

施設サービスの目標量

サービス種別/サービス量	単位	2027（令和９）年度	2028（令和１０）年度	2029（令和１１）年度
①介護老人福祉施設（地域密着型介護老人福祉施設含む）	作成中			
②介護老人保健施設				
③介護医療院				

③地域密着型サービス

作成中

地域密着型サービスの目標量

サービス種別/サービス量	単位	2027（令和９）年度	2028（令和１０）年	2029（令和１１）年
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人／月	作成中		
②夜間対応型訪問介護	人／月			
③地域密着型通所介護	回／週			
④認知症対応型通所介護	回／週			
介護予防認知症対応型通所介護	回／週			
⑤小規模多機能型居宅介護	人／月			
介護予防小規模多機能型居宅介護	人／月			
⑥認知症対応型共同生活介護	人／月			
介護予防認知症対応型共同生活介護	人／月			
⑦地域密着型特定施設入居者生活介護	人／月			
⑧地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人／月			
⑨看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）	人／月			

ユニボイス
貼り付け位置

地域密着型サービスの整備エリアごとのサービス量

	①定期巡回・随時対応型訪問介護看護（単位：人／月）			②夜間対応型訪問介護（単位：人／月）			③地域密着型通所介護（単位：回／週）		
	2027（令和９）年度	2028（令和１０）年度	2029（令和１１）年度	2027（令和９）年度	2028（令和１０）年度	2029（令和１１）年度	2027（令和９）年度	2028（令和１０）年度	2029（令和１１）年度
北区									
都島区									
福島区									
此花区									
中央区									
西区									
港区									
大正区									
天王寺区									
浪速区									
西淀川区									
淀川区									
東淀川区									
東成区									
生野区									
旭区									
城東区									
鶴見区									
阿倍野区									
住之江区									
住吉区									
東住吉区									
平野区									
西成区									
合計									

作成中

ユニボイス
貼り付け位置

	④認知症対応型通所介護（単位：回／週）								
				認知症対応型通所介護			介護予防認知症対応型通所介護		
	2027（令和９）年度	2028（令和１０）年度	2029（令和１１）年度	2027（令和９）年度	2028（令和１０）年度	2029（令和１１）年度	2027（令和９）年度	2028（令和１０）年度	2029（令和１１）年度
北区	作成中								
都島区									
福島区									
此花区									
中央区									
西区									
港区									
大正区									
天王寺区									
浪速区									
西淀川区									
淀川区									
東淀川区									
東成区									
生野区									
旭区									
城東区									
鶴見区									
阿倍野区									
住之江区									
住吉区									
東住吉区									
平野区									
西成区									
合計									

ユニボイス
貼り付け位置

	⑤小規模多機能型居宅介護（単位：人／月）									⑥認知症対応型共同生活介護（単位：人／月）								
				小規模多機能型居宅介護			介護予防小規模多機能型居宅介護						認知症対応型共同生活介護			介護予防認知症対応型共同生活介護		
	2027（令和9）年度	2028（令和10）年度	2029（令和11）年度	2027（令和9）年度	2028（令和10）年度	2029（令和11）年度	2027（令和9）年度	2028（令和10）年度	2029（令和11）年度	2027（令和9）年度	2028（令和10）年度	2029（令和11）年度	2027（令和9）年度	2028（令和10）年度	2029（令和11）年度	2027（令和9）年度	2028（令和10）年度	2029（令和11）年度
北区	作成中																	
都島区																		
福島区																		
此花区																		
中央区																		
西区																		
港区																		
大正区																		
天王寺区																		
浪速区																		
西淀川区																		
淀川区																		
東淀川区																		
東成区																		
生野区																		
旭区																		
城東区																		
鶴見区																		
阿倍野区																		
住之江区																		
住吉区																		
東住吉区																		
平野区																		
西成区																		
合計																		

ユニボイス
貼り付け位置

	⑦地域密着型特定施設入居者生活介護（単位：人／月）			⑧地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（単位：人／月）			⑨看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）（単位：人／月）		
	2027（令和9）年度	2028（令和10）年度	2029（令和11）年度	2027（令和9）年度	2028（令和10）年度	2029（令和11）年度	2027（令和9）年度	2028（令和10）年度	2029（令和11）年度
北区 都島区 淀川区 東淀川区 旭区	作成中								
福島区 此花区 西区 港区 大正区 西淀川区									
中央区 天王寺区 浪速区 東成区 生野区 城東区 鶴見区									
住之江区 住吉区 西成区									
阿倍野区 東住吉区 平野区									
合計									

ユニボイス
貼り付け位置

④介護予防・日常生活支援総合事業

・介護予防・生活支援サービス事業

作成中

介護予防・日常生活支援総合事業の目標量　（延べ人数／年）

		2027 （令和９）年度	2028 （令和１０）年度	2029 （令和１１）年度
訪問型 サービス	介護予防型訪問サービス			
	生活援助型訪問サービス			
	住民の助け合いによる 生活支援活動事業			
	サポート型訪問サービス			
通所型 サービス	介護予防型通所サービス			
	短時間型通所サービス			
	選択型通所サービス			

作成中

・介護予防ポイント事業

高齢者が社会参加を通じて自身の介護予防を図ることを積極的に支援するため、2015（平成27 年）10 月から本事業を開始しておりますが、新型コロナウイルス感染症の流行が続くなかで、施設等の活動受入れ休止により活動者数が減少する等の影響もありました。目標量については、活動実績及び今後の事業展開の見込みに基づき設定しております。

一般介護予防事業の目標量

	2027 （令和9）年度	2028 （令和10）年度	2029 （令和11）年度
介護予防ポイント事業活動者数（年間）	580 人	610 人	660 人

ユニボイス
貼り付け位置

・一般介護予防事業評価事業

一般介護予防事業を含む介護予防・日常生活支援総合事業全体の進捗状況や計画目標値の達成状況等について、調査、分析、評価を行い、必要に応じて、計画目標値の見直しや分析結果の公表を行います。

⑤包括的支援事業

・地域包括支援センターの運営

高齢者が身近な地域で相談できる体制を構築するため、各日常生活圏域に地域包括支援センターを設置運営しています（R9年度現在：68か所）。

・在宅医療・介護連携推進事業

切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築の推進を図るため、「在宅医療・介護連携相談支援室」を24区に設置し、医療・介護関係者等からの相談を受けるとともに、連絡調整・情報提供等の支援を行い、多職種間の円滑な相互理解や情報共有が行える体制を構築します。

・認知症総合支援事業

（認知症初期集中支援チームの配置）

医療・介護・福祉の専門職で構成する認知症初期集中支援チームが、ご本人やご家族等からの相談を受け、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、必要な医療や介護サービス等につなぐための支援や家族支援等の初期の支援を包括的、集中的に行い、自立生活のサポートを行います。

（認知症地域支援推進員の配置）

認知症地域支援推進員を各区に配置し、若年性認知症の人への支援や、地域の関係機関の支援ネットワークの構築、認知症の人の社会参加の促進に係る取組等を行います。

ユニボイス
貼り付け位置

（オレンジサポーター地域活動促進事業）

各区の認知症強化型地域包括支援センターに認知症地域支援コーディネーターを配置し、認知症の人やその家族を中心に、地域住民などが共に支え合う取組を行うちーむオレンジサポーターの立上げや活動の支援を行うほか、認知症の人にやさしい取組を行う企業や団体等をオレンジパートナーとして登録・公表することを通じて、認知症の人やその家族が安心して暮らし続けることができる地域づくりに取り組みます。

・生活支援体制整備事業

生活支援・介護予防サービスの充実を図るため、24 区に第１層生活支援コーディネーターを配置するとともに、68 の日常生活圏域には第２層生活支援コーディネーターを配置し、高齢者の支援ニーズと地域資源の把握や、ボランティア等の生活支援の担い手の養成、関係者間のネットワークの構築などを通じて、地域における必要な生活支援サービスの充実に向けて取り組んでいます。

包括的支援事業の目標量

		2027（令和９）年度	2028（令和 10）年度	2029（令和 11）年度
地域包括支援センターの運営（設置箇所）		68 か所	68 か所	68 か所
在宅医療・介護連携推進事業	在宅医療・介護連携相談窓口設置箇所数	24 か所	24 か所	24 か所
認知症総合支援事業	認知症初期集中支援チーム設置箇所数	24 か所	24 か所	24 か所
	認知症地域支援推進員設置箇所数	24 か所	24 か所	24 か所
	ちーむオレンジサポーターにかかるコーディネーター設置箇所数	24 か所	24 か所	24 か所
生活支援体制整備事業	生活支援コーディネーター（ＳＣ）の配置（行政圏域）	24 圏域	24 圏域	24 圏域
	生活支援コーディネーター（ＳＣ）の配置（日常生活圏域）	68 圏域	68 圏域	68 圏域

ユニボイス
貼り付け位置

３　自立支援・重度化防止等に係る取組と目標

高齢化が進展する中で、地域包括ケアシステムを推進するとともに、制度の持続可能性を維持するためには、保険者機能を強化し、高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた取組を推進することが重要であるとの観点から、2017（平成29）年の法改正では、市町村の介護保険事業計画に、「被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護保険給付等に要する費用の適正化に関し、市町村が取り組むべき施策に関する事項」と「その目標に関する事項」を記載するとともに、その取組の達成状況については、毎年度、調査・分析して、自己評価を行い、公表するよう努めることが定められています。

また、平成 30 年度及び令和２年度には、市町村や都道府県の様々な取組の達成状況を評価できるよう客観的な指標を設定したうえで、市町村等の高齢者の自立支援・重度化防止等の取組を推進するための財政的インセンティブ「保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金」が創設され、市町村等においては、この交付金を活用し、自らの取組に係る評価結果を踏まえつつ、課題解決に向けた取組内容の改善や充実を図っていくことが求められています。

大阪市におきましては、取組とその目標を次のとおり設定しています。

（１）高齢者の自立支援、介護予防・重度化防止等に資する取組の推進

取組内容	第 10 期の目標
〈在宅医療と介護の連携〉	
○在宅医療・介護連携推進事業の推進	
地域の関係団体等が参画する各区の「在宅医療・介護連携推進会議」等において、現状分析により抽出された課題をもとに対応策を検討します。	すべての区において、区役所が会議を開催し、現状を分析し、課題を抽出のうえ、対応策を立案する。

ユニボイス
貼り付け位置

取組内容	第10期の目標
○医療・介護関係者の支援	
在宅医療と介護が切れ目なく提供できるよう、多職種による連携体制の構築を進めていきます。	すべての区において、地域の実情に応じた切れ目のない在宅医療・介護のサービス提供体制のニーズ・あり方について検討する。
○在宅医療・介護連携推進事業の評価・改善	
ＰＤＣＡサイクルに沿って地域の実情に応じた柔軟な取組を進めることで、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築を進めます。	すべての区において、めざす姿・目標を設定し、対応策について評価・改善を行う。

ユニボイス
貼り付け位置

取組内容	第１０期の目標
＜地域包括支援センターの機能強化＞	
○地域包括支援センターの資質の向上	
地域包括支援センター運営協議会において地域包括支援センターの事業の評価を行い、その結果に基づいた助言・支援を地域包括支援センターに対して行うとともに、必要な研修等の実施を通じて、地域包括支援センターの資質の向上を図ります。	事業評価指標※に基づく評価結果 目標値等：全ての地域包括支援センターが全ての項目を満たす。 ※総合相談の実施状況や地域ケア会議の開催状況など、地域包括支援センターの事業の基本的な事項に関する評価指標
＜認知症の人への支援＞	
○認知症初期集中支援推進事業の推進	
早期に認知症の鑑別診断が行われ、速やかに適切な医療・介護等が受けられる初期の対応体制を構築し、認知症の人とその家族などの支援を包括的・集中的に行い、認知症の人の自立生活をサポートするため、認知症初期集中支援チームの活動を推進します。	医療・介護等の支援につながった割合 目標値：90%以上／年 ※介護保険サービスやインフォーマルサービスの他、本人に必要と考えられる何らかの支援につながったものを含む。 支援終了時における在宅生活率 目標値：80%以上／年
○介護予防ポイント事業の推進	
社会参加や地域貢献活動を通じた介護予防活動を推進するため、介護予防ポイント事業に参加する高齢者の一層の増加をめざした取組を推進します。	介護予防ポイント事業活動者数 2027（令和9）年度末　580 人 2028（令和 10）年度末　610 人 2029（令和 11）年度末　660 人

ユニボイス
貼り付け位置

取組内容	第10期の目標
○生活期におけるリハビリテーションサービス提供体制の充実	
市民のリハビリテーションに対する意識向上を図るための周知・啓発や、ケアマネジャーの自立支援型ケアマネジメントの意識を向上するための自立支援型ケアマネジメント検討会議の開催など、リハビリテーションサービスの利用促進に向けた効果的な取組を実施します。	リハビリテーションサービスの利用促進 ・通所リハビリテーション利用率 2027（令和９）年度末時点 6.6% 2028（令和 10）年度末時点 6.8% 2029（令和 11）年度末時点 7.1%
＜生活支援体制の基盤整備の推進＞	
○住民主体の通いの場の充実	
介護予防に資する通いの場について、厚生労働省が参加する高齢者の割合を2040年までに15%とすることをめざしていることを勘案し、地域ニーズに応じた住民主体の通いの場づくりを支援する取組を推進します。	介護予防に資する通いの場の参加率 2027（令和9）年度　13.5%　（人数目安：90,600人） 2028（令和10）年度　13.6%　（人数目安：91,300人） 2029（令和 11）年度　13.7%　（人数目安：92,000 人） ※人数目安は、令和7年高齢者人口数での試算です。
＜介護支援専門員の質の向上＞	
○ケアマネスキルアップ事業	
介護支援専門員の「気づき」を促すとともに「自立支援に資するケアマネジメント」及び「基準違反等のない適正なケアプランの作成」の実践に向けた取組を支援するために、居宅介護支援事業所が作成するケアプランの点検・評価や講習会の開催等を行います。	ケアマネスキルアップ事業 ・参加率 2027（令和9）年度～2029（令和11）年度の対象事業所のうち 90%以上

ユニボイス
貼り付け位置

（２）介護給付等に要する費用の適正化の推進

取組内容	第10期の目標
○ケアプランチェック	
個々の受給者が真に必要とする過不足のないサービス提供の確保等を目的として、区分支給限度基準額の割合が７割以上かつ利用サービスの６割以上が訪問介護サービスとなっているケアプランを取り寄せ、点検を行うとともに、居宅介護支援事業所を訪問し、ケアプランの記載内容について、介護支援専門員とともに確認検証し、「気づき」を促すとともに「自立支援に資するケアマネジメント」の実践に向けた取組を支援します。	（１）区分支給限度基準額の割合が７割以上かつ利用サービスの６割以上が訪問介護サービスとなっているケアプラン検証 点検プラン数 2027（令和９）年度～2029（令和11）年度　各年度700プラン以上 （２）ケアプランチェック（居宅サービス計画） 点検プラン数 2027（令和９）年度～2029（令和11）年度192事業所以上
○介護給付費支払実績点検（縦覧点検）	
国民健康保険団体連合会に業務を委託し、国民健康保険団体連合会から保険者に対して提供される介護給付情報と医療給付情報の突合結果をもとに、給付状況等を確認します。疑義がある内容について、各事業者へ照会を行い、重複請求等請求の誤りが判明した場合は、返還を求めます。	介護給付と医療給付との支払実績突合点検（医療情報との突合） 2027（令和９）年度　8,050件 2028（令和10）年度　8,100件 2029（令和11）年度　8,150件
○有料老人ホーム等において介護サービスを提供する事業者に対する重点的な運営指導	
有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等（特定施設入居者生活介護事業所を除く）において介護サービスを提供する事業者に対し、国民健康保険団体連合会のデータ等を活用し、重点的な指導を行います。	有料老人ホーム等において複数の利用者に一定割合以上の介護保険サービスを提供している訪問介護事業所等（高齢者住まい関連事業所）への運営指導件数 2027（令和９）～2029（令和11）年度 ８５件以上

ユニボイス
貼り付け位置

○公平・公正な要介護（要支援）認定調査	
公平・公正な要介護（要支援）認定を行うためには、適正な認定調査や審査判定を行う必要があることから、認定調査員等に対する新規研修・現任研修を行うとともに、必要に応じ保健師の同行や手話通訳者等を派遣することにより的確な審査判定資料を作成し、全国一律の基準により審査・判定を行います。	認定調査員等研修（新規・現任） 2027(令和９)年度 436 人 2028(令和 10)年度 436 人 2029(令和 11)年度 436 人 保健師の同行・手話通訳者等の派遣 必要に応じて実施

ユニボイス
貼り付け位置

（3）その他

取組内容	第 10 期の目標
○介護サービス事業所に対する指導	
介護サービス事業所に対する運営指導の一部委託を継続し、運営指導の実施率の向上を図ると共に、市職員が虐待や不正請求等の重要案件に一層、重点的に取り組めるようにしていきます。	運営指導実施率 2027（令和 9）～2029（令和 11）各年度 16.6%以上
○高齢者虐待防止に関する取組の推進	
養介護施設従事者等に対しては、集団指導や運営指導、監査などの機会を通して、虐待防止や従事者の通報義務・職員のストレス対策について啓発を図るとともに、集団指導時に併せて、人権擁護に関する研修会を実施するなど高齢者虐待防止に関する研修等の取組を進めます。 また、高齢者の尊厳を傷つけるだけでなく、身体的機能の低下を引き起こすもとになりうる施設等における身体拘束についても、高齢者虐待として、引き続き養介護施設従事者の資質の向上や意識改革等による防止に向けた取組を進めます。	虐待防止等に関する研修参加事業所数 2027（令和9）年度～2029（令和 11）年度における集団指導対象事業所の 98%以上
○福祉・介護人材の育成等	
大阪市社会福祉研修・情報センターにおける研修の実施など、介護サービス事業等の従事者の資質向上に取り組みます。 また、福祉教材を活用した福祉教育の推進など、福祉に関する理解促進やイメージアップを図ります。	大阪市社会福祉研修・情報センターにおける研修に対する満足度評価（５段階評価）４以上 小学生向けの福祉教材を活用した福祉教育の実施により、福祉に対する小学生の理解が深まったと感じる小学校教員 80%以上
○介護職員処遇改善加算取得の促進	
介護職員の安定的な確保を図るとともに、事業主による介護職員の資質向上や雇用管理の改善の取組がより一層促進されるよう、国の処遇改善加算は段階的に拡充されており、大阪市としても、集団指導等において介護職員等処遇改善加算の取得勧奨を行うなど取得促進に引き続き取り組みます。	処遇改善加算取得事業所数 2027（令和9）年度 4,525 か所 2028（令和 10）年度 4,615 か所 2029（令和 11）年度 4,717 か所

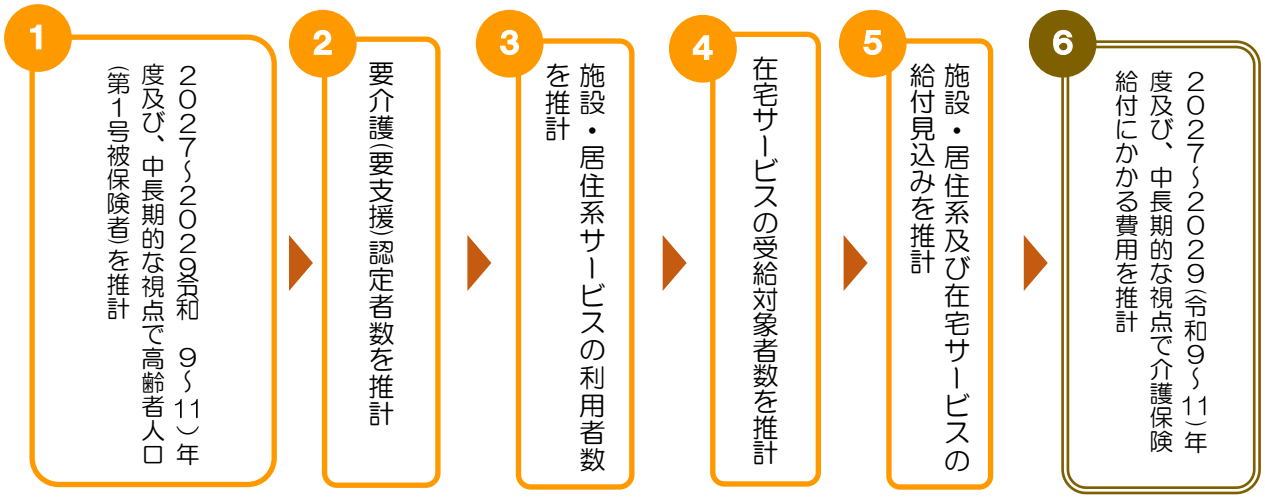
ユニボイス
貼り付け位置

第８章　介護保険給付に係る費用の見込み等

作成中

１　介護保険給付に係る費用算定の流れ

国から示されている介護サービス見込み量算出の流れに沿って、次のとおり費用算定を行いました。



ユニボイス
貼り付け位置

２　高齢者人口（第１号被保険者数）の推計

大阪市においては、総人口が減少する一方で、65歳以上の人口は横ばい及び増加となることから、今後も高齢化が進展することが見込まれています。

大阪市の第 10 期介護保険事業計画の策定においては、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口」を、厚生労働省が示す方法により補正を行い、2027（令和 9）年～2029（令和 11）年に加え、2030（令和 12）年、2040（令和 22）年、2050（令和 32）年の人口推計を行うこととしました。

その結果、大阪市における高齢者人口（65 歳以上人口）は、2029 年（令和 11）年度には、前期高齢者（65 歳以上 75 歳未満の高齢者）が 27 万 9 千人、後期高齢者（75 歳以上の高齢者）39 万 7 千人、合計では 67 万 5 千人と推計し、高齢化率は、24.5%と推計しました。また、2030（令和 12）年度には、25.8%、2040（令和 22）年度には高齢化率は、28.9%になると推計しました。、2050（令和 32）年度には、34.4%となります。

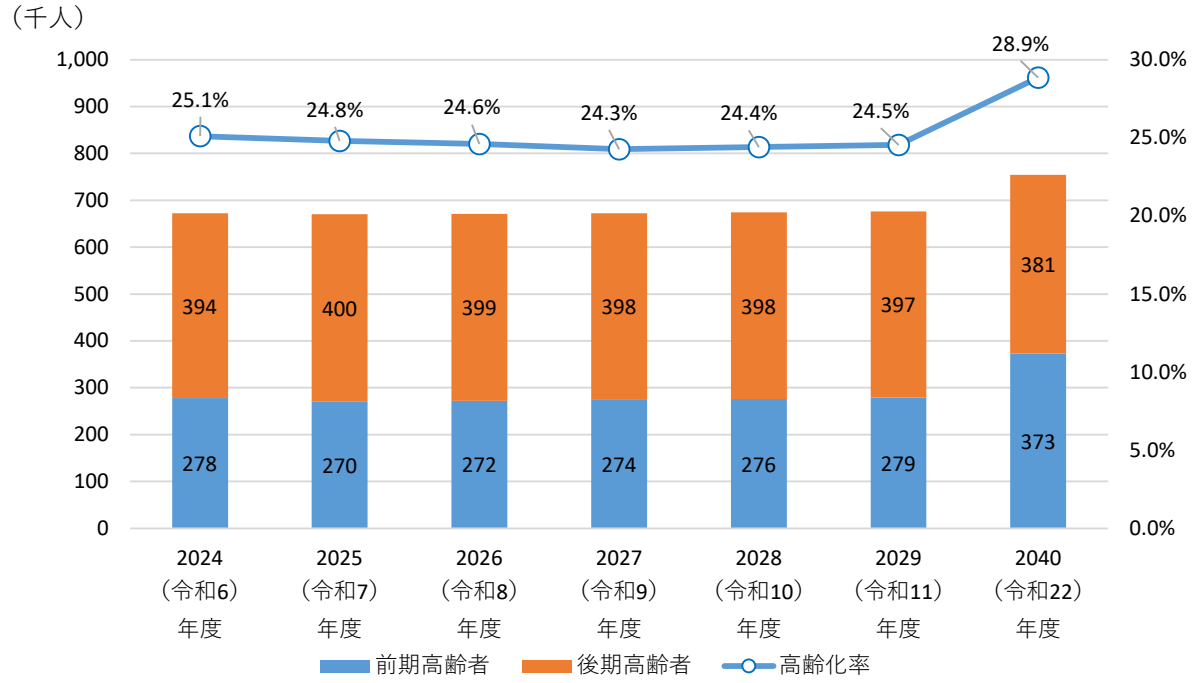
高齢者人口の推計

			第9期計画期間			第10期計画期間			
			2024（令和6）年度	2025（令和7）年度	2026（令和8）年度	2027（令和9）年度	2028（令和10）年度	2029（令和11）年度	2040（令和22）年度
高齢化率			25.1%	24.8%	24.6%	24.3%	24.4%	24.5%	28.9%
高齢者人口（千人）（第1号被保険者数）			673	670	671	673	674	675	754
	前期高齢者数		278	270	272	274	276	279	373
		全体に占める割合	41.3%	40.3%	40.5%	40.7%	40.9%	41.3%	49.5%
	後期高齢者数		394	400	399	398	398	397	381
		全体に占める割合	58.5%	59.7%	59.5%	59.1%	59.1%	58.8%	50.5%

※高齢化率：第1号被保険者数／推計人口（大阪市福祉局の推計による）

ユニボイス
貼り付け位置

高齢者人口の推移



ユニボイス
貼り付け位置

３　要介護（要支援）認定者数の推計

大阪市の認定率は、介護保険制度の開始以来伸び続けており、高齢化の進展に伴い、今後もひとり暮しの高齢者人口の伸び等が見込まれることから、引き続き第 10 期計画期間中も要介護（要支援）認定者数の上昇が想定されます。

第 10 期計画における要介護（要支援）認定者数を適切に反映させるため、直近１年間における認定者数の伸び率をもとに、2026（令和８）年度までの認定者数の推計を行い、2027（令和９）年度からは、認定率の高い後期高齢者の増加による認定者数の増加を考慮し推計しました。

その結果、2029（令和 11）年度の認定者数は 208,517 人、認定率は 30.9%となります。

一方、団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる 2040（令和 22）年度には認定者数は 218,213 人、認定率は 29.0%といったん低下します。

（図表「要介護（要支援）認定者数の推計」、P228 図表「要介護（要支援）認定率の推移」、「要介護（要支援）認定者数の推移」参照）

要介護（要支援）認定者数の推計

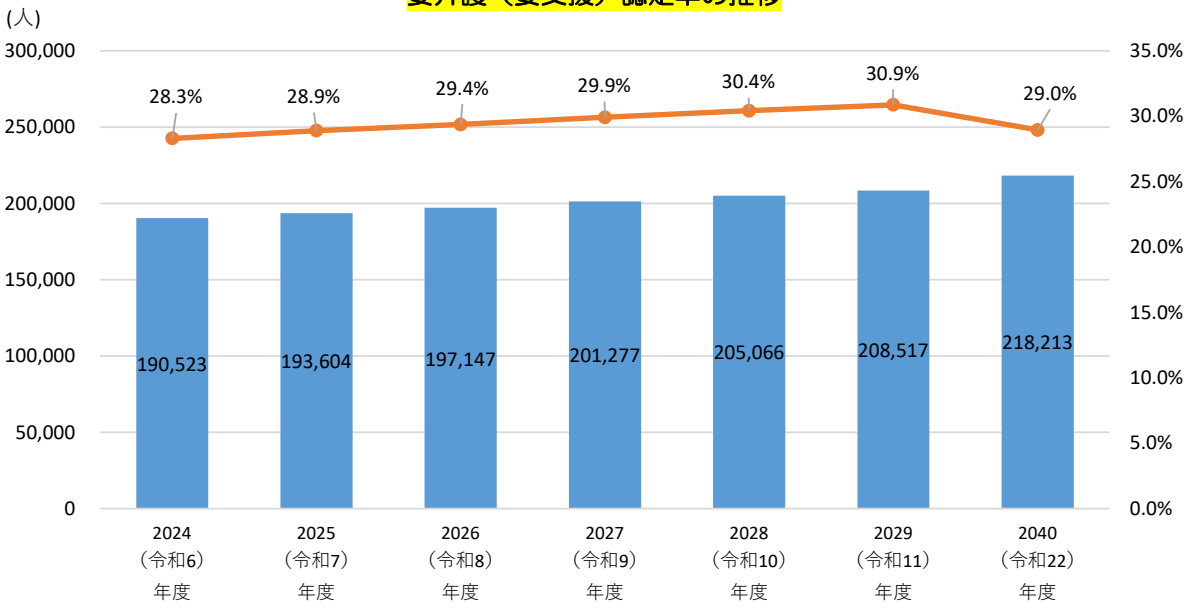
（人）

	第9期計画期間			第10期計画期間			
	2024（令和6）年度	2025（令和7）年度	2026（令和8）年度	2027（令和9）年度	2028（令和10）年度	2029（令和11）年度	2040（令和22）年度
認定者数	190,523	193,604	197,147	201,277	205,066	208,517	218,213
支援1	34,343	33,192	31,377	29,852	28,229	26,510	25,573
支援2	22,851	23,583	24,616	25,642	26,608	27,518	28,015
介護1	29,745	28,152	28,103	27,958	27,781	27,560	29,162
介護2	31,958	34,938	36,875	38,929	40,974	42,998	45,172
介護3	24,776	26,134	27,352	28,769	30,122	31,439	34,153
介護4	27,389	27,803	28,768	29,769	30,740	31,673	34,284
介護5	19,461	19,802	20,056	20,358	20,612	20,819	21,854
うち1号被保険者認定者数	187,280	190,260	193,801	197,961	201,755	205,213	215,215
認定率	28.3%	28.9%	29.4%	29.9%	30.4%	30.9%	29.0%

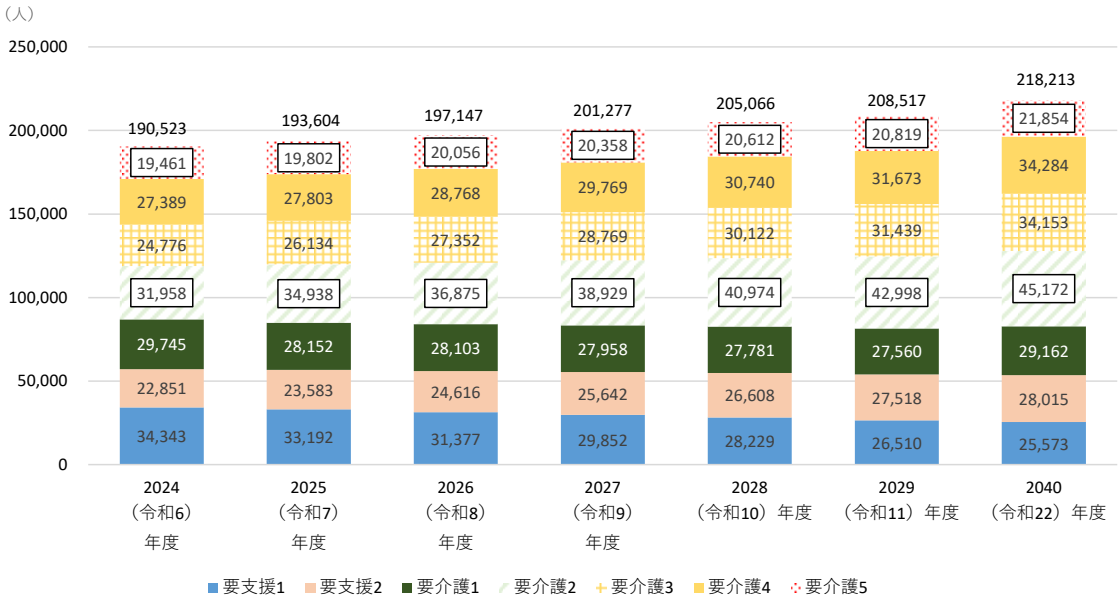
※2024(令和6)・2025(令和7)年度・2026(令和8)年度は９月末実績。

ユニボイス
貼り付け位置

要介護（要支援）認定率の推移



要介護（要支援）認定者数の推移



ユニボイス
貼り付け位置

４　施設・居住系サービス利用者数の推計

特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）の入所については、2015(平成27)年度から機能の重点化が図られ、新たに入所される方は原則要介護３以上となりましたが、要介護１又は２の方であっても、単身の方など、やむを得ない事情により在宅での生活が困難な場合は、特例入所が認められています。

これまでは利用ニーズを踏まえて、さまざまな施設・居住系サービスの充実を図り、総合的に高齢者ひとりひとりのニーズに合ったサービスが提供できるよう検討して、入所の必要性・緊急性が高い入所申込者が概ね１年以内に入所が可能となるよう特別養護老人ホームの整備に取り組んできました。

第９期計画においても、引き続き入所の必要性・緊急性の高い入所申込者が概ね１年以内に入所出来る状態が維持できるよう、老朽化が進んでいる施設の修繕・改修について必要な支援を行います。

また、「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナルケア」等の医療機能と、「生活施設」としての機能とを兼ね備えた「介護医療院」については、今後、増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズに対応するため、必要性を勘案しながら、整備を進めていきます。

その他の施設・居住系サービスについては、施設利用者数や入所希望者数、高齢者実態調査における利用意向などを踏まえ、必要な利用者数を見込んでいます。

施設・居住系サービス利用者数の推計

作成中

※1地域密着型サービスを含む　※2介護予防サービスを含む。

ユニボイス
貼り付け位置

５　在宅サービスの受給対象者数の推計

作成中

ユニボイス
貼り付け位置

６　サービス給付見込みの推計

作成中

ユニボイス
貼り付け位置

作成中

（2）施設サービスの給付見込み

施設サービスの給付見込み

作成中

ユニボイス
貼り付け位置

（３）地域密着型サービスの給付見込み

地域密着型サービスの給付見込み

作成中

ユニボイス
貼り付け位置

７　介護保険給付及び地域支援事業に係る費用の見込み

（１）介護保険給付及び地域支援事業に係る費用（利用者負担分を除く）の見込み

作成中

介護保険給付・地域支援事業・保健福祉事業に係る費用の見込み

（億円）

	第 9 期計画期間			第 10 期計画期間			第 10 期合計
	2024（令和6年度）	2025（令和 7）年度	2026（令和 8）年度	2027（令和 9）年度	2028（令和 10）年度	2029（令和 1）年度	
介護保険給付（計）	作成中						
居宅サービス費							
施設・居住系サービス費							
その他費用							
地域支援事業（計）							
総合事業							
一般介護予防事業							
包括的支援事業・任意事業							

ユニボイス
貼り付け位置

介護保険給付・地域支援事業・保健福祉事業に係る費用の推移

作成中

ユニボイス
貼り付け位置

（２）保険料段階及び保険料率の設定

作成中

ユニボイス
貼り付け位置

作成中

ユニボイス
貼り付け位置

（３）第１号被保険者（65 歳以上）の保険料

作成中

ユニボイス
貼り付け位置

（４）介護保険サービスの利用者負担額

作成中

ユニボイス
貼り付け位置

第９章　施策の推進体制

１　市民等の意見反映のための体制

高齢者施策を総合的かつ効果的に推進するとともに、介護保険事業の円滑な実施を確保することなどを目的として、被保険者、保健関係者、医療関係者、福祉関係者、学識経験者等で構成する「大阪市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会」を開催しています。

この会議では、市民からの公募委員や女性委員の積極的な参画等を図り、「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づいた総合的な高齢者施策の推進において、市民や関係団体の意見反映に努めています。

２　施策推進のための体制

高齢者施策に主体的に取り組み、その一層の推進を図るため、全庁的な組織として、福祉局長を委員長とする「大阪市高齢者施策連絡会議」を設置し、高齢者を支援する施策を総合的かつ円滑に推進するための体制整備を図るとともに、本計画で示した施策について、大阪府や関係機関・関係団体との連携を図りながら、その進捗管理を行っていきます。

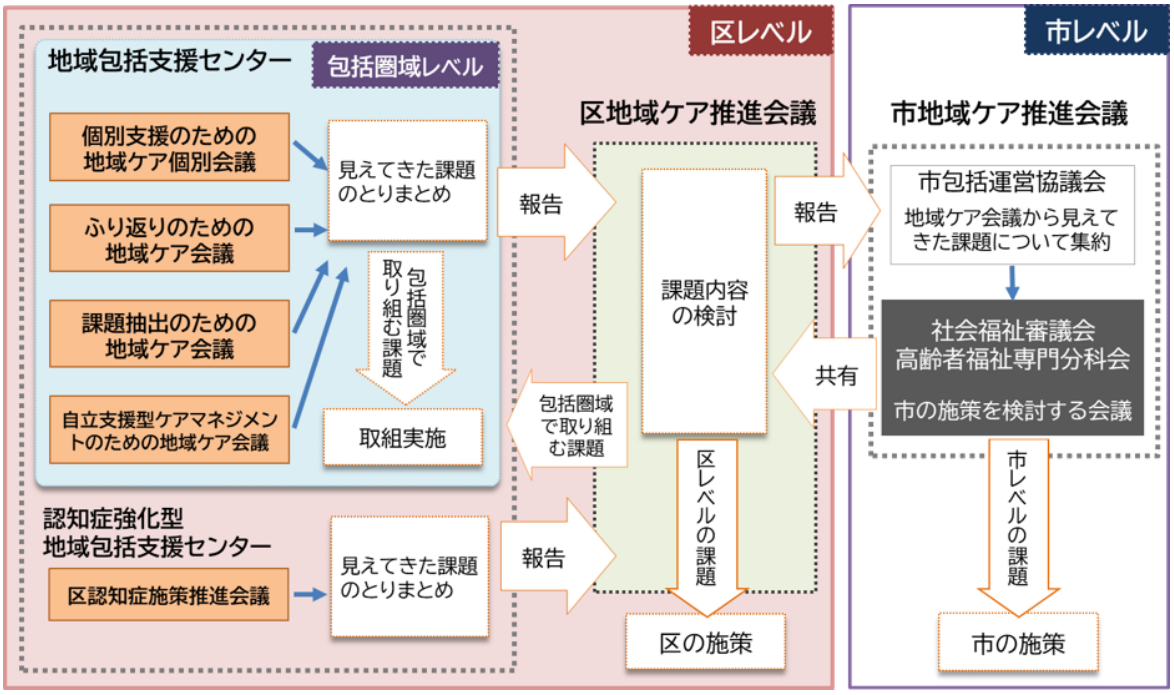
本計画に基づき高齢者施策を進めるにあたっては、引き続き、課題解決に向けて必要な情報・資料の収集・分析、ニーズや実態の把握のための調査・分析等を行いながら取り組んでいきます。計画の進捗状況の点検及び評価については、「大阪市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会」へ報告し、委員の意見などを踏まえながら、より効果的・効率的な高齢者施策の推進に向けた取組へつなげるとともに、地域の実情に応じた施策の推進のため、地域ケア会議等から見えてきた地域課題について、その課題の解決とともに、政策形成等につなげる取組を推進していきます。（図表「地域ケア会議等から政策形成につなげる仕組み」参照）

また、地域密着型サービスについては、「大阪市地域密着型サービス運営委員会」を設置し、サービスの質並びに適正な運営の確保に努めています。

地域包括支援センターについては、センターの設置、運営・評価に関することなどを協議する「大阪市地域包括支援センター運営協議会」を設置し、センターの円滑かつ適正な運営、公平・中立性の確保を図ります。

ユニボイス
貼り付け位置

地域ケア会議等から政策形成につなげる仕組み



ユニボイス
貼り付け位置